廃炉発官R4第105号

令和4年9月15日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の 一部補正について

令和3年8月23日付け廃炉発官R3第80号をもって申請しました福島第一原 子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書を別紙の通り一部補正 をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について,下記の箇所 を別添の通りとする。

補正箇所、補正理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

1号機原子炉建屋を覆う大型カバーへの換気設備他設置について, 審査の進捗を 踏まえ, 下記の通り補正を行う。

併せて、2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台排気 フィルタユニットから放出される放射性物質による一般公衆の実効線量評価方法 の統一に伴う記載の適正化、原規規発第2204221号及び原規規発第2205093号にて 認可された実施計画の反映を行う。

Ⅱ 特定原子力施設の設計,設備

- 2 特定原子力施設の構造及び設備,工事の計画
- 2.3 使用済燃料プール設備
 - 本文
 - ・1号機非常用注水設備の代替注水手段に関する記載について,自主保安設備 と扱うこととしたため,申請取り下げ
 - 添付資料-9
 - ・1号機非常用注水設備の代替注水手段に関する記載について,自主保安設備 と扱うこととしたため、申請取り下げ

2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備

本文

- ・原規規発第2204221号にて認可された実施計画の反映
- 記載の適正化
- 添付資料-3-1
 - ・換気設備の設計用外気温度条件の変更
 - ・1号機敷地境界線量の評価条件の変更
 - ・1号機,2号機敷地境界線量の評価方法の記載及び地表沈着の評価における 補正方法の変更
 - ・1号機大型カバー換気設備に係る確認事項の変更及び系統図,外形図の追加
 - ・原規規発第2204221号にて認可された実施計画の反映
 - ・記載の適正化
- 添付資料-4-3
 - 「令和3年2月13日の福島県沖の地震を踏まえた東京電力福島第一原子 力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方」を踏まえた、1号 機大型カバー換気設備の耐震性について、記載を追加
- 添付資料-7
 - ・変更なし

2.15 放射線管理関係設備等

本文

・原規規発第2204221号にて認可された実施計画の反映
 添付資料-1

・原規規発第2204221号にて認可された実施計画の反映

- Ⅲ 特定原子力施設の保安
- 第1編(1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉に係る保安措置) 第6章 放射性廃棄物管理
 - 第42条
 - ・原規規発第2204221号にて認可された実施計画の反映
 附則
 - ・原規規発第2205093号にて認可された実施計画の反映

第3編(保安に係る補足説明)

- 2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明
 - 2.1 放射性廃棄物等の管理
 - 2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理
 - ・原規規発第2204221号にて認可された実施計画の反映
 - 2.2 線量評価
 - 2.2.1 大気中に拡散する放射性物質に起因する実効線量 ・記載の適正化
- 3 放射線管理に係る補足説明
- 3.1 放射線防護及び管理
- 3.1.2 放射線管理
 - ・原規規発第2204221号にて認可された実施計画の反映

以 上

別添

2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備

- 2.11.1 基本設計
- 2.11.1.1 設置の目的

使用済燃料プールからの燃料取り出しは,燃料取り出し用カバー(又はコンテナ)の 設置による作業環境の整備,燃料等を取り扱う燃料取扱設備の設置を行い,燃料を使用 済燃料プール内の使用済燃料貯蔵ラックから取り出し原子炉建屋から搬出することを目 的とする。

使用済燃料プールからの燃料取り出し設備は、燃料取扱設備、構内用輸送容器、燃料 取り出し用カバーで構成される。燃料取扱設備は、燃料取扱機、クレーンで構成され、 燃料取り出し用カバーにより支持される。なお、燃料の原子炉建屋外への搬出には、構 内用輸送容器を使用する。

また、クレーンはオペレーティングフロア上での資機材運搬や揚重等にも使用する。

- 2.11.1.2 要求される機能
 - (1) 燃料取扱設備

燃料取扱設備は,二重のワイヤなどにより落下防止を図る他,駆動源喪失時にも燃 料集合体を落下させない設計とする。

また, 遮蔽, 臨界防止を考慮した設計とする。

(2) 構内用輸送容器

構内用輸送容器は,除熱,密封,遮蔽,臨界防止を考慮した設計とする。また,破 損燃料集合体を収納して輸送する容器については,燃料集合体の破損形態に応じて輸 送中に放射性物質の飛散・拡散を防止できる設計とする。

(3) 燃料取り出し用カバー

燃料取り出し用カバーは,燃料取扱設備の支持,作業環境の整備及び放射性物質の 飛散・拡散防止ができる設計とする。

- 2.11.1.3 設計方針
 - (1) 燃料取扱設備
 - a. 落下防止
 - (a) 使用済燃料貯蔵ラック上には、重量物を吊ったクレーンを通過できないようにイ ンターロックを設け、貯蔵燃料への重量物の落下を防止できる設計とする。
 - (b) 燃料取扱機の燃料把握機は、二重のワイヤや種々のインターロックを設け、また、 クレーンの主要要素は、二重化を施すことなどにより、燃料移送操作中の燃料集 合体等の落下を防止できる設計とする。

b. 遮蔽

燃料取扱設備は,使用済燃料プールから構内用輸送容器への燃料集合体の収容操 作を,燃料の遮蔽に必要な水深を確保した状態で,水中で行うことができる設計と するか,放射線防護のための適切な遮蔽を設けて行う設計とする。

c. 臨界防止

燃料取扱設備は、燃料集合体を一体ずつ取り扱う構造とすることにより、燃料の 臨界を防止する設計とする。

d. 放射線モニタリング

燃料取扱エリアの放射線モニタリングのため,放射線モニタを設け放射線レベル を測定し,これを免震重要棟集中監視室に表示すると共に,過度の放射線レベルを 検出した場合には警報を発し,放射線業務従事者に伝える設計とする。

- e. 単一故障
 - (a) 燃料取扱機の燃料把握機は、二重のワイヤや燃料集合体を確実につかんでいない 場合には吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気等の駆動源が喪 失した場合にも、フックから燃料集合体が外れない設計とする。
 - (b) 燃料取扱機の安全運転に係わるインターロックは電源喪失,ケーブル断線で安全 側になる設計とする。
 - (c) クレーンの主要要素は、二重化を施すことなどにより、移送操作中の構内用輸送 容器等の落下を防止できる設計とする。
- f. 試験検査

燃料取扱設備のうち安全機能を有する機器は,適切な定期的試験及び検査を行う ことができる設計とする。

また,破損燃料を取り扱う場合,燃料取扱設備は,破損形態に応じた適切な取扱 手法により,移送中の放射性物質の飛散・拡散を防止できる設計とする。

- (2) 構内用輸送容器
 - a. 除熱

使用済燃料の健全性及び構内用輸送容器構成部材の健全性が維持できるように, 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去できる設計とする。

b. 密封

周辺公衆及び放射線業務従事者に対し,放射線被ばく上の影響を及ぼすことのないよう,使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込める設計とする。

c. 遮蔽

内部に燃料を入れた場合に放射線障害を防止するため,使用済燃料の放射線を適 切に遮蔽する設計とする。

$\rm I\!I\, -2 - 11 - 2$

d. 臨界防止

想定されるいかなる場合にも、燃料が臨界に達することを防止できる設計とする。

また,破損燃料集合体を収納して輸送する容器は燃料集合体の破損形態に応じて 輸送中に放射性物質の飛散・拡散を防止できる設計とする。

- (3) 燃料取り出し用カバー
 - a. 燃料取り出し作業環境の整備

燃料取り出し用カバーは,燃料取り出し作業に支障が生じることのないよう,風 雨を遮る設計とする。

また,必要に応じ燃料取り出し用カバー内にローカル空調機を設置し,カバー内 の作業環境の改善を図るものとする。

b. 放射性物質の飛散・拡散防止

燃料取り出し用カバーは,隙間を低減するとともに,換気設備を設け,排気はフ ィルタユニットを通じて大気へ放出することにより,カバー内の放射性物質の大気 への放出を抑制できる設計とする。

2.11.1.4 供用期間中に確認する項目

- (1) 燃料取扱設備 燃料取扱設備は,動力源がなくなった場合においても吊り荷を保持し続けること。
- (2) 構内用輸送容器 構内用輸送容器は,除熱,密封,遮蔽,臨界防止の安全機能が維持されていること。
- (3) 燃料取り出し用カバー 対象外とする。
- 2.11.1.5 主要な機器
 - (1) 燃料取扱設備

燃料取扱設備は、燃料取扱機、クレーンで構成する。

a. 燃料取扱機

燃料取扱機は,使用済燃料プール及びキャスクピット上を水平に移動するブリッジ並びにその上を移動するトロリで構成する。

b. クレーン

クレーンは、オペレーティングフロア上部を水平に移動するガーダ及びその上を 移動するトロリで構成する。

(2) 構內用輸送容器

構内用輸送容器は、容器本体、蓋、バスケット等で構成する。

(3) 燃料取り出し用カバー

燃料取り出し用カバーは、2号機を除き使用済燃料プールを覆う構造としており、 必要により、燃料取扱機支持用架構及びクレーン支持用架構を有する。

なお,2号機については,燃料取扱機支持用架構及びクレーン支持用架構を有する 燃料取り出し用構台を新設し,既存の原子炉建屋に新たに設ける開口部から,燃料取 扱設備を出し入れする構造とする。

また、燃料取り出し用カバーは換気設備及びフィルタユニットを有する。

1号機の燃料取り出し用カバーは、大型カバーとその内部に設ける内部カバーで構成する。

なお,換気設備の運転状態やフィルタユニット出入口で監視する放射性物質濃度等 の監視状態は現場制御盤及び免震重要棟集中監視室に表示され,異常時は警報を発す るなどの管理を行う。

- 2.11.1.6 自然災害対策等
 - (1) 津波

燃料取扱設備は,東北地方太平洋沖地震津波相当の津波が到達しないと考えられる 原子炉建屋オペレーティングフロア上(地上からの高さ約30m)に設置する。

燃料取り出し用カバーは鉄骨構造と鋼製の外装材により構成されているが,閉空間 になっておらず,津波襲来時には,水は燃料取り出し用カバーの裏側に回り込み,津 波による影響を受けない。

(2) 豪雨, 台風, 竜巻, 落雷

燃料取り出し用カバーは,建築基準法及び関係法令に基づいた風圧力に対し耐えら れるよう設計する。

燃料取扱設備は,建築基準法及び関係法令に基づいた風圧力に対し耐えられるよう 設計している燃料取り出し用カバー内に設置する。

燃料取出し用カバーは外装材で覆うことにより風雨を遮る設計とする。 燃料取扱設 備は、風雨を遮る設計である燃料取出し用カバー内に設置する。

燃料取扱設備および燃料取り出し用構台は建築基準法及び関連法令に従い必要に応じて避雷設備を設ける。

(3) 外部人為事象

外部人為事象に対する設計上の考慮については、Ⅱ.1.14 参照。

(4) 火災

燃料取り出し用カバー及び燃料取り出し用カバー内外の主要構成機器は不燃性のも のを使用し、電源盤については不燃性又は難燃性、ケーブルについては難燃性のもの を可能な限り使用し、火災が発生することを防止する。火災の発生が考えられる箇所 について、火災の早期検知に努めるとともに、消火器を設置することで初期消火活動 を可能にし、火災により安全性を損なうことのないようにする。

(5) 環境条件

燃料取扱設備については、燃料取り出し用カバーに換気設備を設け、排気はフィル タユニットを通じて大気へ放出することとしている。

燃料取り出し用カバーの外部にさらされている鉄骨部及び機器等は,劣化防止を目 的に,塗装を施す。

(6) 被ばく低減対策

放射線業務従事者が立ち入る場所の外部放射線に係る線量率を把握し,作業時間等 を管理することで,作業時の被ばく線量が法令に定められた線量限度を超えないよう にする。

また,放射線業務従事者の被ばく線量低減策として,大組した構造物をクレーンに てオペレーティングフロアへ吊り込むことにより,オペレーティングフロア上での有 人作業の削減を図る。

- 2.11.1.7 運用
 - (1) 燃料集合体の健全性確認

使用済燃料プールに貯蔵されている燃料集合体について、移送前に燃料集合体の機 械的健全性を確認する。

- (2) 破損燃料の取り扱い 燃料集合体の機械的健全性確認において,破損が確認された燃料集合体を移送する 場合には,破損形態に応じた適切な取扱手法及び収納方法により,放射性物質の飛散・ 拡散を防止する。
- 2.11.1.8 構造強度及び耐震性
 - (1) 構造強度
 - a. 燃料取扱設備

燃料取扱設備は,設計,材料の選定,製作及び検査について,適切と認められる 規格及び基準による。

燃料取扱設備は、地震荷重等の適切な組合せを考慮しても強度上耐え得る設計と する。

b. 構内用輸送容器

構内用輸送容器は取扱中における衝撃,熱等に耐え,かつ,容易に破損しない設 計とする。

構内用輸送容器は,設計,材料の選定,製作及び検査について適切と認められる 規格及び基準によるものとする。 c. 燃料取り出し用カバー

燃料取り出し用カバーは,設計,材料の選定,製作及び検査について,適切と認 められる規格及び基準を原則とするが,特殊な環境下での設置となるため,必要に 応じ解析や試験等を用いた評価により確認する。

燃料取り出し用カバーは,燃料取扱設備を支持するために必要な構造強度を有す る設計とする。

- (2) 耐震性
 - a. 燃料取扱設備
 - (a) 燃料取扱機

燃料取扱機は、使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラックへの波及的影響を考 慮することとし、検討に用いる地震動として基準地震動 Ss により使用済燃料プー ル、使用済燃料貯蔵ラックへ落下しないことの確認を行う。

耐震性に関する評価にあたっては、「JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針」 に準拠することを基本とするが、必要に応じて試験結果等を用いた現実的な評価 を行う。

(b) クレーン

クレーンは、使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラックへの波及的影響を考慮 する。クレーンは、「JEAG4601・補-1984 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分 類・許容応力編」に基づき、通常時は使用済燃料プール上にはなく、基準地震動 Ss が発生して使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラックを損傷させる可能性は少な いため、検討に用いる地震動として弾性設計用地震動 Sd により使用済燃料プール、 使用済燃料貯蔵ラックへ落下しないことの確認を行う。

耐震性に関する評価にあたっては、「JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針」 に準拠することを基本とするが、必要に応じて試験結果等を用いた現実的な評価 を行う。

b. 燃料取り出し用カバー

燃料取り出し用カバーは、2021 年 9 月 8 日の原子力規制委員会で示された耐震設計の考え方を踏まえ、その安全機能の重要度、地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響(公衆への被ばく影響)や廃炉活動への影響等を考慮した上で、 核燃料物質を非密封で扱う燃料加工施設や使用施設等における耐震クラス分類を参 考にして適切な耐震設計上の区分を行うとともに、適切と考えられる設計用地震力 に十分耐えられる設計とする。

ただし,2021年9月8日以前に認可された設備については,「発電用原子炉施設に 関する耐震設計審査指針」を参考にして耐震クラスを分類している。 2.11.2 基本仕様

2.11.2.1 主要仕様

(1) 燃料取扱設備

- (3号機及び4号機を除く)
- a. 燃料取扱機
- 個数1 式b. クレーン個数1 式
- (4号機)

a. 燃料取提	及機		
型式		燃料把握機付移床	式
基数		1 基	
定格荷	重	燃料把握機	: 450kg
		補助ホイスト	: 450kg

b. クレーン

型式		天井走行式	
基数		1基	
定格荷	貢重	主巻	:100t
		補巻	:5t
		ホイスト	:10t

c. エリア放射線モニタ

検出器の種類	半導体権	食出器		
計測範囲	$10^{-3} \sim 10^{-3}$	DmSv/h		
個数	2個			
取付箇所	4 号機	原子炉建屋 5FL	(燃料取り出し用カバ	ーオペフロ階)

(3号機)

a. 燃料取扱機

型式	燃料把握機付移床式	燃料把握機付移床式			
基数	1 基				
定格荷重	燃料把握機	:1t			
	西側補助ホイスト	:4.9t			
	東側補助ホイスト	:4.9t			
	テンシルトラス	:1.5t			

b. クレーン

型式	床上走行式	
基数	1基	
定格荷重	主巻	:50t
	補巻	:5t

c. エリア放射線モニタ

検出器の種類	半導体	倹出器	
計測範囲	$10^{-2} \sim 1$	0²mSv/h	
個数	2個		
取付箇所	3 号機	燃料取り出し用カバー	燃料取り出し作業フロア

(2号機)

a.	エリア放射線モニ	9
	検出器の種類	半導体検出器
	計測範囲	$10^{-2} \sim 10^2 \text{mSv/h}$
	個数	2 個
	取付箇所	2 号機 燃料取り出し用構台作業エリア

1式

(2) 構内用輸送容器

(3号機及び4号機を除く)

- (4号機)

型式	NFT-22B 型
収納体数	22 体
基数	2 基

型式	NFT-12B 型
収納体数	12 体
基数	2 基

(3号機)

種類	密封式円筒形
収納体数	7体
基数	2 基
種類	密封式円筒形
収納体数	2体
基数	1 基

- (3) 燃料取り出し用カバー(換気設備含む)
 - (4号機)
 - a. 燃料取り出し用カバー

種類	鉄骨造					
寸法	約 69m	(南北)	×約31m	(東西)	×約 53m	(地上高)
	(作業	環境整備	莆区画)			
	約 55m	(南北)	×約31m	(東西)	×約23m	(オペレーテ
	ィング	フロア上	:部高さ)			
個数	1個					

b. 送風機(給気フィルタユニット)

種類	遠心式
容量	25,000m³/h
台数	3台

c. プレフィルタ(給気フィルタユニット)
 種類
 中性能フィルタ(袋型)

- 容量 25,000m³/h 台数 3 台
- d. 高性能粒子フィルタ(給気フィルタユニット)
 種類
 高性能粒子フィルタ

容量	$25,000 \text{m}^3/\text{h}$	
効率	97%(粒径 0.3µm)以上	
台数	3 台	

e. 排風機(排気フィルタユニット)

種類	遠心式
容量	$25,000 \text{m}^3/\text{h}$
台数	3 台

f. プレフィルタ (排気フィルタユニット)

種類	中性能フィルタ	(袋型)
容量	25,000 m^3/h	
台数	3 台	

g.	高性能粒子フィルタ	(排気フィルタユニット)
	種類	高性能粒子フィルタ
	容量	$25,000 \text{m}^3/\text{h}$
	効率	97%(粒径 0.3μm)以上
	台数	3 台

h. 放射性物質濃度測定器(排気フィルタユニット出入口)

(a)	排気フィルタユニット入	.口
	検出器の種類	シンチレーション検出器
	計測範囲	$10^{0} \sim 10^{4} \mathrm{s}^{-1}$
	台数	1台

- (b) 排気フィルタユニット出口 排気フィルタユニット出口については、Ⅱ2.15 放射線管理関係設備等参照
- i. ダクト

(a) カバー内ダクト	
種類	長方形はぜ折りダクト/鋼板ダ
++ FF	

種類	長方形はぜ折りダクト/鋼板ダクト
材質	溶融亜鉛めっき鋼板 (SGCC 又は SGHC) /SS400

(b) 屋外ダクト

種類	長方形はぜ折りダクト/鋼板ダクト

材質 溶融亜鉛めっき鋼板

(SGCC 又は SGHC, ガルバニウム付着) / SS400

∏-2-11-10

- (c) 柱架構ダクト
 種類
 材質
 44架構
 44架構
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44
 44<
- (3号機)

a.	燃料取り出し用カバー						
	種類	鉄骨造					
	寸法	約 19m	(南北)	×約 57m	(東西)	×約54m	(地上高)
		(作業	環境整備	莆区画)			
		約 19m	(南北)	×約 57m	(東西)	×約 24m	(オペレーテ
		ィング	フロア」	-部高さ)			
	個数	1個					

b. 排風機

種類	遠心式
容量	$30,000m^3/h$
台数	2 台

c. プレフィルタ(排気フィルタユニット)
 種類
 中性能フィルタ
 容量
 10,000m³/h

台数 4 台

d. 高性能粒子フィルタ(排気フィルタユニット) 種類 高性能粒子フィルタ

1里天只	同日王昭和立「ノイノレン
容量	$10,000 \text{m}^3/\text{h}$
効率	97%(粒径 0.3μm)以上
台数	4 台

e. 放射性物質濃度測定器(排気フィルタユニット出入口)

(a) 排気フィルタユニット入口

シンチレーション検出器
$10^{-1} \sim 10^5 s^{-1}$
1台

(b) 排気フィルタユニット出口
 排気フィルタユニット出口については,Ⅱ2.15 放射線管理関係設備等参照

∏-2-11-11

f. ダクト

種類	はぜ折りダクト/鋼板ダクト
材質	ガルバリウム鋼板/SS400

(

(2	号機)	
a.	燃料取り出し用構台	
	種類	鉄骨造
	寸法	約 33m(南北)×約 27m(東西)×約 45m(地上高)
		(作業環境整備区画)
		約 33m(南北)×約 27m(東西)×約 17m(オペレーテ
		ィングフロア上部高さ)
	個数	1個
b.	排風機	
	種類	遠心式
	容量	30,000m ³ /h
	台数	2 台
	プレフレンタ (州をフレン	

c. プレフィルタ	(排気フィルタユニット)
種類	中性能フィルタ
容量	$10,000 \text{m}^3/\text{h}$
台数	4 台

d. 高性能粒子フィルタ(排気フィルタユニット) 種類 高性能粒子フィルタ 10,000m³/h 容量 効率 97% (粒径 0.3µm) 以上 台数 4台

e. 放射性物質濃度測定器(排気フィルタユニット出入口)

(a) 排気フィルタユニット入口

検出器の種類	シンチレーション検出器
計測範囲	$10^{-1} \sim 10^5 \mathrm{s}^{-1}$
台数	4 台

(b) 排気フィルタユニット出口

排気フィルタユニット出口については、Ⅱ2.15 放射線管理関係設備等参照

f. ダクト

種類	はぜ折りダクト/鋼板ダクト
材質	ガルバリウム鋼板/SS400

(1号機)

a.	排風機	
	種類	遠心式
	容量	$30,000 \text{m}^3/\text{h}$
	台数	2台(うち1台予備)

b. プレフィルタ(排気フィルタユニット)

種類	中性能フィルタ
容量	$30,000 \text{m}^3/\text{h}$
台数	2台(うち1台予備)

c. 高性能粒子フィルタ(排気フィルタユニット)

種類	高性能粒子フィルタ
容量	$30,000m^3/h$
効率	97%(粒径 0.3μm)以上
台数	2台(うち1台予備)

d. 放射性物質濃度測定器(排気フィルタユニット出入口)

(a) 排気フィルタユニット入口 検出器の種類 シンチレーション検出器

- 計測範囲 10°~104s⁻¹
- 台数 2 台
- (b) 排気フィルタユニット出口
 排気フィルタユニット出口については, Ⅱ2.15 放射線管理関係設備等参照
- e. ダクト

種類	はぜ折りダクト/鋼板ダクト
材質	ガルバリウム鋼板/SS400

ガルバリウム鋼板/SS400

2.11.3 添付資料

添付資料-1 燃料取扱設備の設計等に関する説明書

添付資料-1-1 燃料の落下防止,臨界防止に関する説明書※2

添付資料-1-2 放射線モニタリングに関する説明書*1

添付資料-1-3 燃料の健全性確認及び取り扱いに関する説明書※2

- 添付資料-2 構内用輸送容器の設計等に関する説明書
 - 添付資料-2-1 構内用輸送容器に係る安全機能及び構造強度に関する説明書※2
 - 添付資料-2-2 破損燃料用輸送容器に係る安全機能及び構造強度に関する説明書^{※2}
- 添付資料-2-3 構内輸送時の措置に関する説明書※2
- 添付資料-3 燃料取り出し用カバーの設計等に関する説明書
- 添付資料-3-1 放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能に関する説明書
- 添付資料-3-2 がれき撤去等の手順に関する説明書
- 添付資料-3-3 移送操作中の燃料集合体の落下*2
- 添付資料-4 構造強度及び耐震性に関する説明書
 - 添付資料-4-1 燃料取扱設備の構造強度及び耐震性に関する説明書※2
 - 添付資料-4-2 燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性に関する説明書※1
- 添付資料-4-3 燃料取り出し用カバー換気設備の構造強度及び耐震性に関する説明書※
- 添付資料-5 使用済燃料プールからの燃料取り出し工程表*1
- 添付資料-6 福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋カバーに関する説明書
- 添付資料-7 福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋カバー解体について
- 添付資料-8 福島第一原子力発電所第1・2号機原子炉建屋作業エリア整備に伴う干渉物解体撤去について
- 添付資料-9 福島第一原子力発電所第2号機原子炉建屋西側外壁の開口設置について
- 添付資料-10 福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋オペレーティングフロアのガレキの撤去について
- 添付資料-10-1 福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋オペレーティングフロア 北側のガレキの撤去について
- 添付資料-10-2 福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋オペレーティングフロア 中央および南側のガレキの一部撤去について
- 添付資料-10-3 福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋オペレーティングフロア 外周鉄骨の一部撤去について
- 添付資料-10-4 福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋オペレーティングフロア 床上のガレキの一部撤去について
- 添付資料-11 福島第一原子力発電所1号機及び2号機非常用ガス処理系配管の一部 撤去について

※1(2号機,3号機及び4号機を除く)及び※2(3号機及び4号機を除く)の説明書については、別途申請する。

放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能に関する説明書

1 本説明書の記載範囲

本説明書は、1号機、2号機、3号機及び4号機燃料取り出し用カバーの放射性物質の飛 散・拡散を防止するための機能について記載するものである。

- 2 4号機放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能について
- 2.1 燃料取り出し用カバーについて
- 2.1.1 概要

燃料取り出し用カバーは、作業に支障が生じることのないよう作業に必要な範囲をカバーし、風雨を遮る構造とする。また、使用済燃料プール内がれき撤去時の放射性物質の舞い 上がり、燃料取り出し作業に伴い建屋等に付着した放射性物質の舞い上がりによる大気放 出を抑制するため、燃料取り出し用カバーは隙間を低減した構造とするとともに、換気設備 を設け、排気はフィルタユニットを通じて大気へ放出する。また、現在、発電所敷地内でよ う素(I-131)は検出されていないことから、フィルタユニットは、発電所敷地内等で検出 されているセシウム(Cs-134, 137)の大気への放出が低減できる設計とする。

2.1.2 燃料取り出し用カバー

燃料取り出し用カバーの大きさは、約 69m(南北)×約 31m(東西)×約 53m(地上高) である。主体構造は鉄骨造であり、壁面及び屋根面は風雨を遮る外装材で覆う計画である。 屋根面及び壁面上部には勾配を設けて、雨水の浸入を防止する構造とする。(図 2-1 燃料 取り出し用カバー概略図参照)

- 2.1.3 換気設備
- 2.1.3.1 系統構成

換気設備は、燃料取り出し用カバー内気体を吸引し、排気ダクトを経由して燃料取り出 し用カバーの外部に設置した排気フィルタユニットへ導く。排気フィルタユニットは、プ レフィルタ、高性能粒子フィルタ、排風機等で構成され、各フィルタで放射性物質を捕集 した後の気体を吹上用排気ダクトから大気へ放出する。

排気フィルタユニットは,換気風量約25,000m³/hのユニットを3系列(うち1系列は 予備)設置し,約50,000m³/hの換気風量で運転する。

また,燃料取り出し用カバー内の放射性物質や吹上用排気ダクトから大気に放出され る放射性物質の濃度を測定するため,放射性物質濃度測定器を排気フィルタユニットの 出入口に設置する。(図 2-2 燃料取り出し用カバー換気設備概略構成図,図 2-3 燃料取 り出し用カバー換気設備配置図,図 2-4 燃料取り出し用カバー換気設備系統図参照) 燃料取り出し用カバー換気設備の電源は,異なる系統の所内高圧母線から受電可能な 構成とする。(図 2-5 燃料取り出し用カバー換気設備電源系統図参照)

なお,4号機での燃料取り出し作業は,有人での作業を計画していることから,燃料取 り出し用カバー内の放射性物質濃度の低減のため,給気フィルタユニットを有する構造 とする。給気フィルタユニットは,プレフィルタ,送風機,高性能粒子フィルタ等で構成 され,各フィルタで放射性物質を捕集した後の気体を燃料取り出し用カバー内へ放出す る。

給気フィルタユニットは,換気風量約25,000m³/hのユニットを3系列(うち1系列は 予備)設置し,約50,000m³/hの換気風量で運転する。

設備名	構成・配置等	
給気フィルタユニット	配置:原子炉建屋南側の屋外に3系列(うち予備1系列)設置	
	構成:プレフィルタ	
	送風機	
	高性能粒子フィルタ(効率 97%(粒径 0.3μm)以上)	
	フィルタ線量計(高性能粒子フィルタに設置)	
	フィルタ差圧計(プレフィルタ,高性能粒子フィルタに	
	設置)	
給気吹出口	配置:カバー内の側部に設置	
排気吸込口	配置:カバー内の天井部に設置	
排気フィルタユニット	配置:原子炉建屋南側の屋外に3系列(うち予備1系列)設置	
	構成:プレフィルタ	
	高性能粒子フィルタ(効率 97%(粒径 0.3µm)以上)	
	排風機	
	フィルタ線量計(高性能粒子フィルタに設置)	
	フィルタ差圧計(プレフィルタ、高性能粒子フィルタに	
	設置)	
吹上用排気ダクト	配置:排気フィルタユニットの下流側に設置	
	測定対象:カバー内及び大気放出前の放射性物質濃度	
	仕様 :検出器種類 シンチレーション検出器	
放射性物質濃度測定器	計測範囲 10°~104s-1	
	台数 排気フィルタユニット入口 1台	
	排気フィルタユニット出口 2台	

表 2-1 換気設備構成

2.1.3.2 換気風量について

燃料取り出し用カバー内の環境は、燃料取扱機、クレーン及び電源盤の設備保護のため 40℃以下(設計値)となる換気設備を設けるものとする。また、カバー内での燃料取り出 し作業は、有人による作業を計画していることから、作業エリアには、局所的にローカル 空調機を設け夏期及び冬期の作業環境の向上を図るものとする。

燃料取り出し用カバー内の熱負荷を除熱するのに必要な換気風量は、下式により求められ約 50,000m³/h となる。

 $Q=q/(Cp \cdot \rho \cdot (t1-t2) \cdot 1/3600)$

- Q : 換気(排気)風量(m³/h)
- q :設計用熱負荷,約143 (kW) (機器発熱)^{※1}
- Cp :定圧比熱, 1.004652 (kJ/kg・℃)
- ρ : 密度, 1.2 (kg/m³)
- t1 : カバー内温度, 40 (℃)
- t2 : 設計用外気温度, 31.5 (℃) ^{**2}
 - ※1 10%の余裕を含む
 - ※2 28.5℃(小名浜気象台で観測された 1971 年~1975 年の 5 年間の観測データにおける累積出現率が 99%となる最高温度)+約 3℃(送風機のヒートアップによる温度上昇)
- 2.1.3.3 運転管理および保守管理
 - (1) 運転管理

送風機・排風機の起動/停止操作は、屋外地上部に設置した現場制御盤で行うものとし、故障等により送風機・排風機が停止した場合には、予備機が自動起動する。

現場制御盤では,送風機・排風機の運転状態(起動停止状態),放射性物質濃度が表示され,それらの異常を検知した場合には,警報を発する。また,免震重要棟でも同様に,送風機・排風機の運転状態(起動停止状態),放射性物質濃度が表示され,それらの情報に異常を検知した場合は,警報を発するシステムとなっている。

放射性物質濃度測定器を排気フィルタユニットの出入口に設置し,燃料取り出し用 カバー内から大気に放出される放射性物質濃度を測定する。

(2) 保守管理

換気設備については安全上重要な設備ではなく,運転継続性の要求が高くない。保守 作業に伴う被ばくを極力低減する観点から,異常の兆候が確認された場合に対応する。 なお,排気フィルタユニット出口の放射性物質濃度測定器については,外部への放射性 物質放出抑制の監視の観点から多重化し,機器の単一故障により機能が喪失した場合 でも測定可能な設備構成とする。 また,フィルタについては,差圧計(プレフィルタ,高性能粒子フィルタに設置)又 は線量計(高性能粒子フィルタに設置)の値を確認しながら,必要な時期に交換する。

2.1.3.4 異常時の措置

燃料取り出し用カバー換気設備が停止しても、セシウムの使用済燃料プールから大気 への移行割合は、1×10⁻³~1×10⁻⁵%程度であり、4号機から放出される放射性物質は小 さいと評価されている(II.2.3使用済燃料プール設備参照)ことから、放射性物質の異 常な放出とならないと考えられる。また、4号機の使用済燃料プール水における放射性物 質濃度は、Cs-134:4.5×10⁰Bq/cm³、Cs-137:6.6×10⁰Bq/cm³(平成24年1月30日に使 用済燃料プールより採取した水の分析結果)である。

なお,燃料取り出し用カバー換気設備は,機器の単一故障が発生した場合を想定して, 送風機,排風機及び電源の多重化を実施しており,切替等により機能喪失後の速やかな運転の再開を可能とする。また,排気フィルタユニット出口の放射性物質濃度測定器については,2台の連続運転とし,1台故障時においても放射性物質濃度を計測可能とする。

2.2 放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能について

2.2.1 排気フィルタによる低減効果

燃料取り出し用カバー内から排気フィルタユニットを通じて大気へ放出される放射性物 質は、高性能粒子フィルタ(効率 97%(粒径 0.3 µ m)以上)により低減される。

セシウムの使用済燃料プールから大気への移行割合は、1×10⁻³~1×10⁻⁵%程度であり、 4号機から放出される放射性物質は小さいと評価されている。(Ⅱ.2.3使用済燃料プール設 備参照)

表 2-2 に発電所敷地内で測定された放射性物質濃度を示す。仮に、燃料取り出し用カバー 内が表 2-2 に示す放射性物質濃度のうち、濃度の高い4号機オペレーティングフロア上の 放射性物質濃度であった場合、排気フィルタを通過して大気へ放出される放射性物質濃度 は表 2-3 の通りとなる。

表 2-2 発電所敷地内の放射性物質濃度 (Bq/cm ³)		
	4号機原子炉建屋オペレーテ	福島第一原子力発電所西門の
核種	ィングフロア上の濃度	濃度(平成 23 年 6 月 18 日測
	(平成 23 年 6 月 18 日測定)	定) ※
Cs-134	約 1.2×10 ⁻⁴	約 5.4×10 ⁻⁶
Cs-137	約 1.1×10 ⁻⁴	約 6.2×10 ⁻⁶

表 2-2 発雲 新動地内の お射性物 哲濃度

※現在は、検出限界値以下であるが、4号機オペレーティングフロア上の測定値との比較のため、平成23年6月 18日の測定値とした。

 $Q=C \cdot (1-f)$

- Q:フィルタ通過後の放射性物質濃度(Bq/cm³)
- C : カバー内に吸い込まれる外気の放射性物質濃度(Bq/cm³)(表 2-2 参照)
- f :フィルタ効率(高性能粒子フィルタ 97%)

核種	濃度(Bq/cm ³)
Cs-134	約 3.6×10 ⁻⁶
Cs-137	約 3.3×10 ⁻⁶

表 2-3 フィルタ通過後の放射性物質濃度

以上の結果,表 2-2 及び表 2-3 より,フィルタ通過後の放射性物質濃度は西門での放射 性物質濃度よりも低いレベルとなる。

2.2.2 敷地境界線量

- 2.2.2.1 評価条件
 - (1) 燃料取り出し用カバー内が,表 2-2 に示す4号機オペレーティングフロア上の放射性 物質濃度であった場合に排気フィルタユニットを介して大気に放出されるものと仮 定する。
 - (2) 減衰は考慮しない。
 - (3) 地上放出と仮定する。
 - (4) 燃料取り出し用カバーの供用期間である5年間(想定)に放出される放射性物質が地 表に沈着し蓄積した時点のγ線に起因する実効線量と仮定し評価する。
 - (5) 大気拡散の評価に用いる気象条件は、福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請 書で採用したものと同じ気象データを使用する。

2.2.2.2 評価方法

燃料取り出し用カバー排気フィルタユニットから放出される放射性物質による一般公 衆の実効線量は、以下の被ばく経路について年間実効線量(mSv/年)を評価する。

- (1) 放射性雲からの γ線に起因する実効線量
- (2) 吸入摂取による実効線量
- (3) 地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量
- 2.2.2.3 放射性雲からのγ線に起因する実効線量

放射性物質のγ線に起因する実効線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線 量目標値に対する評価指針」の放射性雲からのγ線による実効線量の評価の評価式を用 いて評価する。

(1) 計算地点における空気カーマ率の計算

$$D = K_{1} \cdot E \cdot \mu_{en} \int_{0}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \int_{0}^{\infty} \frac{e^{-\mu \cdot r}}{4\pi r^{2}} \cdot B(\mu r) \cdot \chi(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z}) d\dot{x} d\dot{y} d\dot{z} \cdot \cdot \cdot 2-1$$

ここで、 D :計算地点(x, y, 0)における空気カーマ率 (µGy/y)

$$K_1$$
 : 空気カーマ率への換算係数(4.46×10⁻⁴ $\frac{\text{dust} \cdot \mathbf{m} \cdot \boldsymbol{\mu} \cdot \mathbf{Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}}$)

E : γ線の実効エネルギ(0.5MeV/dis)

- *μ* : 空気に対する γ 線の線減衰係数 (m⁻¹)
- r : 放射性雲中の点^(x,y,z)から計算地点(x, y, 0)までの 距離(m)
- B(μr) : 空気に対するγ線の再生係数

$$B(\mu r) = 1 + \alpha (\mu r) + \beta (\mu r)^{2} + \gamma (\mu r)^{3}$$

ただし、 μ_{en} 、 μ 、 α 、 β 、 γ については、0.5MeV の γ 線に対する値を用い、以下の とおりとする。

 $\mu_{\rm en}$ =3.84×10⁻³ (m⁻¹), μ =1.05×10⁻² (m⁻¹)

 $\alpha = 1.000, \beta = 0.4492, \gamma = 0.0038$

 $\chi(\vec{x}, \vec{y}, \vec{z})$:放射性雲中の点 $(\vec{x}, \vec{y}, \vec{z})$ における濃度 (Bq/m³) なお, $\chi(\vec{x}, \vec{y}, \vec{z})$ は,次式により計算する。

$$\chi(\mathbf{x}',\mathbf{y}',\mathbf{z}') = \frac{Q}{2\pi \cdot \sigma_{y} \cdot \sigma_{z} \cdot U} \cdot e^{-\frac{\mathbf{y}'^{2}}{2\sigma_{y}^{2}}} \cdot \left\{ e^{-\frac{(\mathbf{z}'-\mathbf{H})^{2}}{2\sigma_{z}^{2}}} + e^{-\frac{(\mathbf{z}'+\mathbf{H})^{2}}{2\sigma_{z}^{2}}} \right\} \cdot 2-2$$

ここで, Q : 放射性物質の放出率 (Bq/s)

Ⅱ-2-11-添 3-1-6

- U : 放出源高さを代表する風速 (m/s)
- H : 放出源の有効高さ(m)
- σ_y : 濃度分布の y' 方向の拡がりのパラメータ (m)
- σ_z : 濃度分布の z' 方向の拡がりのパラメータ (m)

このとき,有効高さと同じ高度(z'=H)の軸上で放射性物質濃度が最も濃くなる。 被ばく評価地点は地上(z'=0)であるため,地上放散が最も厳しい評価を与えるこ とになる。

(2) 実効線量の計算

計算地点における年間の実効線量は,計算地点を含む方位及びその隣接方位に向かう放射性雲の y 線からの空気カーマを合計して,次式により計算する。

 $H_{\gamma} = K_2 \cdot f_h \cdot f_0 \cdot (\overline{D}_L + \overline{D}_{L-1} + \overline{D}_{L+1}) \cdot 2-3$

- K₂ : 空気カーマから実効線量への換算係数(0.8 μ Sv/μ Gy)
- f_h :家屋の遮蔽係数(1.0)
- f₀ :居住係数(1.0)
- (D_L+D_{L-1}+D_{L+1}):計算地点を含む方位(L)及びその隣接方位に向かう放射性雲による年間平均の y 線による空気カーマ(µ Gy/y)。これらは 2-1 式から得られる空気カーマ率 D を放出モード,大気安定度別風向分布及び風速分布を考慮して年間について積算して求める。
- 2.2.2.4 吸入摂取による実効線量

吸入摂取による実効線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に 対する評価指針」の吸入摂取による実効線量の評価の評価式を用いて評価する。

- (1) 放射性物質の年平均地表空気中濃度の計算
 - 計算地点における年平均地表空気中濃度¹ は, 2-2 式を用い, 隣接方位からの寄与も 考慮して, 次式により計算する。

ここで, j : 大気安定度 (A~F)

- L :計算地点を含む方位
- (2) 線量の計算

放射性物質の呼吸による実効線量は、次式により計算する。

Ⅱ-2-11-添 3-1-7

- 365 :年間日数への換算係数 (d/y)
- K_{Ii} :核種 i の吸入摂取による成人実効線量換算係数(μSv/Bq)
- A_{Ii} : 核種 i の吸入による摂取率 (Bq/d)
- Ma : 人間の呼吸率 (m³/d)
 - (成人の1日平均の呼吸率: 22.2m³/dを使用)
- **π**_i :核種 i の年平均地表空気中濃度(Bq/m³)

表 2-4 吸入摂取による成人の実効線量換算係数(µSv/Bq)

核種	Cs-134	Cs-137
K _{Ii}	2. 0×10^{-2}	3.9×10^{-2}

2.2.2.5 地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量

地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量については,「発電用軽水型 原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」の地面に沈着した放射性 物質濃度を計算し,放射性物質濃度からの実効線量への換算係数を用いて評価する。

(1) 放射性物質の年平均地上空気中濃度の計算

計算地点における年平均地上空気中濃度元は, 2-4式により計算する。

(2) 線量の計算

地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量は,次式により計算する。

ここで, H_c :地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する

年間の実効線量 (µSv/y)

 K_{Gi} :核種 i の地表沈着による外部被ばく線量換算係数 $(\frac{\mu \text{ Sv/y}}{Bq/m^2})$

- S_{0i} : 核種 i の地表濃度 (Bq/m²)
- **π**_i :核種 i の年平均地表空気中濃度(Bq/m³)
- V_g :沈着速度(0.01m/s)
- λ_i :核種 i の物理的減衰係数(s⁻¹)

Ⅱ-2-11-添 3-1-8

T。 : 放射性物質の放出期間(s)(カバー供用期間の5年を想定)

f1 : 沈着した放射性物質のうち残存する割合(保守的に 1 を用いる)

表 2-5 核種 i の地表沈着による外部被ばく線量換算係数((Sv/s)/(Bq/m²))

核種	Cs-134	Cs-137
K _{Gi}	$1.5 imes 10^{-15}$	5.8 $\times 10^{-16}$

2.2.2.6 評価結果

表 2-3 に示す濃度の放射性物質の放出が燃料取り出し用カバーの供用期間である 5 年間(想定)続くと仮定して算出した結果,年間被ばく線量は敷地境界で約 0.008mSv/年であり,法令の線量限度 1mSv/年に比べても十分低いと評価される。(表 2-6 参照)

また,「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編 2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明」 での評価(約0.03mSv/年)に比べても十分に低いと評価される。

表 2-6 燃料取り出し用カバー排気フィルタユニットからの

評価項目			
放射性雲	吸入摂取	地表沈着	合計
約1.3×10 ⁻⁷	約 5.4×10 ⁻⁵	約7.4×10 ⁻³	約 7.5×10 ⁻³

放射性物質の放出による一般公衆の実効線量(mSv/年)



【燃料取り出し用カバー】

- ・ 作業環境整備区画を構成・支持する架構及び附属設備を指す。
- ・ 燃料取り出し用カバーのうち,作業環境整備区画は外装材等により区画し,換気 対象範囲とする。

【雨養生範囲】

- ・ 燃料取り出し用カバー以外のオペレーティングフロアエリアは雨水対策を施す。
- 換気対象範囲外とする。

図 2-1 燃料取り出し用カバー概略図



図 2-2 燃料取り出し用カバー換気設備概略構成図



図 2-3 燃料取り出し用カバー換気設備配置図



図 2-4 燃料取り出し用カバー換気設備系統図

図 2-5 燃料取り出し用カバー換気設備電源系統図



- 3 3号機放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能について
- 3.1 燃料取り出し用カバーについて
- 3.1.1 概要

燃料取り出し用カバーは、作業に支障が生じることのないよう作業に必要な範囲をカバーし、風雨を遮る構造とする。また、使用済燃料プール内がれき撤去時の放射性物質の舞い上がり、燃料取り出し作業に伴い建屋等に付着した放射性物質の舞い上がりによる大気放出を抑制するため、燃料取り出し用カバーは隙間を低減した構造とするとともに、換気設備を設け、排気はフィルタユニットを通じて大気へ放出する。また、現在、発電所敷地内でよう素(I-131)は検出されていないことから、フィルタユニットは、発電所敷地内等で検出されているセシウム(Cs-134,137)の大気への放出が低減できる設計とする。

3.1.2 燃料取り出し用カバー

燃料取り出し用カバーの大きさは,約19m(南北)×約57m(東西)×約54m(地上高) である。主体構造は鉄骨造であり、ドーム状の屋根を外装材で覆い,風雨を遮る構造とする。 (図3-1 燃料取り出し用カバー概略図参照)

- 3.1.3 換気設備
- 3.1.3.1 系統構成

換気設備は、燃料取り出し用カバー内気体を吸引し、排気ダクトを経由して燃料取り出 し用カバーの外部に設置した排気フィルタユニットへ導く。排気フィルタユニットは、プ レフィルタ、高性能粒子フィルタ等で構成され、各フィルタで放射性物質を捕集した後の 気体を吹上用排気ダクトから大気へ放出する。

排気フィルタユニットは,約10,000m³/hのユニットを4系列(うち1系列は予備),排 風機は,換気風量約30,000m³/hのユニットを2系列(うち1系列は予備)設置し,約 30,000m³/hの換気風量で運転する。

また,燃料取り出し用カバー内の放射性物質や吹上用排気ダクトから大気に放出され る放射性物質の濃度を測定するため,放射性物質濃度測定器を排気フィルタユニットの 出入口に設置する。(図 3-2 燃料取り出し用カバー換気設備概略構成図,図 3-3 燃料取 り出し用カバー換気設備配置図,図 3-4 燃料取り出し用カバー換気設備系統図参照)

燃料取り出し用カバー換気設備の電源は,異なる系統の所内高圧母線から受電可能な 構成とする。(図 3-5 燃料取り出し用カバー換気設備電源系統図参照)

設備名	構成・配置等	
排気吸込口	配置:カバー内の天井部に設置	
排気フィルタユニット	 配置:原子炉建屋西側の屋外に4系列(うち予備1系列)設置 構成:プレフィルタ 高性能粒子フィルタ(効率97%(粒径0.3µm)以上) フィルタ線量計(高性能粒子フィルタに設置) フィルタ差圧計(プレフィルタ,高性能粒子フィルタに 設置) 	
排風機	配置:原子炉建屋西側の屋外に2系列(うち予備1系列)設置	
吹上用排気ダクト	配置:排気フィルタユニットの下流側に設置	
放射性物質濃度測定器	 測定対象:カバー内及び大気放出前の放射性物質濃度 仕様:検出器種類 シンチレーション検出器 計測範囲 10⁻¹~10⁵s⁻¹ 台数 排気フィルタユニット入口 1台 排気フィルタユニット出口 2台 	

表 3-1 換気設備構成

3.1.3.2 換気風量について

燃料取り出し用カバー内の環境は、燃料取扱機、クレーン及び電源盤の設備保護のため 40℃以下(設計値)となる換気設備を設けるものとする。

燃料取り出し用カバー内の熱負荷を除熱するのに必要な換気風量は、下式により求められる風量に余裕をみた約 30,000m³/h とする。

Q=q/(Cp・ρ・(t1-t2)・1/3600)
Q: 換気(排気)風量(m³/h)
q: 設計用熱負荷,約60(kW)
(機器発熱,日射,使用済燃料プールからの熱,原子炉からの熱)^{*1}
Cp:定圧比熱,1.004652(kJ/kg・℃)
ρ:密度,1.2(kg/m³)
t1:カバー内温度,40(℃)
t2:設計用外気温度,28.5(℃)^{*2}
*1 約10%の余裕を含む
*2 小名浜気象台で観測された1972年~1976年の5年間の観測データにおける累積出現率が99%となる最高温度

- 3.1.3.3 運転管理および保守管理
 - (1) 運転管理

排風機の起動/停止操作は、屋外地上部に設置したコンテナハウス内の現場制御盤で 行うものとし、故障等により排風機が停止した場合には、予備機が自動起動する。

現場制御盤では,排風機の運転状態(起動停止状態),放射性物質濃度が表示され, それらの異常を検知した場合には,警報を発する。また,免震重要棟でも同様に,排風 機の運転状態(起動停止状態),放射性物質濃度が表示され,それらの情報に異常を検 知した場合は,警報を発するシステムとなっている。

放射性物質濃度測定器を排気フィルタユニットの出入口に設置し,燃料取り出し用 カバー内から大気に放出される放射性物質濃度を測定する。

(2) 保守管理

換気設備については安全上重要な設備ではなく,運転継続性の要求が高くない。保守 作業に伴う被ばくを極力低減する観点から,異常の兆候が確認された場合に対応する。 なお,排気フィルタユニット出口の放射性物質濃度測定器については,外部への放射性 物質放出抑制の監視の観点から多重化し,機器の単一故障により機能が喪失した場合 でも測定可能な設備構成とする。

また、フィルタについては、差圧計(プレフィルタ、高性能粒子フィルタに設置)又 は線量計(高性能粒子フィルタに設置)の値を確認しながら、必要な時期に交換する。

3.1.3.4 異常時の措置

燃料取り出し用カバー換気設備が停止しても、セシウムの使用済燃料プールから大気 への移行割合は、1×10⁻³~1×10⁻⁵%程度であり、3号機から放出される放射性物質は小 さいと評価されている(II.2.3 使用済燃料プール設備参照)ことから、放射性物質の異 常な放出とならないと考えられる。また、3号機の使用済燃料プール水における放射性物 質濃度は、Cs-134:2.4×10³Bq/cm³、Cs-137:3.9×10³Bq/cm³(平成24年9月24日に使 用済燃料プールより採取した水の分析結果)である。

なお、燃料取り出し用カバー換気設備は、機器の単一故障が発生した場合を想定して、 送風機、排風機及び電源の多重化を実施しており、切替等により機能喪失後の速やかな運転の再開を可能とする。また、排気フィルタユニット出口の放射性物質濃度測定器については、2台の連続運転とし、1台故障時においても放射性物質濃度を計測可能とする。 3.2 放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能について

3.2.1 排気フィルタによる低減効果

燃料取り出し用カバー内から排気フィルタユニットを通じて大気へ放出される放射性物 質は,高性能粒子フィルタ(効率 97%(粒径 0.3 µ m)以上)により低減される。

セシウムの使用済燃料プールから大気への移行割合は、1×10⁻³~1×10⁻⁵%程度であり、 3号機から放出される放射性物質は小さいと評価されている。(Ⅱ.2.3使用済燃料プール設 備参照)

表 3-2 に 3 号機原子炉建屋上部で測定された放射性物質濃度を示す。仮に, 燃料取り出し 用カバー内が表 3-2 に示す放射性物質濃度であった場合, 排気フィルタを通過して大気へ 放出される放射性物質濃度は表 3-3 の通りとなる。

	· · · · · · · · · · · · ·
核種	原子炉上北東側(横方向)※
Cs-134	約 5.2×10 ⁻⁴

表 3-2 3 号機原子炉建屋上部の放射性物質濃度(Ba/cm³)

約8.0×10⁻⁴

※平成24年9月6日測定

Cs-137

Q=C • (1-f)

Q :フィルタ通過後の放射性物質濃度(Bq/cm³)

C : カバー内に吸い込まれる外気の放射性物質濃度(Bq/cm³)(表 3-2 参照)

f :フィルタ効率(高性能粒子フィルタ 97%)

核種	濃度(Bq/cm ³)
Cs-134	約 1.6×10 ⁻⁵
Cs-137	約 2.4×10 ⁻⁵

表 3-3 フィルタ通過後の放射性物質濃度

以上の結果,表 3-2 及び表 3-3 より,フィルタ通過後の放射性物質濃度は約 1/30 となる。

3.2.2 敷地境界線量

- 3.2.2.1 評価条件
 - (1) 燃料取り出し用カバー内が,表 3-2 に示す3号機オペレーティングフロア上の放射性 物質濃度であった場合に排気フィルタユニットを介して大気に放出されるものと仮
定する。

- (2) 減衰は考慮しない。
- (3) 地上放出と仮定する。
- (4) 燃料取り出し用カバーの供用期間である5年間(想定)に放出される放射性物質が地 表に沈着し蓄積した時点のγ線に起因する実効線量と仮定し評価する。
- (5) 大気拡散の評価に用いる気象条件は,福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請 書で採用したものと同じ気象データを使用する。
- 3.2.2.2 評価方法

燃料取り出し用カバー排気フィルタユニットから放出される放射性物質による一般公 衆の実効線量は、以下の被ばく経路について年間実効線量(mSv/年)を評価する。

- (1) 放射性雲からの γ線に起因する実効線量
- (2) 吸入摂取による実効線量
- (3) 地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量
- 3.2.2.3 放射性雲からのγ線に起因する実効線量

放射性物質のγ線に起因する実効線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線 量目標値に対する評価指針」の放射性雲からのγ線による実効線量の評価の評価式を用 いて評価する。

(1) 計算地点における空気カーマ率の計算

計算地点(x, y, 0)における空気カーマ率は、次式により計算する。

$$D = K_1 \cdot E \cdot \mu_{en} \int_0^\infty \int_{-\infty}^\infty \int_0^\infty \frac{e^{-\mu \cdot r}}{4\pi r^2} \cdot B(\mu r) \cdot \chi(\mathbf{x}', \mathbf{y}', \mathbf{z}') d\mathbf{x}' d\mathbf{y}' d\mathbf{z}' \cdot \cdot \cdot 3-1$$

ここで, D :計算地点(x, y, 0)における空気カーマ率 (μGy/h)

 K_1 : 空気カーマ率への換算係数 (4.46×10⁻⁴ $\frac{\operatorname{dis} \cdot \mathrm{m}^3 \cdot \mu \operatorname{Gy}}{\operatorname{MeV} \cdot \operatorname{Bq} \cdot \mathrm{h}}$)

E : γ線の実効エネルギ(0.5MeV/dis)

- μ_{en} :空気に対する γ 線の線エネルギ吸収係数 (m⁻¹)
- μ : 空気に対する γ 線の線減衰係数 (m⁻¹)

r :放射性雲中の点(x',y',z')から計算地点(x, y, 0)までの距離(m)
 B(μr):空気に対するγ線の再生係数

B(
$$\mu$$
 r) = 1 + α (μ r) + β (μ r)² + γ (μ r)³

ただし、 μ_{en} 、 μ 、 α 、 β 、 γ については、0.5MeV の γ 線に対する値を用い、以下の とおりとする。

Ⅱ-2-11-添 3-1-18

$$\mu_{\rm en}$$
=3.84×10⁻³ (m⁻¹), μ =1.05×10⁻² (m⁻¹)

 $\alpha = 1.000, \qquad \beta = 0.4492, \quad \gamma = 0.0038$

 $\chi(\vec{x}, y', z')$:放射性雲中の点 (\vec{x}, y', z') における濃度 (Bq/m³) なお, $\chi(\vec{x}, y', z')$ は,次式により計算する。

$$\chi(\mathbf{x}',\mathbf{y}',\mathbf{z}') = \frac{Q}{2\pi \cdot \sigma_{y} \cdot \sigma_{z} \cdot U} \cdot e^{-\frac{\mathbf{y}^{2}}{2\sigma_{y}^{2}}} \cdot \left\{ e^{-\frac{(\mathbf{z}'-H)^{2}}{2\sigma_{z}^{2}}} + e^{-\frac{(\mathbf{z}'+H)^{2}}{2\sigma_{z}^{2}}} \right\} \cdot 3-2$$

ここで、 Q : 放射性物質の放出率 (Bq/s)

U : 放出源高さを代表する風速 (m/s)

H : 放出源の有効高さ(m)

σ_y : 濃度分布の y' 方向の拡がりのパラメータ (m)

σ_Z :濃度分布の z' 方向の拡がりのパラメータ (m)

このとき,有効高さと同じ高度(z'= H)の軸上で放射性物質濃度が最も濃くなる。 被ばく評価地点は地上(z'= 0)であるため,地上放散が最も厳しい評価を与えること になる。

(2) 実効線量の計算

計算地点における年間の実効線量は,計算地点を含む方位に向かう放射性雲のγ線 からの空気カーマを合計して,次式により計算する。

ここで、
$$H_{\gamma}$$
:放射性物質の γ 線に起因する年間の実効線量(μ Sv/y)

- f_h:家屋の遮蔽係数(1.0)
- f₀ :居住係数(1.0)
- D_L:計算地点を含む方位(L)に向かう放射性雲による年間平均のγ線
 による空気カーマ(μGy/y)。
- 3.2.2.4 吸入摂取による実効線量

吸入摂取による実効線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対 する評価指針」の吸入摂取による実効線量の評価の評価式を用いて評価する。

(1) 放射性物質の年平均地表空気中濃度の計算

計算地点における年平均地表空気中濃度²,は、3-2 式を用い、隣接方位からの寄与も 考慮して、次式により計算する。

L :計算地点を含む方位

(2) 線量の計算

放射性物質の呼吸による実効線量は、次式により計算する。

365 : 年間日数への換算係数 (d/y)

- K_{Ii} :核種 i の吸入摂取による成人実効線量換算係数 (μ Sv/Bq)
- A_{Ii} :核種 i の吸入による摂取率 (Bq/d)
- M_a :人間の呼吸率 (m^3/d)
 - (成人の1日平均の呼吸率: 22.2m³/dを使用)
- 元: : 核種 i の年平均地表空気中濃度 (Bq/m³)

表 3-4 吸入摂取による成人の実効線量換算係数(µSv/Bq)

核種	Cs-134	Cs-137
K _{Ii}	2. 0×10^{-2}	3. 9×10^{-2}

3.2.2.5 地面に沈着した放射性物質からのy線に起因する実効線量

地面に沈着した放射性物質からの γ 線に起因する実効線量については,「発電用軽水型 原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」の地面に沈着した放射性 物質濃度を計算し,放射性物質濃度からの実効線量への換算係数を用いて評価する。

(1) 放射性物質の年平均地上空気中濃度の計算

計算地点における年平均地上空気中濃度元は, 3-4式により計算する。

(2) 線量の計算

地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量は,次式により計算する。

$$H_{G} = \sum_{i} K_{Gi} \cdot S_{Oi} \cdot \cdots \cdot S_{Oi} \cdot 3-7$$
$$S_{Oi} = \overline{\chi}_{i} \cdot V_{g} \cdot \frac{f_{1}}{\lambda_{i}} \cdot \left(1 - e^{-\lambda_{i} \cdot T_{O}}\right) \cdot \cdots \cdot S_{Oi} \cdot S_{Oi}$$

ここで, H_c:地面に沈着した放射性物質からのy線に起因する

年間の実効線量(µSv/y)

 K_{Gi} :核種 i の地表沈着による外部被ばく線量換算係数 $(\frac{\mu \text{ Sv/y}}{Bq/m^2})$

S_{0i} : 核種 i の地表濃度 (Bq/m²)

元: :核種 i の年平均地表空気中濃度 (Bq/m³)

V_g :沈着速度(0.01m/s)

λ_i : 核種 i の物理的減衰係数 (s⁻¹)

T。 : 放射性物質の放出期間(s)(カバー供用期間の5年を想定)

f₁:沈着した放射性物質のうち残存する割合(保守的に 1 を用いる)

表 3-5 核種 i の地表沈着による外部被ばく線量換算係数((Sv/s)/(Bq/m²))

核種	Cs-134	Cs-137	
K _{Gi}	1.5×10^{-15}	5.8 $\times 10^{-16}$	

3.2.2.6 評価結果

表 3-3 に示す濃度の放射性物質の放出が燃料取り出し用カバーの供用期間である 5 年間(想定)続くと仮定して算出した結果,年間被ばく線量は敷地境界で約 0.015mSv/年であり,法令の線量限度 1mSv/年に比べても十分低いと評価される。(表 3-6 参照)

また,「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編 2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明」 での評価(約0.03mSv/年)に比べても低いと評価される。

表 3-6 燃料取り出し用カバー排気フィルタユニットからの

放射性物質の放出による一般公衆の実効	」線量(mSv/年)
評価項目	

評価項目			ヘラロ
放射性雲 吸入摂取 地表沈着			合計
約4.5×10 ⁻⁷	約1.3×10 ⁻⁴	約 1.5×10 ⁻²	約 1.5×10 ⁻²



【燃料取り出し用カバー】

- ・ 作業環境整備区画を構成・支持する架構及び附属設備を指す。
- ・ 燃料取り出し用カバーのうち,作業環境整備区画は外装材等により区画し,換気 対象範囲とする。

【雨養生範囲】

- ・ 燃料取り出し用カバー以外のオペレーティングフロアエリアは雨水対策を施す。
- 換気対象範囲外とする。

図 3-1 燃料取り出し用カバー概略図



図 3-2 燃料取り出し用カバー換気設備概略構成図







図 3-4 燃料取り出し用カバー換気設備系統図

Ⅱ-2-11-添 3-1-24



図 3-5 燃料取り出し用カバー換気設備電源系統図

- 4 2号機放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能について
- 4.1 燃料取り出し用構台について
- 4.1.1 概要

燃料取り出し用構台は,作業に支障が生じることのないよう作業に必要な範囲をカバー し,風雨を遮る構造とする。また,燃料取り出し作業に伴い建屋等に付着した放射性物質の 舞い上がりによる大気放出を抑制するため,燃料取り出し用構台は隙間を低減した構造と するとともに,換気設備を設け,排気はフィルタユニットを通じて大気へ放出する。また, 現在,発電所敷地内でよう素 (I-131) は検出されていないことから,フィルタユニットは, 発電所敷地内等で検出されているセシウム (Cs-134, 137) の大気への放出が低減できる設計 とする。

4.1.2 燃料取り出し用構台

燃料取り出し用構台の大きさは、約 33m(南北)×約 27m(東西)×約 45m(地上高)で ある。主体構造は鉄骨造であり、燃料取り出し用構台作業エリアの壁面及び屋根面を外装材 で覆い、風雨を遮る構造とする。(図 4-1 燃料取り出し用構台概略図参照)

- 4.1.3 換気設備
- 4.1.3.1 系統構成

換気設備は、原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台内の気体を 吸引し、排気ダクトを経由して燃料取り出し用構台地上階に設置した排気フィルタユニ ットへ導く。排気フィルタユニットは、プレフィルタ、高性能粒子フィルタ等で構成され、 各フィルタで放射性物質を捕集した後の気体を吹上用排気ダクトから大気へ放出する。

排気フィルタユニットは,約10,000m³/hのユニットを4系列(うち1系列は予備),排 風機は,換気風量約30,000m³/hのユニットを2系列(うち1系列は予備)設置し,原子 炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台作業エリアを約30,000m³/hの換 気風量で運転する。

また,原子炉建屋オペレーティングフロア内,燃料取り出し用構台内及び吹上用排気ダ クトから大気に放出される放射性物質の濃度を測定するため,放射性物質濃度測定器を 排気フィルタユニットの出入口に設置する。(図 4-2 原子炉建屋オペレーティングフロ ア及び燃料取り出し用構台換気設備概略構成図,図 4-3 原子炉建屋オペレーティングフ ロア及び燃料取り出し用構台換気設備配置図,図 4-4 原子炉建屋オペレーティングフロ ア及び燃料取り出し用構台換気設備配置図,図 4-4 原子炉建屋オペレーティングフロ

原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の電源は,異なる系統の所内高圧母線から受電可能な構成とする。(図 4-5 原子炉建屋オペレーティン グフロア及び燃料取り出し用構台換気設備電源系統図参照)

設備名	構成・配置等		
北宫四江口	配置:原子炉建屋オペレーティングフロア壁面及び燃料取り出		
拆风败还口	し用構台床上に設置		
	配置:燃料取り出し用構台地上階に4系列(うち予備1系列)		
	設置		
	構成:プレフィルタ/高性能粒子フィルタ		
排気フィルタユニット	(劾率 97% (粒径 0.3µm) 以上)		
	フィルタ線量計(各排気フィルタユニットに設置)		
	フィルタ差圧計(プレフィルタ,高性能粒子フィルタに		
	設置)		
北国地	配置:燃料取り出し用構台地上階に2系列(うち予備1系列)設		
191-794/11茂	置		
吹上用排気ダクト	配置:排気フィルタユニットの下流側に設置		
	測定対象:原子炉建屋オペレーティングフロア内,燃料取り出		
	し用構台内及び大気放出前の放射性物質濃度		
	仕様 :検出器種類 シンチレーション検出器		
放射性物質濃度測定器	計測範囲 10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹		
	台数 排気フィルタユニット入口 4台		
	(原子炉建屋側,燃料取り出し用構台側		
	2 台ずつ)		
	排気フィルタユニット出口 2台		

表 4-1 換気設備構成

4.1.3.2 換気風量について

原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台内の環境は、燃料取扱機、 クレーン及び電源盤の設備保護のため 40℃以下(設計値)となる換気設備を設けるもの とする。

原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台内の熱負荷を除熱するの に必要な換気風量は、下式により求められる風量に余裕をみた約 30,000m³/h とする。

Q=q/(Cp・ρ・(t1-t2)・1/3600) Q:換気(排気)風量(m³/h) q:設計用熱負荷,約80(kW) (機器発熱,日射,使用済燃料プールからの熱,原子炉からの熱)^{*1} Cp:定圧比熱,1.004652(kJ/kg・℃)

- ρ:密度, 1.2 (kg/m³)
- t1:燃料取り出し用構台内温度,40(℃)
- t2:設計用外気温度, 28.5 (℃) **2
- ※1 約10%の余裕を含む
- ※2 小名浜気象台で観測された 1972 年~1976 年の5 年間の観測データにおける累積出現率が 99%と なる最高温度
- 4.1.3.3 運転管理および保守管理
 - (1) 運転管理

排風機の起動/停止操作は,免震重要棟集中監視室で行うものとし,故障等により排 風機が停止した場合には,予備機が自動起動する。

免震重要棟集中監視室では,排風機の運転状態(起動停止状態),放射性物質濃度が 表示され,それらの異常を検知した場合には,警報を発する。

放射性物質濃度測定器を排気フィルタユニットの出入口に設置し,原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台から大気に放出される放射性物質濃度を 測定する。

(2) 保守管理

換気設備については安全上重要な設備ではなく,運転継続性の要求が高くない。保守 作業に伴う被ばくを極力低減する観点から,異常の兆候が確認された場合に対応する。 なお,排気フィルタユニット出入口の放射性物質濃度測定器については,現場の放射性 物質監視及び外部への放射性物質飛散抑制の観点から多重化し,機器の単一故障によ り機能が喪失した場合でも測定可能な設備構成とする。

また、フィルタについては、差圧計(プレフィルタ、高性能粒子フィルタに設置)又 は線量計(排気フィルタユニットに設置)の値を確認しながら、必要な時期に交換する。

4.1.3.4 異常時の措置

原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備が停止しても, セシウムの使用済燃料プールから大気への移行割合は,1×10⁻⁵~1×10⁻³%程度であり, 2号機から放出される放射性物質は小さいと評価されている(Ⅱ.2.3 使用済燃料プール 設備参照)ことから,放射性物質の異常な放出とならないと考えられる。また,2号機の 使用済燃料プール水における放射性物質濃度は,Cs-134:1.42×10⁴Bq/L,Cs-137:5.89 ×10⁵Bq/L(令和2年10月15日に使用済燃料プールより採取した水の分析結果)である。

なお,原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備は,機器の 単一故障が発生した場合を想定して,排風機及び電源の多重化を実施しており,切替等に より機能喪失後の速やかな運転の再開を可能とする。また,排気フィルタユニット出入口 の放射性物質濃度測定器については,2台の連続運転とし,1台故障時においても放射性 物質濃度を計測可能とする。 4.2 放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能について

4.2.1 排気フィルタによる低減効果

原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台内から排気フィルタユニットを通じて大気へ放出される放射性物質は、プレフィルタ/高性能粒子フィルタ(効率 97% (粒径 0.3μm)以上)により低減される。

セシウムの使用済燃料プールから大気への移行割合は、1×10⁻⁵~1×10⁻³%程度であり、 2号機から放出される放射性物質は小さいと評価されている。(Ⅱ.2.3使用済燃料プール設 備参照)

表 4-2 に2号機原子炉建屋オペレーティングフロア上で測定された放射性物質濃度を示 す。仮に,原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台内が表 4-2 に示す放 射性物質濃度であった場合,排気フィルタを通過して大気へ放出される放射性物質濃度は 表 4-3 の通りとなる。

表 4-2 2号機原子炉建屋オペレーティングフロア上の放射性物質濃度(Bq/cm³)

	オペレーティングフロア上の濃度
核種	(令和1年8月~令和2年8月の
	検出濃度の平均値)
Cs-134	約 7.6×10 ⁻⁶
Cs-137	約 5.0×10 ⁻⁵

Q=C • (1-f)

- Q :フィルタ通過後の放射性物質濃度(Bq/cm³)
- C : 原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台内の放射性物質濃度(Bq/cm³)(表 4-2 参照)
- f :フィルタ効率(プレフィルタ/高性能粒子フィルタ 97%)

核種	濃度(Bq/cm ³)	
Cs-134	約 2.3×10 ⁻⁷	
Cs-137	約 1.5×10 ⁻⁶	

表 4-3 フィルタ通過後の放射性物質濃度

以上の結果,表 4-2 及び表 4-3 より,フィルタ通過後の放射性物質濃度は約 1/30 となる。

4.2.2 敷地境界線量

- 4.2.2.1 評価条件
 - (1)原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台内が、表 4-2 に示す2号 機原子炉建屋オペレーティングフロア上の放射性物質濃度であった場合に排気フィ ルタユニットを介して大気に放出されるものと仮定する。
 - (2) 減衰は考慮しない。
 - (3) 地上放出と仮定する。
 - (4) 燃料取り出し用構台の供用期間である5年間(想定)に放出される放射性物質が地表 に沈着し蓄積した時点のγ線に起因する実効線量と仮定し評価する。
 - (5) 大気拡散の評価に用いる気象条件は,福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請 書で採用したものと同じ気象データを使用する。
- 4.2.2.2 評価方法

原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台排気フィルタユニットから放出される放射性物質による一般公衆の実効線量は、以下の被ばく経路について年間 実効線量(mSv/年)を評価する。

- (1) 放射性雲からのγ線に起因する実効線量
- (2) 吸入摂取による実効線量
- (3) 地面に沈着した放射性物質からの γ線に起因する実効線量

具体的な計算方法等については,「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3 編 2.2 線量評価」に 準じる。

4.2.2.3 評価結果

表 4-3 に示す濃度の放射性物質の放出が燃料取り出し用構台の供用期間である 5 年間 (想定)続くと仮定して算出した結果,年間被ばく線量は敷地境界で約 0.0004mSv/年で あり、法令の線量限度 1mSv/年に比べても十分低いと評価される。(表 4-4 参照)

また,「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編 2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明」 での評価(約0.03mSv/年)に比べても低いと評価される。

表 4-4 原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台排気フィルタ ユニットからの放射性物質の放出による一般公衆の実効線量(mSv/年)

評価項目			△卦
放射性雲 吸入摂取 地表沈着			
約 6.4×10 ⁻⁹	約7.9×10 ⁻⁷	約4.4×10 ⁻⁴	約4.4×10 ⁻⁴



【燃料取り出し用構台】

- ・ 作業環境整備区画を構成・支持する架構及び附属設備を指す。
- ・ 燃料取り出し用構台のうち、作業環境整備区画は外装材等により区画し、換気対象範囲とする。
 - 図 4-1 燃料取り出し用構台概略図



図 4-2 原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備 概略構成図



図 4-3 原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備配置図



図 4-4 原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備系統図





- 5 1号機放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能について
- 5.1 大型カバーについて
- 5.1.1 概要

大型カバーは、作業に支障が生じることのないよう作業に必要な範囲をカバーし、風雨を 遮る構造とする。また、オペレーティングフロア上にあるガレキ撤去時の放射性物質の舞い 上がりによる大気放出を抑制するため、大型カバーは隙間を低減した構造とするとともに、 換気設備を設け、排気はフィルタユニットを通じて大気へ放出する。また、現在、発電所敷 地内でよう素 (I-131) は検出されていないことから、フィルタユニットは、発電所敷地内 等で検出されているセシウム (Cs-134, 137) の大気への放出が低減できる設計とする。

5.1.2 大型カバー

大型カバーの大きさは、約66m(南北)×約56m(東西)×約68m(地上高)である。主体 構造は鉄骨造であり、作業エリアの壁面及び屋根面は風雨を遮る外装材で覆う計画である。 屋根面及び壁面上部には勾配を設けて、雨水の浸入を防止する構造とする。(図 5-1 大型 カバー概略図参照)

5.1.3 換気設備

5.1.3.1 系統構成

換気設備は、大型カバー内の気体を吸引し、排気ダクトを経由して大型カバーの外部に 設置した排気フィルタユニットへ導く。排気フィルタユニットは、プレフィルタ、高性能 粒子フィルタ等で構成され、各フィルタで放射性物質を捕集した後の気体を吹上用排気 ダクトから大気へ放出する。

排気フィルタユニットは,換気風量約 30,000m³/h のユニットを 2 系列(うち1 系列は 予備)設置し,約 30,000m³/h の換気風量で運転する。

また、大型カバー内の放射性物質や吹上用排気ダクトから大気に放出される放射性物 質の濃度を測定するため、放射性物質濃度測定器を排気フィルタユニットの出入口に設 置する。(図 5-2 大型カバー換気設備概略構成図、図 5-3 大型カバー換気設備配置図、 図 5-4 大型カバー換気設備系統図参照)

大型カバー換気設備の電源は,異なる系統の所内高圧母線から受電可能な構成とする。 (図 5-5 大型カバー換気設備電源系統図参照)

設備名	構成・配置等		
排気吸込口	配置:大型カバー壁面に設置		
排気フィルタユニット	 配置:原子炉建屋北側の屋外に2系列(うち予備1系列)設置 構成:プレフィルタ 高性能粒子フィルタ(効率97%(粒径0.3µm)以上) フィルタ線量計(高性能粒子フィルタに設置) フィルタ差圧計(プレフィルタ,高性能粒子フィルタに 設置) 		
排風機	配置:原子炉建屋北側の屋外に2系列(うち予備1系列)設置		
吹上用排気ダクト	配置:排気フィルタユニットの下流側に設置		
放射性物質濃度測定器	 測定対象:大型カバー内及び大気放出前の放射性物質濃度 仕様:検出器種類 シンチレーション検出器 計測範囲 10⁰~10⁴s⁻¹ 台数 排気フィルタユニット入口 2台 排気フィルタユニット出口 2台 		

表 5-1 換気設備構成

5.1.3.2 換気風量について

大型カバー内の環境は、ガレキ撤去用天井クレーン及び電源盤等の設備保護のため 40℃以下(設計値)となる換気設備を設けるものとする。

大型カバー内の熱負荷を除熱するのに必要な換気風量は、下式により求められる風量 に余裕をみた約 30,000m³/h とする。

 $Q=q/(Cp \cdot \rho \cdot (t1-t2) \cdot 1/3600)$

- Q : 換気(排気)風量(m³/h)
- q : 設計用熱負荷,約 103 (kW) (機器発熱) ^{※1}
- Cp :定圧比熱, 1.004652 (kJ/kg・℃)
- ρ :密度, 1.2 (kg/m³)
- t1 :カバー内温度, 40 (℃)
- t2 : 設計用外気温度, 29.7 (℃) **2
- ※1 約10%の余裕を含む
- ※2 小名浜気象台で観測された 2015 年~2019 年の 5 年間の観測データにおける累積出現率が 99%となる最高温度

5.1.3.3 運転管理および保守管理

(1) 運転管理

排風機の起動/停止操作は,免震重要棟集中監視室で行うものとし,故障等により排 風機が停止した場合には,予備機が自動起動する。

免震重要棟集中監視室では,排風機の運転状態(起動停止状態),放射性物質濃度が 表示され,それらの異常を検知した場合には,警報を発する。

放射性物質濃度測定器を排気フィルタユニットの出入口に設置し、大型カバー内から大気に放出される放射性物質濃度を測定する。

(2) 保守管理

換気設備についてはオペレーティングフロア上のガレキ撤去作業時に運転が必要な 設備であり,運転継続性の要求が高くない。保守作業に伴う被ばくを極力低減する観点 から,異常の兆候が確認された場合に対応する。なお,排気フィルタユニット出入口の 放射性物質濃度測定器については,現場の放射性物質濃度監視及び外部への放射性物 質飛散抑制の観点から多重化し,機器の故障により機能が喪失した場合でも測定可能 な設備構成とする。

また、フィルタについては、差圧計(プレフィルタ、高性能粒子フィルタに設置)又 は線量計(高性能粒子フィルタに設置)の値を確認しながら、必要な時期に交換する。

5.1.3.4 異常時の措置

大型カバー換気設備が停止しても、セシウムの使用済燃料プールから大気への移行割 合は、1×10⁻⁵~1×10⁻³%程度であり、1号機から放出される放射性物質は小さいと評価 されている(II.2.3 使用済燃料プール設備参照)ことから、放射性物質の異常な放出と ならないと考えられる。また、1号機の使用済燃料プール水における放射性物質濃度は、 Cs-134:2.32×10⁵Bq/L, Cs-137:7.02×10⁶Bq/L(令和3年4月23日に使用済燃料プー ルより採取した水の分析結果)である。

なお、大型カバー換気設備は、機器の故障が発生した場合を想定して、排風機及び電源 の多重化を実施しており、切替等により機能喪失後の速やかな運転の再開を可能とする。 また、排気フィルタユニット出入口の放射性物質濃度測定器については、2台の連続運転 とし、1台故障時においても放射性物質濃度を計測可能とする。

- 5.2 放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能について
- 5.2.1 排気フィルタによる低減効果

大型カバー内から排気フィルタユニットを通じて大気へ放出される放射性物質は、プレフィルタ/高性能粒子フィルタ(効率 97%(粒径 0.3 µ m)以上)により低減される。

セシウムの使用済燃料プールから大気への移行割合は、1×10⁻⁵~1×10⁻³%程度であり、 1号機から放出される放射性物質は小さいと評価されている。(Ⅱ.2.3使用済燃料プール設 備参照)

1号機原子炉建屋オペレーティングフロア上のガレキ撤去実施に伴う大型カバー内での 放射性物質の放出率は、下式により求められ表 5-2 の通りとなる。

 $R_1=Sd \cdot A \cdot S/h$

- R₁:ガレキ撤去実施に伴う大型カバー内での放射性物質の放出率(Bq/h)
- Sd : 崩落屋根鉄骨の表面汚染密度, 1.69×10⁸ (Bq/cm²) ^{*1}
- A : ガレキ撤去(鉄骨切断)に伴う欠損面積,約190 (cm²)
- S : 飛散率, 0.02 (%) ^{※2}
- h :1 切断にかかる作業時間, 0.23 (h)
- ※1 2016 年 10 月に実施した 1 号機オペレーティングフロア上の空間線量率の測定結果から遮蔽計算 コードにて表面汚染密度へ換算
- ※2 (財)電力中央研究所「廃止措置工事環境影響ハンドブック(第3次版)」(平成19年3月)より 引用

表 5-2 1号機原子炉建屋オペレーティングフロア上の

ガレキ撤去時の放射性物質の放出率 (Bq/h)

放出率	
約 2.8×10 ⁷	

仮に,ガレキ撤去実施に伴い大型カバー内で放射性物質が表 5-2 に示す放出率で飛散す る場合,排気フィルタを通過して大気へ放出される放射性物質の放出率は下式により求め られ表 5-3 の通りとなる。

 $R_2=R_1 \cdot (1-f) \cdot h_1/h_2$

- R₂ : フィルタ通過後の放射性物質の放出率 (Bq/h)
- R₁ : 大型カバー内の放射性物質の放出率(Bq/h)(表 5-2 参照)
- f : フィルタ効率 (プレフィルタ/高性能粒子フィルタ 97%)
- h₁:1月あたりのガレキ撤去作業時間,約100(h/月)
- h₂:1月の総時間数,720(h/月)

表 5-3 フィルタ通過後の放射性物質の放出率 (Bq/h)

核種	放出率**
Cs-134	約 6.8×10 ³
Cs-137	約 1.1×10 ⁵

※核種比を考慮して算出

- 5.2.2 敷地境界線量
- 5.2.2.1 評価条件
 - (1) ガレキ撤去実施時において、大型カバー内が、表 5-2 に示す放出率で放射性物質が飛 散した場合に排気フィルタユニットを介して大気に放出されるものと仮定する。
 - (2) 減衰は考慮しない(地表沈着を除く)。
 - (3) 地上放出と仮定する。
 - (4) 大型カバーの供用期間である6年間(想定)に放出される放射性物質が地表に沈着し 蓄積した時点のγ線に起因する実効線量と仮定し評価する。
 - (5) 大気拡散の評価に用いる気象条件は、福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請 書で採用したものと同じ気象データを使用する。
- 5.2.2.2 評価方法

大型カバー排気フィルタユニットから放出される放射性物質による一般公衆の実効線 量は、以下の被ばく経路について年間実効線量(mSv/年)を評価する。

- (1) 放射性雲からのγ線に起因する実効線量
- (2) 吸入摂取による実効線量
- (3) 地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量

具体的な計算方法等については、「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編 2.2 線量評価」に 準じる。

5.2.2.3 評価結果

表 5-3 に示す放出率で放射性物質の放出が大型カバーの供用期間である6年間(想定) 続くと仮定して算出した結果,年間被ばく線量は敷地境界で約0.001mSv/年であり,法 令の線量限度1mSv/年に比べても十分低いと評価される。(表 5-4 参照)

また,「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編 2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明」 での評価(約0.03mSv/年)に比べても低いと評価される。

表 5-4 大型カバー排気フィルタユニットからの

放射性物質の放出による一般公衆の実効線量(mSv/年)

評価項目			△弐
放射性雲 吸入摂取 地表沈着			
約 1.2×10 ⁻⁸	約 1. 2×10 ⁻⁸ 約 1. 6×10 ⁻⁶ 約 1. 1×10 ⁻³		約 1.1×10 ⁻³



【大型カバー】

- ・ 作業環境整備区画を構成・支持する架構及び附属設備を指す。
- ・ 大型カバーのうち、作業環境整備区画は外装材等により区画し、換気対象範囲と する。



放射性物質濃度測定器現場制御盤 (コンテナハウス内)

図 5-3 大型カバー換気設備配置図

Ⅲ-2-11-添 3-1-42





図 5-4 大型カバー換気設備系統図

Ⅲ-2-11-添 3-1-43

図 5-5 大型カバー換気設備電源系統図





6 別添

- 別添-1 4号機燃料取り出し用カバー換気設備に係る確認事項
- 別添-2 3号機燃料取り出し用カバー換気設備に係る確認事項
- 別添-3 2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備 に係る確認事項
- 別添-4 1号機大型カバー換気設備に係る確認事項

添付資料-3-1 別添-1

4号機燃料取り出し用カバー換気設備に係る確認事項

4号機燃料取り出し用カバー換気設備に係る主要な確認事項を表-1に示す。

確認事項	確認項目		確認内容	判定基準
放出抑制	機能確認	風量確認	送風機・排風機の換気風量を 確認する。	送風機・排風機が1台当たり 25,000m ³ /h以上であること。
				送風機・排風機が定格運転
				(2台運転1台予備)におい
				て, 50,000m³/h 以上であるこ
				と。
		フィルタ	フィルタの放射性物質の除去	放射性物質の除去効率が 97%
		性能確認	効率を確認する。	以上であること。
	構造確認	据付確認	放射性物質濃度の測定箇所を	放射性物質濃度測定箇所が実
			確認する。	施計画通りであること。
監視	機能確認			送風機・排風機の運転状態,
		監視機能	監視設備により運転状態等が	放射性物質濃度が免震重要棟
		確認	監視できることを確認する。	内のモニタに表示され監視可
				能であること。

表-1 4号機燃料取り出し用カバー換気設備に係る確認事項

添付資料-3-1 別添-2

3号機燃料取り出し用カバー換気設備に係る確認事項

3号機燃料取り出し用カバー換気設備に係る主要な確認事項を表-1に示す。

確認事項	確認項目		確認内容	判定基準
放出抑制	機能確認	風量確認	排風機の出口風量を確認す る。	排風機が1台当たり 30,000m³/h 以上であること。
		フィルタ 性能確認	フィルタの放射性物質の除去 効率を確認する。	放射性物質の除去効率が 97% 以上であること。
	構造確認	据付確認	放射性物質濃度の測定箇所を 確認する。	放射性物質濃度測定箇所が実 施計画通りであること。
監視	機能確認	監視機能 確認	監視設備により運転状態等が 監視できることを確認する。	排風機の運転状態,放射性物 質濃度が免震重要棟内のモニ タに表示され監視可能である こと。
			設定値において警報及び表示 灯が作動することを確認す る。	許容範囲以内で警報及び表示 灯が作動すること。
			標準線源を用いて検出器性能 を確認する。	計数効率が規定値以上である こと。
			放射性物質濃度が現場と免震 重要棟に表示されることを確 認する。	各指示値が許容値範囲以内に 入っていること。

表-1 3号機燃料取り出し用カバー換気設備に係る確認事項

2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備 に係る確認事項

2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備に係る主要 な確認事項を表-1に示す。また, 原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し 用構台換気設備の系統図, 排風機の外形図及び排気フィルタユニットの外形図を図-1, 図 -2, 図-3に示す。

					松木
確認事項	確認項目		確認内容	判定基準	快宜
					場所
放出抑制・監視	構造確認	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。	現地
		据付確認	系統構成を確認する。	系統構成が図-1の通りであ ること。	現地
	機能確認	風量確認	排風機の出口風量を確認 する。	排風機が1台当たり 30,000m ³ /h 以上であること。	現地
		フィルタ 性能確認	フィルタの放射性物質の 除去効率を確認する。	放射性物質の除去効率が 97%(粒径 0.3μm)以上である こと。	現地
		監視機能 確認	監視設備により運転状態 等が監視できることを確 認する。	排風機の運転状態,放射性物 質濃度が免震重要棟内のモニ タに表示され監視可能である こと。	現地
			設定値において警報及び 表示灯が作動することを 確認する。	許容範囲以内で警報及び表示 灯が作動すること。	現地
			標準線源を用いて検出器 性能を確認する。	計数効率が規定値以上である こと。	現地
			放射性物質濃度が現場と 免震重要棟に表示される ことを確認する。	放射性物質濃度が現地と免震 重要棟に表示され監視可能で あること。	現地

表-1 2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び 燃料取り出し用構台換気設備に係る確認事項



図-1 原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備系統図(添付3-1 図4-4再掲)









図-2 排風機 外形図

機器名称				
排風機(A)				
排風機(B)				

Ⅱ-2-11-添 3-1-50

機器名称
排気フィルタユニット(A)
排気フィルタユニット (B)
排気フィルタユニット(C)
排気フィルタユニット(D)





添付資料-3-1 別添-4

1号機大型カバー換気設備に係る確認事項

1号機大型カバー換気設備に係る主要な確認事項を表-1に示す。また、大型カバー換気 設備の系統図、排風機の外形図及び排気フィルタユニットの外形図を図-1、図-2、図-3に示す。

確認事項	確認項目		確認内容	判定基準	検査 場所
放出抑制・監視	構造確認	外観確認 据付確認	各部の外観を確認する。 系統構成を確認する。	有意な欠陥がないこと。 系統構成が図-1の通りであ ること。	
	機能確認	風量確認	排風機の出口風量を確認 する。	排風機が1台当たり 30,000m ³ /h以上であること。	
		フィルタ 性能確認	フィルタの放射性物質の 除去効率を確認する。	放射性物質の除去効率が 97%(粒径 0.3μm)以上である こと。	
		監視機能 確認	監視設備により運転状態 等が監視できることを確 認する。	排風機の運転状態,放射性物 質濃度が免震重要棟内のモニ タに表示され監視可能である こと。	
			設定値において警報及び 表示灯が作動することを 確認する。	許容範囲以内で警報及び表示 灯が作動すること。	
			標準線源を用いて検出器 性能を確認する。	計数効率が規定値以上である こと。	
			放射性物質濃度が現場と 免震重要棟に表示される ことを確認する。	放射性物質濃度が現地と免震 重要棟に表示され監視可能で あること。	

表-1 1号機大型カバー換気設備に係る確認事項





図-1 大型カバー換気設備系統図(添付3-1 図5-4再掲)




Ⅲ-2-11-添 3-1-54



機器名称
排気フィルタユニット (A)
排気フィルタユニット (B)



図-3 排気フィルタユニット 外形図

燃料取り出し用カバー換気設備の構造強度及び耐震性に関する説明書

1 構造強度

燃料取り出し用カバー換気設備は、その用途から換気空調設備に類似すると考える。当該設備 は、「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」に定められた内包する流体の放射性 物質の濃度が 37mBq/cm³ 未満であることから適用除外の設備と位置付けられるが、系統機能試験 等を行い、有意な変形や漏えい、運転状態に異常がないことを確認することで、必要な構造強度 を有するものと評価する。

2 耐震性

2.1 基本方針

燃料取り出し用カバーの換気設備は、換気空調系であるCクラス相当と位置付けられることか ら、一般構造物と同等の耐震性を有する設計とし、日本産業規格(JIS)、空気調和・衛生工学会 規格(SHASE-S)等に従うものとする。

1号機大型カバー換気設備は、「令和3年2月13日の福島県沖の地震を踏まえた東京電力福島 第一原子力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方」を踏まえ、Cクラス(敷地周 辺の公衆被ばく線量≦50μSv)と位置付けられることから、一般構造物と同等の耐震性を有する 設計とする。

2.2 主要設備の耐震構造

「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」等を準用し,静的震度(1.2Ci)に基づく主 要機器の転倒等の評価を行い,Cクラス相当の耐震性を有するものと評価する。

2.3 第4号機燃料取り出し用カバー換気設備の耐震性

2.3.1 送風機・排風機の耐震性

送風機・排風機の耐震性評価として,「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」を準用 し,送風機・排風機基礎の溶接部の評価を行った。なお,震度については,耐震設計審査指針上 の耐震Cクラス設備に適用される静的地震力に余裕を持たせた 0.36G を採用した。基礎の溶接部 の許容応力については,供用状態Dにおける許容応力を適用し,溶接部の評価温度は50℃とした。 基礎の溶接部のせん断応力を評価した結果,基礎の溶接部に生じるせん断応力は許容応力以下で あり,基礎の溶接部の強度が確保されることを確認した(表 2.3-1 参照)。



図 2.3-1 送風機・排風機の耐震評価モデル

- ・評価部位:基礎の溶接部
- ・考慮する荷重: 地震荷重 / 送風機・排風機振動による荷重
- ・計算に用いる数式

鉛直方向のせん断力
$$Q_v = \frac{W \cdot g \cdot (C_H + C_P) \cdot h + M_P - W \cdot g \cdot (1 - C_P) \cdot l_1}{\frac{1}{2}n_f \cdot (l_1 + l_2)}$$

鉛直方向のせん断応力 $\tau_v = \frac{Q_v}{A_w}$ 水平方向のせん断力 $Q_H = W \cdot g \cdot (C_H + C_P)$ 水平方向のせん断応力 $\tau_H = \frac{Q_H}{n \cdot A_w}$ W : 据付面に作用する重量

- g : 重力加速度(=9.80665)
- h : 据付面から重心までの距離
- Mp
 : 送風機・排風機回転により働くモーメント

 ※基礎溶接部に Mp は作用しない
- 11 :送風機・排風機重心と基礎の溶接部間の距離
- 1₂ :送風機・排風機重心と基礎の溶接部間の距離(1₁≤1₂)
- n_f:鉛直方向のせん断力の作用する基礎の溶接部の評価箇所数
- n : 基礎の溶接部の箇所数
- Aw : 基礎の溶接部の断面積
- C_H :水平方向設計震度
- C_P:送風機・排風機振動による震度

評価対象 機器	部位	林北	広力種類	算出応力	許容応力	
FT [Щ /] 《八汉市F		1-1 LY	がいノノイエス	(MPa)	(MPa)	
光国楼	基礎の	55400 担当	井ノ斯	24	65	
达風險	溶接部	33400 作目 ⊟	しん肉	34	00	
出国松	基礎の	55400 扫火	よく既	0.0	GE	
19F/出作发	溶接部	33400 作目 ヨ	でる	23	00	

表 2.3-1 送風機・排風機基礎の溶接部の強度評価

2.3.2 フィルタユニットの耐震性

フィルタユニットの耐震性評価として、「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」を準 用し、2.3.1 項と同様の方法で基礎の溶接部の評価を行った。なお、震度については、耐震設計審 査指針上の耐震Cクラス設備に適用される静的地震力に余裕を持たせた 0.36G を採用した。基礎 の溶接部の許容応力については、供用状態Dにおける許容応力を適用し、溶接部の評価温度は 50℃ とした。基礎の溶接部のせん断応力を評価した結果、基礎の溶接部に生じるせん断応力は許容応 力以下であり、基礎の溶接部の強度が確保されることを確認した(表 2.3-2 参照)。





図 2.3-2 フィルタユニットの耐震評価モデル

・評価部位:基礎の溶接部

・考慮する荷重:地震荷重

・計算に用いる数式

鉛直方向せん断力 $Q_v = \frac{W \cdot g \cdot C_H \cdot h - W \cdot g \cdot (1 - C_v) \cdot l_1}{n_f \cdot (l_1 + l_2)}$ 鉛直方向せん断応力 $\tau_v = \frac{Q_v}{A_w}$ 水平方向せん断力 $Q_H = W \cdot g \cdot C_H$ 水平方向せん断応力 $\tau_H = \frac{Q_H}{n \cdot A_w}$

- ₩ : 据付面に作用する重量
- g :重力加速度(=9.80665)
- h : 据付面から重心までの距離
- 11 :フィルタユニット重心と基礎の溶接部間の距離
- 12 :フィルタユニット重心と基礎の溶接部間の距離(11≤12)
- nf : 鉛直方向のせん断力の作用する基礎の溶接部の評価箇所数
- n : 基礎の溶接部の箇所数
- Aw: :基礎の溶接部の断面積
- C_H :水平方向設計震度
- Cv : 鉛直方向設計震度

評価対象機器	部位	材料	応力種類	算出応力 (MPa)	許容応力 (MPa)
給気フィルタユニット (プレフィルタ)	基礎の 溶接部	SS400 相当	せん断	9	65
給気フィルタユニット (高性能粒子フィルタ)	基礎の 溶接部	SS400 相当	せん断	8	65
排気フィルタユニット	基礎の 溶接部	SS400 相当	せん断	11	65

表 2.3-2 フィルタユニット基礎の溶接部の強度評価

2.3.3 ダクトの耐震性

ダクトの耐震性評価として,許容座屈曲げモーメント以下となる基準支持間隔の評価を行った。 なお,震度については,耐震設計審査指針上の耐震Cクラス設備に適用される静的地震力に余裕 を持たせた 0.36Gを採用した。ダクトは基準支持間隔(表 2.3-3)よりも小さい間隔で支持するこ とで耐震性を確保する計画である。

なお,燃料取り出し用カバー内のダクトは,燃料取り出し用カバーのクレーン支持用架構を利 用している(添付資料-3-1 図2.2参照)。クレーン支持用架構は,添付資料-4-2「燃料 取り出し用カバーの構造強度及び耐震性に関する説明書」で,基準地震動 Ss に対する地震応答解 析を実施し崩壊しないことを確認していることから,使用済燃料プールへ波及的影響は与えない。



図 2.3-3 角ダクトの評価モデル

- ・評価部位:角ダクト
- ・考慮する荷重:地震荷重
- ・計算に用いる数式

自重による許容座屈曲げモーメント以下とする基準支持間隔

$$L = \sqrt{\frac{8 \cdot M_X \cdot 1 \circ 0 \circ 0}{W \cdot g}}$$

地震による許容座屈曲げモーメント以下とする基準支持間隔

$$L = \sqrt{\frac{8 \cdot M_{\rm Y} \cdot 1 \, 0 \, 0 \, 0}{W \cdot g} \cdot \frac{1}{C_{\rm H}}}$$

許容曲げモーメントとの関係は次式となる

$$\frac{M_{\rm X}}{M_{\rm Xa}} = \frac{M_{\rm Y}}{M_{\rm Ya}} = 1$$

上記式を解くと

基準支持間隔

時間隔
$$L = \frac{1}{\sqrt{\frac{W \cdot g}{1\ 0\ 0\ 0\ \cdot\ 8\ \cdot\ M_{Xa}} + C_{H} \frac{W \cdot g}{1\ 0\ 0\ 0\ \cdot\ 8\ \cdot\ M_{Ya}}}}$$

- L : 基準支持間隔
- Mx
 :水平方向座屈曲げモーメント

 Mxa
 :水平方向許容座屈曲げげモーメント

 MY
 :鉛直方向座屈曲げモーメント

 Mya
 :鉛直方向許容座屈曲げげモーメント

 W
 :ダクト単位長さ当たり質量
- g : 重力加速度(=9.80665)
- C_H :水平方向設計震度

表 2.3-3 角ダクトの評価

評価対象ダクト	材料	基準支持間隔 (mm)
1100×1100×1.0t	溶融亜鉛めっき鋼板	10998
850×850×1.0t	溶融亜鉛めっき鋼板	13703

2.4 第3号機燃料取り出し用カバー換気設備の耐震性

2.4.1 排風機の耐震性

排風機の耐震性評価として、「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」を準用し、排風機の基礎ボルト・取付ボルトの評価を行った。なお、震度については、耐震設計審査指針上の耐震 Cクラス設備に適用される静的地震力に余裕を持たせた 0.36G を採用した。基礎ボルトの許容荷 重及び取付ボルトの許容応力については、評価温度 50℃とした。基礎ボルト・取付ボルトのせん 断・引張を評価した結果、基礎ボルト・取付ボルトに生じる荷重・応力は許容値以下であり、基 礎ボルト・取付ボルトの強度が確保されることを確認した(表 2.4-1,2.4-2 参照)。



図 2.4-1 排風機の耐震評価モデル

・評価部位:基礎ボルト・取付ボルト

・考慮する荷重:地震荷重 /排風機振動による荷重

・計算に用いる数式

引張力
$$Q_{v} = \frac{W \cdot g \cdot (C_{H} + C_{P}) \cdot h + M_{P} - W \cdot g \cdot (1 - C_{P}) \cdot 1_{1}}{n_{f} \cdot (1_{1} + 1_{2})}$$

引張応力
$$\tau_v = \frac{Q_v}{A_b}$$

せん断力 Q_H=W·g·(C_H+C_P)

せん断応力 $\tau_{\rm H} = \frac{Q_{\rm H}}{\mathbf{n} \cdot A_{\rm h}}$

- ₩ : 据付面に作用する重量
- g :重力加速度(=9.80665)
- h : 据付面から重心までの距離
- M_P : 排風機回転により働くモーメント ※基礎ボルト・取付ボルト部に M_P は作用しない
- 11: 非風機重心と基礎ボルト・取付ボルト間の距離
- 1_2 : 排風機重心と基礎ボルト・取付ボルト間の距離 $(1_1 \leq 1_2)$
- n_f :評価上引張を受けるボルト本数
- n : 全ボルト本数
- A_b : 基礎ボルト・取付ボルトの断面積

C_H :水平方向設計震度

C_P : 排風機振動による震度

評価対象			評価	算出荷重	重(N)/本	許容荷重	重(N)/本 [※]
機器	可して	1/1 1/1	項目	せん断	引張	せん断	引張
排風機	基礎 ボルト	SS400	荷重	2829	作用 しない	21300	23900

表 2.4-1 排風機の基礎ボルトの強度評価

※基礎ボルトの評価部位及び許容荷重は、ケミカルアンカー部を示す。

表 2.4-2 排風機の取付ボルトの強度評価

評価対象	立风行	オオギル	評価	算出応知	力(MPa)	許容応	力(MPa)
機器	<u>.vr</u> uq	17] 177	項目	せん断	引張	せん断	引張
排風機	取付 ボルト	SS400	応力	3	作用 しない	133	173

2.4.2 フィルタユニットの耐震性

フィルタユニットの耐震性評価として、「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」を準 用し、2.4.1 項と同様の方法で基礎ボルト・取付ボルトの評価を行った。なお、震度については、 耐震設計審査指針上の耐震Cクラス設備に適用される静的地震力に余裕を持たせた 0.36G を採用 した。基礎ボルトの許容荷重及び取付ボルトの許容応力については、評価温度 50℃とした。基礎 ボルト・取付ボルトのせん断・引張を評価した結果、基礎ボルト・取付ボルトに生じる荷重及び 応力は許容値以下であり、基礎ボルト・取付ボルトの強度が確保されることを確認した(表 2.4-3,2.4-4 参照)。



図 2.4-2 フィルタユニットの耐震評価モデル

- ・評価部位:基礎ボルト・取付ボルト
- ・考慮する荷重:地震荷重
- ・計算に用いる数式

引張力	$Q_{v} = \frac{W \cdot g \cdot C_{H} \cdot h - W \cdot g \cdot (1 - C_{v}) \cdot l_{1}}{n_{f} \cdot (l_{1} + l_{2})}$
引張応力	$\tau_{v} = \frac{Q_{v}}{A_{b}}$
せん断力	$Q_{H} = W \cdot g \cdot C_{H}$
せん断応	力 $ au_{\rm H} = \frac{Q_{\rm H}}{{\rm n} \cdot A_{\rm b}}$
W	: 据付面に作用する重量
g	:重力加速度(=9.80665)
h	: 据付面から重心までの距離
1_{1}	:フィルタユニット重心と基礎ボルト・取付ボルト間の距離
1_{2}	:フィルタユニット重心と基礎ボルト・取付ボルト間の距離
	$(1_1 \leq 1_2)$
$n_{\rm f}$: 評価上引張を受けるボルト本数
n	: 全ボルト本数
A_{b}	: 基礎ボルト・取付ボルトの断面積
C _H	:水平方向設計震度

 Cv
 : 鉛直方向設計震度

表 2.4-3 フィルタユニットの基礎ボルトの強度評価

河伍出角拗兕 如齿※		本大平小	評価	算出荷重	重(N)/本	許容荷重	【(N)/本*
叶 [[[]] 入 家 (成 音)	<u>н</u> р <u>л</u>	17] 177	項目	せん断	引張	せん断	引張
排気フィルタ ユニット	基礎 ボルト	SS400	荷重	1476	作用 しない	21300	23900

※基礎ボルトの評価部位及び許容荷重は、ケミカルアンカー部を示す。

表 2.4-4 フィルタユニットの取付ボルトの強度評価

亚	立法	立合	大大 坐].	評価	算出応知	力(MPa)	許容応	力(MPa)
时间入了家(成在	<u>, 1</u> (11	17] 177	項目	せん断	引張	せん断	引張	
排気フィルタ ユニット	取付 ボルト	SS400	応力	5	7	139	180	

2.4.3 ダクトの耐震性

ダクトの耐震性評価として,許容座屈曲げモーメント以下となる基準支持間隔の評価を行った。 なお,震度については,耐震設計審査指針上の耐震Cクラス設備に適用される静的地震力に余裕 を持たせた 0.36Gを採用した。ダクトは基準支持間隔(表 2.4-5,2.4-6 参照)よりも小さい間隔 で支持することで耐震性を確保する計画である。 なお,燃料取り出し用カバー内のダクトは,使用済燃料プール上に配置しないことから,使用 済燃料プールへ波及的影響は与えない。

(1) 角ダクトの耐震計算



図 2.4-3 角ダクトの評価モデル

- ・評価部位:角ダクト
- ・考慮する荷重:地震荷重
- ・計算に用いる数式

自重による許容座屈曲げモーメント以下とする基準支持間隔

$$\mathbf{L} = \sqrt{\frac{\mathbf{8} \cdot \mathbf{M}_{\mathbf{X}} \cdot \mathbf{1} \mathbf{0} \mathbf{0} \mathbf{0}}{\mathbf{W} \cdot \mathbf{g}}}$$

地震による許容座屈曲げモーメント以下とする基準支持間隔

$$L = \sqrt{\frac{8 \cdot M_{Y} \cdot 1 \, 0 \, 0 \, 0}{W \cdot g} \cdot \frac{1}{C_{H}}}$$

許容曲げモーメントとの関係は次式となる

$$\frac{M_{\rm X}}{M_{\rm Xa}} = \frac{M_{\rm Y}}{M_{\rm Ya}} = 1$$

上記式を解くと

基準支持間隔
$$L = \frac{1}{\sqrt{\frac{W \cdot g}{1\ 0\ 0\ 0\ \cdot\ 8\ \cdot\ M_{Xa}} + C_H \frac{W \cdot g}{1\ 0\ 0\ 0\ \cdot\ 8\ \cdot\ M_{Ya}}}}$$

- L : 基準支持間隔
- M_x :水平方向座屈曲げモーメント
- M_{xa}:水平方向許容座屈曲げげモーメント
- M_Y : 鉛直方向座屈曲げモーメント
- M_{Ya} :鉛直方向許容座屈曲げげモーメント
- W :ダクト単位長さ当たり質量
- g : 重力加速度 (=9.80665)
- Сн :水平方向設計震度

証価計色ガカト	<u>+</u> ++%].	基準支持間隔
計画対象グクト	173 127	(mm)
$1100 \times 1100 \times 3.2t$	ガルバニウム鋼板	37633
$900 \times 900 \times 3.2t$	ガルバニウム鋼板	40671
$650 \times 500 \times 3.2t$	ガルバニウム鋼板	43643
$1100 \times 1100 \times 2.3t$	ガルバニウム鋼板	26033
$1300 \times 1300 \times 1.2t$	ガルバニウム鋼板	9740
$1300 \times 1000 \times 1.2t$	ガルバニウム鋼板	10334
$1100 \times 1100 \times 1.2t$	ガルバニウム鋼板	11589
900×900×1.2t	ガルバニウム鋼板	13882
700×700×1.2t	ガルバニウム鋼板	15364

表 2.4-5 角ダクトの評価

(2) 丸ダクトの耐震計算



図 2.4-4 丸ダクトの評価モデル

- ・評価部位:丸ダクト
- ・考慮する荷重:地震荷重
- ・計算に用いる数式

自重と地震を合成した座屈曲げモーメント

$$M = \sqrt{1^2 + C_H^2} \cdot \frac{W \cdot g}{1 \quad 0 \quad 0} \cdot \frac{L^2}{3}$$
$$\frac{M}{M} = 1$$

$$\overline{M_a} \equiv J$$

上記式を解くと

基準支持間隔
$$L = \sqrt{\frac{8 \cdot M_a}{\frac{W \cdot g}{1 \ 0 \ 0 \ 0} \sqrt{(1 + C_H^2)}}}$$

- L : 基準支持間隔
- M :座屈曲げモーメント

- M_a :許容座屈曲げげモーメント
- W :ダクト単位長さ当たり質量
- g : 重力加速度 (=9.80665)
- Сн :水平方向設計震度

Г

表 2.4-6	丸ダクトの評価	Ħ
		基

評価対象ダクト	材料	基準支持間隔 (mm)
$1200 \phi \times 3.2t$	鋼板	42685
$700 \phi \times 3.2t$	鋼板	42674

2.5 第2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の耐震性

2.5.1 排風機の耐震性

排風機の耐震性評価として、「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」を準用し、排風機の基礎ボルトの評価を行った。なお、震度については、耐震設計審査指針上の耐震Cクラス設備に適用される静的地震力 0.2G を採用した。基礎ボルトの許容荷重については、評価温度 50℃とした。基礎ボルトのせん断・引張を評価した結果、基礎ボルトに生じる荷重は許容荷重以下であり、基礎ボルトの強度が確保されることを確認した(表 2.5-1 参照)。



図 2.5-1 排風機の耐震評価モデル

・評価部位:基礎ボルト

・考慮する荷重:地震荷重,排風機振動による荷重

・計算に用いる数式

引張力
$$Q_V = \frac{W \cdot g \cdot (C_H + C_p) \cdot h - W \cdot g \cdot (1 - C_p) \cdot l_1}{n_f \cdot (l_1 + l_2)}$$

せん断力 $Q_{H} = \frac{W \cdot g \cdot (C_{H} + C_{P})}{n}$

₩ :排風機質量

- g :重力加速度(=9.80665 m/s²)
- h : 据付面から重心までの距離
- 11: 排風機重心と基礎ボルト間の距離
- 12: 排風機重心と基礎ボルト間の距離(11≤12)
- n_f :評価上引張を受けるボルト本数
- n : 全ボルト本数
- C_H :水平方向設計震度
- C_P : 排風機振動による加速度

表 2.5-1 排風機の基礎ボルトの強度評価結果

評価対象	立心	***!	評価	算出荷重	Ì(N)/本	許容荷重(N)/本		
機器	<u>-11</u> (11	11/1 17-1	項目	せん断	引張	せん断	引張	
排風機	基礎 ボルト	SS400	荷重	654. 1	作用 しない	20550	35600	

2.5.2 フィルタユニットの耐震性

フィルタユニットの耐震性評価として、「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」を準 用し、2.5.1 項と同様の方法で基礎ボルトの評価を行った。なお、震度については、耐震設計審査 指針上の耐震Cクラス設備に適用される静的地震力として 0.2G を採用した。基礎ボルトの許容荷 重については、評価温度 50℃とした。基礎ボルトのせん断・引張を評価した結果、基礎ボルトに 生じる荷重は許容荷重以下であり、基礎ボルトの強度が確保されることを確認した(表 2.5-2 参 照)。



図 2.5-2 フィルタユニットの耐震評価モデル

- ・評価部位:基礎ボルト
- ・考慮する荷重:地震荷重
- ・計算に用いる数式

引張力 $Q_{V} = \frac{\mathbb{W} \cdot \mathbf{g} \cdot \mathbf{C}_{H} \cdot \mathbf{h} - \mathbb{W} \cdot \mathbf{g} \cdot \mathbf{1}_{1}}{\mathbf{n}_{f} \cdot (\mathbf{1}_{1} + \mathbf{1}_{2})}$

せん断力 Q_H=^{W·g·C_H} n

- ₩ :フィルタユニット質量
- g : 重力加速度(=9.80665 m/s²)
- h : 据付面から重心までの距離
- 11 :フィルタユニット重心と基礎ボルト間の距離
- 12:フィルタユニット重心と基礎ボルト間の距離 (11≤12)

- n_f:評価上引張を受けるボルト本数
- n : 全ボルト本数
- C_H :水平方向設計震度

亚在社会地界	部位	材料	評価	算出荷重(N)/本		許容荷重(N)/本		
計個刈豕機奋			項目	せん断	引張	せん断	引張	
排気フィルタ ユニット	基礎 ボルト	SS400	荷重	281.9	作用 しない	11400	14300	

表 2.5-2 フィルタユニットの基礎ボルトの強度評価

2.5.3 ダクトの耐震性

ダクトの耐震性評価として、「JEAG4601-1987 原子力発電所耐震設計技術指針」を準用し、基準 支持間隔の評価を行った。なお、震度については、耐震設計審査指針上の耐震Cクラス設備に適 用される静的地震力として燃料取り出し用構台側は 0.27G、原子炉建屋側は 0.94G を採用した。 ダクトは基準支持間隔(表 2.5-3、表 2.5-4 参照)よりも小さい間隔で支持することで耐震性を確 保する計画である。

なお,当該ダクトは,使用済燃料プール上に配置しないことから,使用済燃料プールへ波及的 影響を与えない。

(1) 角ダクトの耐震計算



図 2.5-3 角ダクトの評価モデル

- ・評価部位:角ダクト
- ・考慮する荷重:地震荷重
- ・計算に用いる数式

自重による水平軸廻り座屈曲げモーメント

$$M_{\rm X} = \frac{1}{8} \cdot \frac{W \cdot g}{1000} \cdot L^2$$

地震による鉛直軸廻り座屈曲げモーメント

$$M_{\rm Y} = \frac{1}{8} \cdot \frac{\mathbb{W} \cdot \mathbf{g} \cdot \mathbf{C}_{\rm H}}{1000} \cdot \mathbb{L}^2$$

許容座屈曲げモーメントとの関係

$$\frac{M_{X}}{M_{Xa}} + \frac{M_{Y}}{M_{Ya}} = 1$$

上記式を解くと基準支持間隔は次式となる。

I –	1
L^{-} $\sqrt{\frac{V}{1000}}$	$\frac{\mathbb{W} \cdot g}{\mathbb{W} \cdot 8 \cdot M_{Xa}} + C_{H} \frac{\mathbb{W} \cdot g}{1000 \cdot 8 \cdot M_{Ya}}$
L	: 基準支持間隔
$M_{\mathbf{x}}$:水平軸廻り座屈曲げモーメント
$M_{x a}$:水平軸廻り許容座屈曲げモーメント
$M_{ m Y}$: 鉛直軸廻り座屈曲げモーメント
M_{Y} a	: 鉛直軸廻り許容座屈曲げモーメント
W	:ダクト単位長さ当たり質量
g	:重力加速度(=9.80665 m/s²)
$C_{\rm H}$:水平方向設計震度

表 2.5-3 角ダクトの評価

評価対象ダクト	キキ ポ[基準支持間隔
(mm)	17] 177	(mm)
$1450 \times 1050 \times 3.2t$	SS400	34488
$1200 \times 1200 \times 3.2t$	SS400	29352
$900 \times 900 \times 3.2t$	SS400	44585
$650 \times 500 \times 3.2t$	SS400	47815
$1000 \times 800 \times 1.2t$	ガルバリウム鋼板	12609
$900 \times 900 \times 1.2t$	ガルバリウム鋼板	13526
$708 \times 558 \times 1.2t$	ガルバリウム鋼板	15603

(2) 丸ダクトの耐震計算



図 2.5-4 丸ダクトの評価モデル

- ・評価部位:丸ダクト
- ・考慮する荷重:地震荷重
- ・計算に用いる数式

自重と地震を合成した座屈曲げモーメント

$$M = \sqrt{1^2 + C_H^2} \cdot \frac{W \cdot g}{1000} \cdot \frac{L^2}{8}$$

許容座屈曲げモーメントとの関係

$$rac{M}{M_{\mathrm{a}}}$$
=1

上記式を解くと基準支持間隔は次式となる。

L=
$$\sqrt{\frac{8 \cdot M_a}{\frac{W \cdot g}{1000} \sqrt{1 + C_H^2}}}$$

L : 基準支持間隔
M : 座屈曲げモーメント
M_a : 許容座屈曲げモーメント
W : ダクト単位長さ当たり質量
g : 重力加速度 (=9.80665 m/s²)
C_H : 水平方向設計震度

表 2.5-4 丸ダクトの評価

評価対象ダクト (mm)	材料	基準支持間隔 (mm)
$1000 \phi \times 3.2 t$	SS400	41890
$700 \phi \times 3.2t$	SS400	43507
753.6 $\phi \times 3.2t$	SS400	44452

添付資料-7

福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋カバー解体について

1. 適用範囲

本書は,第1号機原子炉建屋カバー解体に伴う影響評価,大型カバーの換気設備運転以前の 放射性物質濃度の監視方法について記載するものである。

2. 福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋からの燃料取り出し目標

東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(東 京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議)を2013年6月27日に改訂した。

今回の改訂では、号機毎の状況を踏まえたスケジュールを検討するとともに、現場の状況に 応じて柔軟に対応できるよう複数のプランを号機毎に示している。このうち、1号機の使用済 燃料プールからの燃料取り出しは、2017年度前半~同後半の開始を目標としている。

さらに、「特定原子力施設に係る実施計画作成に対する基本方針」において、至近の課題解決 として「使用済燃料の使用済燃料プールからの早期取り出し」を最優先事項のひとつに位置づ けている。

3. 使用済燃料プールからの燃料取り出しの作業ステップ

現在検討中の使用済燃料プールからの燃料取り出しの作業ステップは以下の通りである。

- ① 原子炉建屋カバー(以下 建屋カバー)の排気設備停止・撤去
- ② 既存の放射性物質濃度測定器の移設
- ③ 建屋カバー解体
- ④ オペレーティングフロア上のガレキ撤去・除染・遮へい
- ⑤ 燃料取扱設備等の設置,建屋カバー改造・復旧**
- ⑥ 燃料取り出し開始

また,先行号機の工事実績を踏まえ,建屋カバーの排気設備停止からプール燃料取り出し開始 までには4年程度を要すると想定している。建屋カバー解体工程表については表1に示す。

※ 燃料取り出し計画は,複数のプラン(建屋カバー改造・復旧,上部コンテナ,燃料取り出し用カバー)の中から,2014 年 度上半期に決定する。 4. 建屋カバー解体に伴う影響評価

建屋カバーは2011年10月に原子炉建屋上部からの放射性物質の飛散抑制を目的に設置した。 その後,原子炉の安定冷却の継続により放射性物質の発生量は減少している。

燃料取り出しに向け建屋カバーを解体した場合,放射性物質を含む水蒸気の蒸散やガレキ・ 粉塵の飛散が懸念されるため,放射性物質の放出量について評価を行った結果,敷地境界にお ける被ばく評価への影響は少ないと評価している。(詳細は,別添1参照。)

なお,建屋カバーを覆う大規模構造物を構築した後,その中で建屋カバーの解体とオペレー ティングフロア上のガレキ撤去を進める方法も考えられるが,この方法の場合には,建屋カバ ーの解体により放射性物質の放出量が増加する可能性は低いものの,以下の課題がある。

- 大規模構造物の設置により燃料取り出し開始時期が、燃料取り出し開始目標よりも5年以 上の後ろ倒しとなる。
- ② 使用済燃料プールへのガレキ落下リスクが長期化する。
- ③ 建屋カバーを覆う大規模構造物の高さが 90m程度となるため,耐震性の確保や高線量下で の作業などの技術面,施工面での課題がある。

以上より,敷地境界・敷地外に与える影響が少ないこと,燃料取り出しに早期に着手できる こと,速やかな燃料の取り出し完了につながることから,建屋カバーを解体し,オペレーティ ングフロア上のガレキ撤去を進めることとする。また,建屋カバーの解体に伴う放出量を抑制 するため,開口部の閉鎖など十分な放出抑制対策を実施する。

5. 建屋カバー排気設備停止に伴う滞留水素の評価

建屋カバー排気設備停止から建屋カバー解体までの間は,排気機能がなく,建屋カバー内 に水素が滞留する可能性があると考えられるため水素の影響について評価した。

「第Ⅱ編2.2 原子炉格納容器内窒素封入設備」において,第1号機原子炉格納容器内での 水素発生量が評価されている。保守的に原子炉格納容器内で発生した水素の全量が建屋カバ 一内に放出されたものとして評価した結果,建屋カバー内の水素濃度が可燃限界濃度に達す るまでの期間は約2年と評価される。建屋カバー解体着手は,建屋カバー排気設備停止の約 3~5ヶ月後と想定しているため,水素濃度が可燃限界濃度に達することをないと評価される。 このため,この期間中の水素濃度測定は必要ないと考える。なお,建屋カバー運用開始以降, 排気設備に設置されている水素濃度計にて水素は検出されていない。 水素の影響についての評価を以下の条件で評価した。

水素発生量:0.1(m³/h)

建屋カバー内容積:約45,000(m³)

可燃限界濃度4%となるために必要な水素量

約 45,000×0.04=約 1,800 (m³)

水素が約1,800m³発生する時間

約1,800/0.1/24=約750(日) ⇒ 約2年

6. 建屋カバーの排気設備停止以降の放射性物質濃度の監視

6.1 設備構成

排気設備停止以降においてもオペレーティングフロア付近の放射性物質濃度を測定・監視 するため、既存の放射性物質濃度測定器を移設する。排気設備停止から建屋カバー解体まで の監視設備構成を図1に、建屋カバー解体以降の監視設備構成を図2に、設備仕様を表2に 示す。

6.2 運転管理および保守管理

(1)運転管理

放射性物質濃度測定器は,現場制御盤及び免震重要棟に表示され,異常を検知した場合 には警報を発するシステムとなっている。

(2)保守管理

放射性物質濃度測定器については安全上重要な設備ではなく、運転継続性の要求が高く ない。保守作業に伴う被ばくを極力低減する観点から、異常の兆候が確認された場合に対 応する。

7. 放射性固体廃棄物等の管理

撤去したオペレーティングフロア上のガレキは,先行号機と同様に一時保管エリアにて保管 する。(「第Ⅲ編3補足事項2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理」参照)



図1 排気設備停止から建屋カバー解体までの監視設備概略構成図



図2 建屋カバー解体以降の監視設備概略構成図

		2013	年度					
	1 Q	2 Q	3 Q	$4\mathrm{Q}$	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
排気設備 停止・撤去								
既存の放射性物 質濃度測定器の 移設			*					
建屋周辺 整備等								
建屋カバーの 解体								
	燃	料取り出	し計画は根	食討中のた	とめ,以下	参考工程		
ガレキ 撤去等								
カバー改造・ 復旧等								

表1 建屋カバー解体工程表

※既存の放射性濃度測定器の移設期間は、オペレーティングフロア上部の放射性物質濃度の連続監視はできないが、 chatter がいまたがあります。

定期的及び必要な都度ダストサンプラで採集し、放射性物質濃度を測定・評価する。

表 2 設備仕様

設 備 名	仕 様
	検出器種類:シンチレーション検出器
放射性物質濃度測定器	計測範囲 : 10 ⁰ ~10 ⁴ s ⁻¹
	台数 :4 台

8.別添

別添-1 第1号機原子炉建屋カバー解体後の放射性物質の放出量評価

第1号機原子炉建屋カバー解体後の放射性物質の放出量評価

1. 放出量評価方法の考え方

建屋カバー解体後は、燃料取り出し用カバー設置に向け工事中の第3号機と同様の放出 箇所となることから、原子炉直上部・機器ハッチ開口部・原子炉格納容器ガス管理設備の 各放出箇所において放出量評価を行った。

本評価は、建屋カバーが掛かっていない状態での評価となるため、建屋カバー解体工事の事前調査として屋根パネルを一時的に取り外し、採取した平成26年11月のダスト濃度 を評価に適用した。

また,平成26年6月に機器ハッチ開口部の放出抑制対策として設置したバルーンについては,ガレキ等によりずれが生じるリスク,ずれ発生後の再設置に伴う作業員の被ばくリスク等を排除する観点から撤去するとともに,非常用扉や大物搬入口横扉については,実態にあわせた開口面積を評価に適用した。

2. 放出量評価

原子炉直上部・機器ハッチ開口部・原子炉格納容器ガス管理設備の各放出箇所において, 下記の通りの評価を行った。

① 原子炉直上部

原子炉直上部からの放出量

=原子炉直上部のダスト濃度(Cs-134+Cs-137) × 流量

=1.6imes10⁻⁵Bq/cm³ imes 2.5imes10² m³/h imes 10⁶ cm³/m³

=約 4.1×10³ Bq/h =約 4.1×10⁻⁵ 億 Bq/h

※計算に引用した数値

・原子炉直上部のダスト濃度

評価には,原子炉直上部のダスト濃度が必要であるが,現状,建屋カバーが設置されており,測定が不可能である。

このため、建屋カバー解体工事の事前調査として屋根パネルを一時的に取り外し、採取した平成26年11月のダスト濃度(1.6×10⁻⁵Bq/cm³)を適用した。 ・流量

建屋カバー解体工事の事前調査として屋根パネルを一時的に取り外した平成 26年11月における第1号機の蒸気発生量2.5×10² m³/h(平成26年11月1日 現在)を流量として適用した。 ② 機器ハッチ開口部

機器ハッチに関しては、外部の風によって流量の変動幅が大きいため、変動幅を 考慮して評価を行った。

機器ハッチ開口部からの放出量(最大) =機器ハッチ開口部のダスト濃度(Cs-134+Cs-137)×流量 =2.4×10⁻⁶ Bq/cm³× 1.1×10⁴ m³/h × 10⁶ cm³/m³ =約 2.6×10⁴ Bq/h =約 2.6×10⁻⁴ 億 Bq/h

機器ハッチ開口部からの放出量(最小) =機器ハッチ開口部のダスト濃度(Cs-134+Cs-137)× 流量 =2.4×10⁻⁶ Bq/cm³ × 1.5×10³ m³/h × 10⁶ cm³/m³

=約 3.6×10³ Bq/h =約 3.6×10⁻⁵ 億 Bq/h

※計算に引用した数値

・機器ハッチ開口部のダスト濃度

建屋カバー解体工事の事前調査として屋根パネルを一時的に取り外し,採取した平成26年11月のダスト濃度(2.4×10⁻⁶Bq/cm³)を適用した。

流量

外部の風による運動エネルギーにより建物風上側と風下側に圧力差が発生し, 圧力差により建屋開口部から空気の流出入が発生する。この圧力差による建屋開 口部からの流出入量をベルヌーイの定理を用いて流量を評価した。各前提につい ては,以下の通り。

機器ハッチの開口部の前提

機器ハッチの開口部面積を0%,二重扉を80%*,非常用扉を100%及び大物 搬入口横扉を50%*縮小した場合を想定。

※開口部を貫通している配管、ケーブル等による閉止不可範囲(想定)を除いた面積

風速

昭和54年4月から昭和55年3月までの1年間における福島第一原子力発電

Ⅱ-2-11-添 7-7

所の露場の平均風速(3.1m/s)を適用した。(原子炉設置変更許可申請書添付 書類 6)

上記の風速を入力条件として 16 方位毎に機器ハッチ開口部からの流量を評価 し、最大と最小の流量をそれぞれ以下の通り評価した。

最大の場合の流量は,約 11,000m³/h。

最小の場合の流量は、約1,500m³/h。

③ 原子炉格納容器ガス管理設備

原子炉格納容器ガス管理設備からの放出量 =原子炉格納容器ガス管理設備出口のダスト濃度(Cs-134+Cs-137)× 流量 = 4.4×10^{-6} Bq/cm³ × 2.1×10^{1} m³/h × 10^{6} cm³/m³ =約 9.2×10^{1} Bq/h =約 9.2×10^{-7} 億 Bq/h

※計算に引用した数値

原子炉格納容器ガス管理設備出口のダスト濃度・流量については、平成 26 年 11 月の値を適用した。

上記3箇所の放出箇所からの放出量の評価を受けて,建屋カバー解体後の1号機からの 放出量合計値は以下の通り。

建屋カバー解体後の放出量評価(最大) =約 4.1×10^{-5} 億 Bq/h + 約 2.6×10^{-4} 億 Bq/h + 約 9.2×10^{-7} 億 Bq/h =約 0.00031 億 Bq/h =約 0.0004 億 Bq/h

建屋カバー解体後の放出量評価(最小) =約 4.1×10⁻⁵億 Bq/h + 約 3.6×10⁻⁵ 億 Bq/h + 約 9.2×10⁻⁷ 億 Bq/h =約 0.000078 億 Bq/h =約 0.00008 億 Bq/h

よって, 建屋カバー解体後の放出量評価は,約0.00008~0.0004億 Bq/h

なお,建屋カバーが設置されている状態の1号機の平成26年度平均の放出量は,約 0.007億 Bq/h である。このため,建屋カバー解体によって放出量に大きな変動を与える ものではない。

3. 被ばく評価

以下の計算条件で、建屋カバーが解体された場合の放出量による被ばく評価を行った。

①気象条件

被ばく評価に用いる気象条件は,昭和54年4月から昭和55年3月までの1年間 における風向,風速,日射量,放射収支量の観測データを統計処理して用い,統計 処理は「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づいて行った。

②実効線量の計算方法

放射性セシウムによる実効線量の計算は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目 標値に対する評価指針」及び「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公 衆の線量評価」を準用する。

外部被ばく及び吸入摂取による実効線量は,原子炉施設周辺でそれぞれ最大の被 ばくを与える地点に居住する人を対象とし,外部被ばくについては放射性雲からの γ線による実効線量と地表に沈着した放射性物質からのγ線による実効線量を考慮 する。

具体的な計算方法等については、Ⅲ第3編(保安に係る補足事項)2.2 線量評価 に準じる。

③計算地点

計算地点は、1.2号機共用排気筒を中心として16方位に分割した陸側9方位の敷地境界外について行う。

上記の評価方法で,評価した結果は,以下の通り。 敷地境界における被ばく量は年間約 0.00002~0.00008mSv

4. 評価

第1号機建屋カバー解体後の放出量評価は,約0.00008~0.0004 億 Bq/h であり,建屋 カバー解体によって放出量に大きな変動を与えるものではない。これによる敷地境界にお ける被ばく量は,年間約0.00002~0.00008mSv となる。

建屋カバー解体前の第1~4号機における気体廃棄物の推定放出量は,平成26年度平均で合計約0.1億 Bq/hである。敷地境界における被ばく線量は,最大で年間約0.03mSvと評価している。

建屋カバー解体前の第1~4号機における気体廃棄物の推定放出量と第1号機建屋カバー解体後の第1~4号機における推定放出量を比較すると、同等であることを確認した。 (下表参照)

なお,放射性気体廃棄物の管理については,Ⅲ第3編(保安に係る補足事項)2.1.3 放射 性気体廃棄物等の管理に準じる。

放出量	第1日继办》。 細体治	第1号機カバー解体後		
[単位:億 Bq/h]	弗 1 亏機刀//一件件則 	(評価値)		
笠 1 旦 幽	約 0 007※1	約 0.00008~0.0004		
₩ I 万 1 茂	赤り 0.007 「	$(0.000078 \sim 0.00031)$ *2		
第2号機	約(0.002^{st_1}		
第3号機	約0	0.0004^{*1}		
第4号機	0.0	0009^{*1}		
入計	約 0.1	約 0.1		
	(0.011) *1	$(0.0039 \sim 0.0041)$ *2,3		
敷地境界線量	約 0.02	約 0.02		
[単位:mSv/y]	ホリ 0.03	ポリ 0.03		

※1 第1・2・3・4号機の放出量については、平成26年度の平均値を用いている。

※2 評価値

※3四捨五入の都合上,合計が一致しない

カバー解体時における放出量評価

① 既認可の実施計画上における評価(平成25年8月認可)

- カバー解体時の放射性物質濃度が不明であったため、カバー設置前の濃度(平成23年10月)を使用して評価
- 機器ハッチ・原子炉上部とも10⁻⁴Bq/cm³と高い濃度であった
 ⇒流量を減らす必要があった
 ⇒機器ハッチの開口面積を縮小
- ② 機器ハッチ開口部の縮小効果を見込まない評価
 - 濃度を最新の測定値(平成26年11月)に更新
 - 機器ハッチに関しては濃度が2桁下がり、原子炉上部の濃度は1桁下がった
 ⇒原子炉の安定冷却の継続,飛散防止剤の散布効果等により濃度が減少
 - →機器ハッチ開口部を縮小せずとも放出管理の目標値107Bq/hを下回る
- ③ 機器ハッチ開口部の縮小の効果を見込んだ評価(参考)
 - ③は②に対して機器ハッチ開口部90%縮小の効果を見込んだが、放出量は②とほとんど変わらない。

		機器ハッチ					原子炉」	上部	PCVガス	管理		
			流量評価時の想定縮小%						放出量			
		濃度 流讀 [Bq/cm ³] [m ^{3/}	流量 [m³/h]	機器	重扉	非常	大物 搬入口 横扉	濃度 [Bq/cm ³]	流量 [m³/h]	濃度 [Bq/cm³]	流量 [m³/h]	[Bq/h]
	①既認可 実施計画	2.6×10 ⁻⁴	1000~ 5200	90%	80%	80%	100%	9.9×10 ⁻⁴	360	6.2×10 ⁻⁶	28	6.2×10^{5} \sim 1.7×10^{6}
	②機器ハッチ 縮小なし	2.4×10 ⁻⁶	1500~ 11000	0%	80%	100%	50%	1.6×10 ⁻⁵	250	4.4×10 ⁻⁶	21	7.8×10³ ∼ 3.1×10⁴
•	③機器ハッチ 縮小あり	2.4×10 ⁻⁶	1500~ 9800	90%	80%	100%	50%	1.6×10 ⁻⁵	250	4.4×10 ⁻⁶	21	7.8×10 ³ ∼ 2.8×10 ⁴
Ē	東京電力											

被ばく評価

■ 被ばく評価

建屋カバー解体された場合の放出量による被ばく評価は以下の通り

	1号機カバー解体後の敷地境界における 年間の被ばく量[mSv/y]
① 既認可実施計画	0.002~0.004
2 機器ハッチ縮小なし	0.00002~0.00008
③ 機器ハッチ縮小あり	0.00002~0.00007

機器ハッチ開口の縮小による放出抑制効果を見込まない条件を見直したとしても、被ばく量 に大きな変動を与えるものではない



- 2.15 放射線管理関係設備等
- 2.15.1 基本設計
- 2.15.1.1 設置の目的

福島第一原子力発電所1~4号機から環境に放出される気体廃棄物を抑制するために 設けられた設備の健全性を把握すること,ならびに当該設備を経由して放出される放射 性物質の放出量を把握することを目的とする。また,万が一,安全に関する機能が一時的 に喪失した場合でも,一般公衆ならびに放射線業務従事者を放射線から防護するため,周 辺環境における放射線量率等の状況を把握することを目的とする。

2.15.1.2 要求される機能

福島第一原子力発電所1~4号機から放出される気体廃棄物中の放射性物質,ならび に周辺監視区域周辺の空間放射線量率を監視できること。

- 2.15.1.3 設計方針
 - (1) 1~4号機から放出される気体廃棄物の監視設備 原子炉格納容器ガス管理設備,原子炉建屋カバー換気設備,原子炉建屋換気設備のダ スト放射線モニタにより,建屋から放出される気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監 視できる設計とする。
 - (2) 周辺監視区域周辺の監視設備

モニタリングポストは、1~6号機の他、附帯設備を含めた発電所全体からの影響を 把握するため、周辺監視区域境界付近8箇所の空間放射線量率を監視できる設計とす る。

(3) 供用期間中に確認する項目

福島第一原子力発電所1~4号機から放出される気体廃棄物中の放射性物質,ならびに周辺監視区域周辺の空間放射線量率を適切に監視できること。

- 2.15.1.4 主要な機器
 - a. ダスト放射線モニタ

ダスト放射線モニタは、2 チャンネル設置し、免震重要棟において遠隔監視ならび に記録可能な設備とする。

b. モニタリングポスト

モニタリングポストは、周辺監視区域境界付近8箇所に設置し、空間放射線量率を 連続的に測定可能な設備とし、免震重要棟において遠隔監視ならびに記録可能な設

$\rm I\!I\,\text{--}2\text{--}15\text{--}1$

備とする。

2.15.1.5 設計上の考慮すべき事項

ダスト放射線モニタ及びモニタリングポストは,『特定原子力施設への指定に際し東京 電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について』に示 される"14.設計上の考慮"を踏まえた設計とすることを基本方針として,特に次の事 項に考慮する。

(1) 準拠規格及び基準

一般的な放射線計測器や一般構造物と同様の構造強度を有する設計とし,耐震性に ついても一般構造物と同等なものとして設計する。

(2) 自然現象に対する設計上の考慮

仮設防潮堤を設置したことでアウターライズ津波の影響がないと想定される 1~4 号 機の標高以上のエリアに設置する。(Ⅲ.3.1.3 参照)

(3) 信頼性に対する設計上の考慮

ダスト放射線モニタは,所内高圧母線からの受電の他,外部電源喪失の場合に備えて, 非常用所内電源からも受電できる構成とする。

モニタリングポストにおいては,異なる2系統の所内高圧母線から受電できる構成 とし,外部電源喪失の場合に備えて,非常用所内電源ならびに蓄電池から受電できる構 成とする。

- 2.15.2 基本仕様
- 2.15.2.1 主要仕様
 - (1) 1 号機

ダスト放射線モニタ(大型カバー換気設備出口)
検出器の種類シンチレーション検出器計測範囲10°~104 s⁻¹チャンネル数2

ダスト放射線モニタ(原子炉格納容器ガス管理設備出口)検出器の種類シンチレーション検出器計測範囲10⁻¹~10⁶ s⁻¹チャンネル数2

(2) 2 号機

ダスト放射線モニタ(原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台 換気設備出口)

検出器の種類	シンチレーション検出器
計測範囲	$10^{-1} \sim 10^5 \mathrm{s}^{-1}$
チャンネル数	2

ダスト放射線モニタ	(原子炉格納容器ガス管理設備出口)
検出器の種類	シンチレーション検出器
計測範囲	10^{-1} \sim 10^{5} s ⁻¹
チャンネル数	2

(3) 3号機

ダスト放射線モニタ	(原子炉格納容器ガス管理設備出口)
検出器の種類	シンチレーション検出器
計測範囲	10^{-1} \sim 10^{5} s ⁻¹
チャンネル数	2

ダスト放射線モニタ	(燃料取り出し用カバー換気設備出口)
検出器の種類	シンチレーション検出器
計測範囲	$10^{-1} \sim 10^5 \mathrm{s}^{-1}$
チャンネル数	2

(4) 4 号機

ダスト放射線モニタ(燃料取り出し用カバー換気設備出口)
検出器の種類シンチレーション検出器計測範囲10°~104 s⁻¹チャンネル数2

(5) モニタリングポスト

検出器の種類	電離箱検出器
測定範囲	$10{\sim}10^8$ nGy/h
台数	8

(6) エリア放射線モニタ

エリア放射線モニタについては、以下の各章に記載している。

- ・ Ⅱ.2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備
- ・ Ⅱ.2.12 使用済燃料共用プール設備
- ・ Ⅱ.2.13 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備
- Ⅱ.2.34 5・6号機 計測制御設備

(7) 換気設備

換気設備については、以下の各章に記載している。

- ・ 1号機大型カバー換気設備(Ⅱ.2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し 設備)
- ・ 2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備 (Ⅱ.2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備)
- ・ 3号機燃料取り出し用カバー換気設備(Ⅱ.2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備)
- ・ 4号機燃料取り出し用カバー換気設備(Ⅱ.2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備)
- ・ 原子炉格納容器ガス管理設備(Ⅱ.2.8 原子炉格納容器ガス管理設備)
- ・ 雑固体廃棄物焼却設備(II.2.17 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(雑固体廃棄物焼却設備))

2.15.3 添付資料

添付資料-1 ダスト放射線モニタ系統概略図

添付資料-2 モニタリングポストの配置図

ダスト放射線モニタ系統概略図



図2.15-1 1号機 ダスト放射線モニタ検出器 系統概略図 (大型カバー換気設備出口)



図2.15-2 1号機 ダスト放射線モニタ,ガス放射線モニタ検出器 系統概略図 (原子炉格納容器ガス管理設備出口)



図2.15-3 2号機 ダスト放射線モニタ検出器 系統概略図 (原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備出口)



原子炉格納容器ガス管理設備へ

原子炉格納容器ガス管理設備より

図2.15-4 2号機 ダスト放射線モニタ,ガス放射線モニタ検出器 系統概略図 (原子炉格納容器ガス管理設備出口)





原子炉格納容器ガス管理設備より

図2.15-5 3号機 ダスト放射線モニタ,ガス放射線モニタ検出器 系統概略図 (原子炉格納容器ガス管理設備出口)



図2.15-6 3号機 ダスト放射線モニタ検出器 系統概略図 (燃料取り出し用カバー換気設備出口)


図2.15-7 4号機 ダスト放射線モニタ検出器 系統概略図 (燃料取り出し用カバー換気設備出口) 第1編

(1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉に係る保安措置)

(気体廃棄物の管理)

第42条

気体廃棄物の放出管理について、次の事項を実施する。

- (1)分析評価GMは、表42-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、 その結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。
- (2)放出・環境モニタリングGMは、表42-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の敷地境界における空気中の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を下回ることを確認する。
- (3) 放出・環境モニタリングGMは,表42-1の放出箇所から放出された粒子状の放 射性物質の放出量が,放出管理の目標値を下回ることを確認する。
- (4)当直長は、表42-2の放出箇所から放射性物質を含む空気を放出する場合は、ダ スト放射線モニタ及びガス放射線モニタを監視する。
- (5)分析評価GMは、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、 その結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。
- (6) 放出・環境モニタリングGMは,表42-3の放出箇所において,粒子状の放射性物質濃度に有意な上昇傾向が無いことを確認する。

表42-1

放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度
1号炉原子炉建屋	粒子状物質	試料放射能	1ヶ月に1回
上部	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	
1号大型カバー	粒子状物質	試料放射能	1ヶ月に1回
換気設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	
1 号炉格納容器	粒子状物質	試料放射能	1ヶ月に1回
ガス管理設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	
2 号炉原子炉建屋オペ レーティングフロア及 び燃料取り出し用構台 換気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回
2 号炉格納容器	粒子状物質	試料放射能	1ヶ月に1回
ガス管理設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	
3号炉原子炉建屋	粒子状物質	試料放射能	1ヶ月に1回
上部	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	
3号炉燃料取出し用	粒子状物質	試料放射能	1ヶ月に1回
カバー換気設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	
3 号炉格納容器	粒子状物質	試料放射能	1ヶ月に1回
ガス管理設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	
4号炉燃料取出し用	粒子状物質	試料放射能	1ヶ月に1回
カバー換気設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	

表42-2

放出箇所	監視項目	計測器種類	監視頻度	
1号炉格納容器	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	告味	
ガス管理設備出口	希ガス	ガス放射線モニタ	币吋	
1号大型カバー	始て生物度	ガフトお针約エーカ	冶吐	
換気設備出口	松丁扒初員	ダベド放射隊モーク	币吋	
2号炉原子炉建屋才				
ペレーティングフロ	始て中間	ガフトお针伯エーク	告味	
ア及び燃料取り出し	松丁扒初員	クヘト放射隊モーク	币吋	
用構台換気設備出口				
2号炉格納容器	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	告味	
ガス管理設備出口	希ガス	ガス放射線モニタ	中中	
3号炉燃料取出し用	始て生物度	ガフトお针約エーカ	告味	
カバー換気設備出口	松丁扒初員	クヘト放射脉モーク	中中	
3 号炉格納容器	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	冶吐	
ガス管理設備出口	希ガス	ガス放射線モニタ	市时	
4号炉燃料取出し用	始之中物质	ガフトお针領エータ	一一一一一一	
カバー換気設備出口	111171月	クハトル別称モーク	できる	

表42-3

放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度
建屋内地上部開口部 粒子状物質		試料放射能	1ヶ月に1回
	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	
造粒固化体貯槽	粒子状物質	試料放射能	廃棄物受入時
	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	

附 則

)

附則(

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(令和4年5月9日 原規規発第2205093号)

(施行期日)

第1条

2. 第4条,第5条,第52条,第56条及び第57条については、本実施計画変更認可 申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画(IV 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を 受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の 例による。

附則(令和4年4月22日 原規規発第2204221号)

(施行期日)

第1条

- 第42条の表42-1及び表42-2における2号炉原子炉建屋オペレーティングフ ロア及び燃料取り出し用構台換気設備から放出される気体廃棄物の管理については、2 号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の運用を開始 した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- 3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(令和3年11月11日 原規規発第2111112号)

(施行期日)

第1条

2. 第57条の図57,第60条の図60,添付1(管理区域図)の全体図における周辺 監視区域境界及び添付2(管理対象区域図)の全体図における周辺監視区域境界につい ては,放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了 した時点から適用することとし,それまでの間は従前の例による。

- 3. 添付1(管理区域図)の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性 物質分析・研究施設第1棟の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図に おける放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理対 象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、そ れまでの間は従前の例による。
- 4. 添付1(管理区域図)における増設焼却炉建屋(1階・2階)の管理区域図面及び添付2(管理対象区域図)における増設焼却炉建屋(1階・2階)の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- 附則(令和3年9月22日 原規規発第2109223号)

(施行期日)

第1条

- 2. 第4条及び第5条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適 用することとし、それまでの間は従前の例による。
- 附則(令和3年7月27日 原規規発第2107271号)

(施行期日)

第1条

- 2. 第5条については、3号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用 することとし、それまでの間は従前の例による。
- 附則(令和3年4月6日 原規規発第2104063号)
- (施行期日)

第1条

- 2. 第5条,第38条,第39条及び第42条の2については,減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし,それまでの間は従前の例による。
- 3. 添付1(管理区域図)の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2(管理 対象区域図)の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域 の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- 附則(令和2年9月29日 原規規発第2009291号)

(施行期日)

第1条

2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタ の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則(令和2年8月3日 原規規発第2008037号)

(施行期日)

第1条

2. 添付1(管理区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟,添付2(管理 対象区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退 域管理棟の管理対象区域図面の変更は,それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用 することとし,それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年5月27日 原規規発第2005271号)

(施行期日)

第1条

- 2. 第5条,第40条及び第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した 時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- 3. 添付1(管理区域図)の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則(令和2年2月13日 原規規発第2002134号)

(施行期日)

第1条

- 2. 第5条,第38条,第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉 建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については,増設雑固体廃棄物焼却 設備の運用を開始した時点から適用することとし,それまでの間は従前の例による。
- 4. 添付1(管理区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区 域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却 炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用す ることとし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成31年1月28日 原規規発第1901285号)

(施行期日)

第1条

2. 第5条及び第42条の2については、油処理装置の運用を開始した時点から適用する こととし、それまでの間は従前の例による。

附則(平成29年3月7日 原規規発第1703071号)

(施行期日)

第1条

2. 第3条,第5条及び第42条の2については,放射性物質分析・研究施設第1棟の運 用を開始した時点から適用することとし,それまでの間は従前の例による。

附則(平成28年12月27日 原規規発第1612276号)

(施行期日)

第1条

- 2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から 順次適用する。
- 附則(平成25年8月14日 原規福発第1308142号)

(施行期日)

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から 適用する。

2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理

2.1.3.1 概要

1~4 号機については事故の影響により排気筒の監視装置は使用不能である。5,6 号機 では主排気筒放射線モニタにおいて放出を監視している。主な放出源と考えられる1~4 号機原子炉建屋の上部において空気中放射性物質濃度を測定している。また,敷地内の 原子炉建屋近傍,敷地境界付近で空気中放射性物質濃度の測定を行い,敷地境界付近で は告示の濃度限度を下回ることを確認している。1~3 号機では原子炉格納容器ガス管理 設備が稼働し,格納容器内から窒素封入量と同程度の量の気体を抽出してフィルタによ り放出される放射性物質を低減している。

2.1.3.2 基本方針

原子炉格納容器ガス管理設備により環境中への放出量を抑制するとともに各建屋にお いて可能かつ適切な箇所において放出監視を行う。また,敷地境界付近で空気中放射性 物質濃度の測定を行い,敷地境界付近において告示に定める周辺監視区域外の空気中の 濃度限度を下回っていることを確認する。

放射性物質を内包する建屋等については放射性物質の閉じ込め機能を回復することを 目指し、内包する放射性物質のレベルや想定される放出の程度に応じて、放出抑制を図 っていく。実施の検討にあたっては、建屋や設備の損傷状況、作業場所のアクセス方法 や線量率、建屋内の濃度や作業環境、今後の建屋の利用計画等を考慮し、測定データや 現場調査の結果を基に、実現性を判断の上、可能な方策により計画していく。

今後設置される施設についても、内包する放射性物質のレベル等に応じて必要となる 抑制対策をとるものとする。

放射性物質の新たな発生,継続した放出の可能性のある建屋等を対象として,可能か つ適切な箇所において放出監視を行っていく。連続的な監視を行うための測定方法,伝 送方法について,現場状況の確認結果をもとに検討し,換気設備を設ける場合は排気口 において放出監視を行う。

2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法

各建屋から発生する気体状(粒子状,ガス状)の放射性物質を対象とする。

- (1) 発生源
 - a. 1~3 号機原子炉建屋格納容器

格納容器内の放射性物質を含む気体については、窒素封入量と同程度の量の気体 を抽出して原子炉格納容器ガス管理設備のフィルタで放出される放射性物質を低減 する。 b. 1~4 号機原子炉建屋

格納容器内の気体について,建屋内へ漏洩したものは原子炉格納容器ガス管理設備で処理されずに,上部開口部(機器ハッチ)への空気の流れによって放出される。

建屋内の空気の流れ及び建屋地下部の滞留水の水位低下により,建屋内の壁面, 機器,瓦礫に付着した放射性物質が乾燥により再浮遊し,上部開口部(機器ハッチ) より放出される可能性がある。滞留水から空気中への放射性物質の直接の放出につ いては,移行試験の結果から,極めて少ないと考えている。移行試験は,濃度が高 く被ばく線量への寄与も大きい Cs-134, Cs-137 に着目し,安定セシウムを用いて溶 液から空気中への移行量を測定した結果,移行率(蒸留水のセシウム濃度/試料水 中のセシウム濃度)が約1.0×10⁻⁴ %と水温に依らず小さいことが判明している。

1号機については、オペレーティングフロア上ガレキ撤去時、使用済燃料プール内 ガレキ撤去時及び燃料取り出し作業時における建屋等に付着した放射性物質の舞い 上がりによる大気放出を抑制するため燃料取り出し用カバーを設置し、ガレキ撤去 作業時及び燃料取り出し作業時にカバー内を換気しフィルタにより放射性物質の放 出低減を図る。

2号機については、使用済燃料プールからの燃料取り出しのため、燃料取り出し用 構台を設置し、燃料取り出し時に原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り 出し用構台内を換気しフィルタにより放射性物質の放出低減を図る。

3号機については、使用済燃料プールからの燃料取り出し時の放射性物質の飛散抑 制を目的として作業エリアを被うカバーを設置し、燃料取り出し作業時にカバー内 を換気しフィルタにより放射性物質の放出低減を図る。

4号機については、燃料取り出し用カバーを設置している。燃料取り出し用カバー は、隙間を低減するとともに、換気設備を設け、排気はフィルタユニットを通じて 大気へ放出することによりカバー内の放射性物質の大気への放出を抑制する。

使用済燃料貯蔵プール水から空気中への放射性物質の直接の放出についても, Cs-134, Cs-137 に着目し、上述の測定結果から、プール水からの放射性物質の放出 は極めて少ないと評価している。

c. 1~4 号機タービン建屋

建屋地下部の滞留水の水位低下により,壁面,機器に付着した放射性物質が乾燥 により再浮遊し,開口部(大物搬入口等)より放出する可能性が考えられるが,地 下開口部は閉塞されていることから,建屋からの追加的放出は少ないと評価してい る。

滞留水から空気中への放射性物質の直接の放出についても,原子炉建屋と同様に, 極めて少ないと評価している。

d. 1~4 号機廃棄物処理建屋

タービン建屋と同様に,建屋地下部の滞留水の水位低下により,壁面,機器に付

着した放射性物質が乾燥により再浮遊し,開口部(大物搬入口等)より放出する可 能性が考えられるが,地下開口部は閉塞されていることから,建屋からの追加的放 出は少ないと評価している。

滞留水から空気中への放射性物質の直接の放出についても,同様に極めて少ない と評価している。

e. 集中廃棄物処理施設

プロセス主建屋,サイトバンカ建屋,高温焼却炉建屋,焼却・工作建屋の各建屋 について、タービン建屋と同様に、建屋地下部の滞留水の水位低下により、壁面、 機器に付着した放射性物質が乾燥により再浮遊し、開口部(大物搬入口等)より放 出する可能性が考えられるが、地下開口部は閉塞されていることから、建屋からの 追加的放出は少ないと評価している。

滞留水から空気中への放射性物質の直接の放出についても、同様に極めて少ない と評価している。

また,建屋内に設置されている汚染水処理設備,貯留設備の内,除染装置(セシ ウム凝集・沈殿),造粒固化体貯槽(廃スラッジ貯蔵)については,内部のガスをフ ィルタにより放射性物質を除去して排気している。

f. 5, 6号機各建屋

各建屋地下部の滞留水について,建屋外から入ってきた海水及び地下水であり, 放射性物質濃度は1~4 号機に比べ低い。

原子炉建屋については,原子炉建屋常用換気系により,原子炉建屋内の空気をフ ィルタを通して,主排気筒から放出する。

g. 使用済燃料共用プール

共用プール水について, 放射性物質濃度は 1~4 号機に比べ低く, プール水からの 放射性物質の放出は極めて少ないと評価している。

共用プール建屋内からの排気は,フィルタを通し放射性物質を除去した後に,建 屋内排気口から放出する。

h. 廃スラッジー時保管施設

汚染水処理設備の除染装置から発生する廃スラッジを処理施設等へ移送するまで の間一時貯蔵する施設では、内部のガスをフィルタで放射性物質を除去して排気す る。

i. 焼却炉建屋

焼却設備の焼却処理からの排ガスは,フィルタを通し,排ガスに含まれる放射性 物質を十分低い濃度になるまで除去した後に,焼却設備の排気筒から放出する。

なお,フィルタを通し十分低い濃度になることから,焼却炉建屋からの放射性物 質の放出は極めて少ないと評価している。 j. 固体廃棄物貯蔵庫

固体廃棄物貯蔵庫に保管される放射性固体廃棄物等は、容器やドラム缶等に収納されるため、放射性固体廃棄物等からの放射性物質の追加的放出はないものと評価している。

k. 瓦礫等の一時保管エリア

瓦礫等の一時保管エリアは, 瓦礫類については周囲への汚染拡大の影響がない値 として目安値を設定し, 目安値を超える瓦礫類は容器, 仮設保管設備, 覆土式一時 保管施設に収納, またはシートによる養生等による飛散抑制対策を行い保管してい ること, また伐採木については周囲への汚染拡大の影響がないことを予め確認して いることから, 放射性物質の追加的放出は極めて少ないと評価している。

1. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設

セシウム吸着装置吸着塔,第二セシウム吸着装置吸着塔,第三セシウム吸着装置 吸着塔,高性能容器,処理カラム,高性能多核種除去設備吸着塔は,セシウム吸着 塔一時保管施設において静的に貯蔵している。使用済みの吸着材を収容する高性能 容器,及び,使用済みの吸着材を収容する処理カラムは,セシウム等の主要核種を 吸着塔内のゼオライト等に化学的に吸着させ,吸着塔内の放射性物質が漏えいし難 い構造となっている。高性能容器は,圧縮活性炭高性能フィルタを介したベント孔 を設けており,放射性物質の漏えいを防止している。また,保管中の温度上昇等を 考慮しても吸着材の健全性に影響を与えるものでは無いため,吸着材からの放射性 物質の離脱は無いものと評価している。このため,放射性物質の追加的放出は極め て小さいと評価している。

m. 貯留設備(タンク類,地下貯水槽)

貯留設備(タンク類,地下貯水槽)は,汚染水受入れ後は満水保管するため,水 位変動が少ないこと,蒸発濃縮装置出口水の放射能濃度測定結果から空気中への放 射性物質の移行は極めて低いことから放射性物質の追加的放出は極めて少ないと考 えている。

n. 多核種除去設備等

多核種除去設備は、タンク開口部のフィルタにより放射性物質を除去し、排気しているため、放射性物質の追加的放出は極めて小さいと考えている。

増設多核種除去設備は、多核種除去設備と同様の設計とし、タンク開口部のフィ ルタにより放射性物質を除去し、排気しているため、放射性物質の追加的放出は極 めて小さいものと考える。

高性能多核種除去設備は、タンク開口部のフィルタにより放射性物質を除去し、 排気しているため、放射性物質の追加的放出は極めて小さいものと考える。

o. 大型機器除染設備

大型機器除染設備からの排気は、フィルタを通し放射性物質を除去した後に、排

気口から放出する。

フィルタを通し十分低い濃度になることから,大型機器除染設備からの放射性物 質の放出は極めて少ないと評価している。

p. 油処理装置

油処理装置は,常温・湿式で油を分解するため空気中への放射性物質の移行は極め て低いと評価しており,更に排気はフィルタを通して排気する。

q. 大型廃棄物保管庫

大型廃棄物保管庫からの排気は、フィルタを通し放射性物質を除去した後に、排 気口から放出する。1. (使用済セシウム吸着塔一時保管施設)と同様、保管対象で ある吸着塔内の吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このた め、放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。更にフィルタを通し 十分低い濃度になることから、大型廃棄物保管庫からの放射性物質の放出は極めて 少ないと評価している。

r. 減容処理設備

減容処理設備からの排気は、フィルタを通し放射性物質を除去した後に,建屋換 気排気口から放出する。

フィルタを通し十分低い濃度になることから,減容処理設備からの放射性物質の 放出は極めて少ないと評価している。

(2) 放出管理の方法

気体廃棄物について,原子炉格納容器ガス管理設備により環境中への放出量を抑制 するとともに各建屋において可能かつ適切な箇所において放出監視を行っていく。

①1~3 号機原子炉建屋格納容器

1~3 号機は原子炉格納容器ガス管理設備出口において,ガス放射線モニタ及びダス ト放射線モニタにより連続監視する。

②1~4号機原子炉建屋

1号機については、原子炉建屋上部の空気中の放射性物質を監視するとともに、定期 的及び必要の都度ダストサンプラで採取し、放射性物質濃度を測定する。また、大型 カバー設置後においては、大型カバー換気設備出口においてダスト放射線モニタによ り連続監視する。2号機については、原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り 出し用構台換気設備出口においてダスト放射線モニタにより連続監視する。3号機につ いては、原子炉建屋上部で空気中の放射性物質を定期的及び必要の都度ダストサンプ ラで採取し、放射性物質濃度を測定する。使用済燃料プールから燃料取り出し時の放 射性物質の飛散抑制を目的とした燃料取り出し用カバーが設置されており、換気設備 出口においてダスト放射線モニタにより連続監視する。また、4号機については、使用 済燃料プールから燃料取出し時の放射性物質の飛散抑制を目的とした燃料取出し用カ バーが設置されており,換気設備出口においてダスト放射線モニタにより連続監視する。

③1~4 号機タービン建屋

追加的放出として考えられる建屋地下部の滞留水の水位低下による放射性物質の再 浮遊は、地下開口部が閉塞されているため建屋内に閉じ込められている。なお、建屋 内地上部の大物搬入口等の主な開口部付近にて、空気中の放射性物質を定期的及び必 要の都度ダストサンプラで採取し、放射性物質の漏えいがないことを確認する。

④1~4 号機廃棄物処理建屋

追加的放出として考えられる建屋地下部の滞留水の水位低下による放射性物質の再 浮遊は、地下開口部が閉塞されているため建屋内に閉じ込められている。なお、建屋 内地上部の主な開口部付近にて、空気中の放射性物質を定期的及び必要の都度ダスト サンプラで採取し、放射性物質の漏えいがないことを確認する。

⑤集中廃棄物処理施設(プロセス主建屋,サイトバンカ建屋,高温焼却炉建屋,焼却・ 工作建屋)

追加的放出として考えられる建屋地下部の滞留水の水位低下による放射性物質の再 浮遊は、地下開口部が閉塞されているため建屋内に閉じ込められている。なお、プロ セス主建屋、サイトバンカ建屋、高温焼却炉建屋、焼却・工作建屋の各建屋内地上部 の主な開口部付近にて、空気中の放射性物質を定期的及び必要の都度ダストサンプラ で採取し、放射性物質の漏えいがないことを確認する。

また,建屋内に設置されている汚染水処理設備,貯留設備の内,除染装置(セシウム凝集・沈殿),造粒固化体貯槽(廃スラッジ貯蔵)については,内部のガスをフィルタで放射性物質を除去して排気しており,除染装置運転時や廃棄物受け入れ時等にお

いて、排気中の放射性物質濃度を必要により測定する。

⑥5, 6 号機各建屋

主排気筒において,放射性物質濃度をガス放射線モニタにより監視する。 ⑦使用済燃料共用プール

建屋内の排気設備にて,放射性物質濃度を排気放射線モニタにより監視する。 ⑧廃スラッジー時保管施設

汚染水処理設備の除染装置から発生する廃スラッジを一時貯蔵する施設では,内部 のガスをフィルタで放射性物質を除去して排気し,ダスト放射線モニタで監視する。 ⑨焼却炉建屋

焼却設備の排気筒において,放射性物質濃度をガス放射線モニタ及びダスト放射線 モニタにより監視する。

⑩固体廃棄物貯蔵庫

固体廃棄物貯蔵庫において、空気中の放射性物質を定期的及び必要の都度ダストサンプラで採取し、放射性物質濃度を測定する。

①瓦礫等の一時保管エリア

瓦礫等の一時保管エリアにおいて,空気中の放射性物質を定期的及び必要の都度ダ ストサンプラで採取し,放射性物質濃度を測定する。

12使用済セシウム吸着塔一時保管施設

使用済セシウム吸着塔一時保管施設のエリアにおいては,空気中の放射性物質を定 期的及び必要の都度ダストサンプラで採取し,放射性物質濃度を測定する。

13貯留設備(タンク類,地下貯水槽)

貯留設備(タンク類,地下貯水槽)のエリアにおいては,空気中の放射性物質を定 期的及び必要の都度ダストサンプラで採取し,放射性物質濃度を測定する。

⑭多核種除去設備等

多核種除去設備においては、内部のガスをフィルタで放射性物質を除去し、排気し ているため、多核種除去設備設置エリアの放射性物質濃度を必要により測定する。ま た、増設多核種除去設備及び高性能多核種除去設備は、多核種除去設備と同様にフィ ルタで放射性物質を除去し、排気しているため、各設備の設置エリアにおける放射性 物質濃度を必要により測定する。

15大型機器除染設備

大型機器除染設備排気口及び汚染拡大防止ハウス排気口において,空気中の放射性 物質を定期的(除染設備運転時)及び必要の都度ダストサンプラで採取し,放射性物 質濃度(主要ガンマ線放出核種,全ベータ放射能,ストロンチウム90濃度)を測定 する。

なお,除染対象物のアルファ核種による汚染は極めて低いと評価しているが,念の ために全アルファ放射能の放射性物質濃度も1ヶ月に1回測定する。

16油処理装置

油処理装置排気口において,空気中の放射性物質を定期的(油処理装置運転時)及 び必要の都度ダストサンプラで採取し,放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種,全 ベータ放射能,ストロンチウム90濃度)を測定する。

①大型廃棄物保管庫

大型廃棄物保管庫において,空気中の放射性物質を定期的(建屋換気設備運転時) 及び必要の都度ダストサンプラで採取し,放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種,

全ベータ放射能、ストロンチウム90濃度)を測定する。

⑧減容処理設備

減容処理設備排気口において,空気中の放射性物質を定期的(建屋換気空調系運転 時)及び必要の都度ダストサンプラで採取し,放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核 種,全ベータ放射能,ストロンチウム90濃度)を測定する。 (3) 推定放出量

1~4 号機原子炉建屋(原子炉格納容器を含む)以外からの追加的放出は,極めて少ない と考えられるため、1~4 号機原子炉建屋上部におけるサンプリング結果から検出されてい る Cs-134 及び Cs-137 を評価対象とし、建屋開口部等における放射性物質濃度及び空気流 量等の測定結果から、現在の1~4 号機原子炉建屋からの放出量を評価した。推定放出量(平 成 26 年 2 月時点)は、表2.1.3-1に示す通りである。

なお、これまでの放出量の推移を図2.1.3-1に示す。

	Cs-134 (Bq/sec)	Cs-137 (Bq/sec)
1号機 原子炉建屋	4. 7×10^{2}	4. 7×10^{2}
2 号機 原子炉建屋	9. 4×10^{1}	9. 4×10^{1}
3号機 原子炉建屋	7. 1×10^2	7. 1×10^2
4号機 原子炉建屋	1.2×10^{2}	1.2×10^{2}

表2.1.3-1 気体廃棄物の推定放出量

(注) 平成26年2月時点の評価値



Ⅲ-3-2-1-3-8

2.2 線量評価

敷地周辺における線量評価は、プラントの安定性を確認するひとつの指標として、放射 性物質の放出抑制に係る処理設備設計の妥当性の確認の観点から放射性物質の放出に起因 する実効線量の評価を、施設配置及び遮蔽設計の妥当性の確認の観点から施設からの放射 線に起因する実効線量の評価を行う。

2.2.1 大気中に拡散する放射性物質に起因する実効線量

2.2.1.1 評価の基本的な考え方

大気中に拡散する放射性物質に起因する実効線量の評価については,「発電用原子炉施設 の安全解析に関する気象指針」(以下,「気象指針」という),「発電用軽水型原子炉施設周 辺の線量目標値に対する評価指針」(以下,「評価指針」という)及び「発電用軽水型原子 炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(以下,「一般公衆の線量評価」 という)を準用する。

外部被ばく及び吸入摂取による実効線量の評価は,原子炉施設周辺でそれぞれ最大の被 ばくを与える地点に居住する人を対象とし,外部被ばくについては放射性雲からの γ 線に よる実効線量と地表に沈着した放射性物質からの γ 線による実効線量を考慮する。

食物摂取による実効線量については,現実に存在する被ばく経路について,食生活の様 態等が標準的である人を対象として行うため,敷地周辺で農業・畜産業が行われていない 現状では有意な被ばく経路は存在しない。ただし,今後敷地周辺において農業・畜産業が 再開されることを見越し,被ばく評価全体において食物摂取による被ばくが占める程度を 把握するため,参考として,葉菜及び牛乳摂取による実効線量を評価する。

2.2.1.2 計算のための前提条件

(1) 気象条件

大気拡散の解析に用いる気象条件は,福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請 書(6号原子炉施設の変更)(平成22年11月12日付け,平成19・04・19原第18号にて 設置変更許可)の添付書類六の記載と同様とする。

気象条件の採用に当たっては、風向出現頻度及び風速出現頻度について平成12年4月 から平成22年3月までの10年間の資料により検定を行い、代表性に問題ないことを確 認した。検定法は、不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従った。

棄却検定の結果を表2.2.1−1及び表2.2.1−2に示す。有意水準5%で棄却 された項目は28項目中2個であった。これは採用した気象条件が長期間の気象状況と比 較して異常でないことを示しており、解析に用いる気象条件が妥当であることを示している。

(2) 放出源と有効高さ

放出源は各建屋からの排気であるが、「2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理」で述べたとおり、1~4 号機の原子炉建屋(原子炉格納容器を含む)以外からの放出は無視しうるため、放出位置は1~4 号機の原子炉建屋とする。

有効高さについて,現在の推定放出位置は原子炉建屋オペレーティングフロア付近で あるが,保守的に地上放散とする。

地上放散の保守性については、以下のとおりである。

「気象指針」において、位置(x, y, z)における放射性物質濃度 $\chi(x, y, z)$ を求める基本拡散式を(2-2-1)式に示す。

ここで,

 $\chi(x, y, z)$: 点(x, y, z)における放射性物質の濃度 (Bq/m³)

Q : 放出率 (Bq/s)

U : 放出源高さを代表する風速 (m/s)

λ :物理的崩壊定数 (1/s)

H : 放出源の有効高さ(m)

 σ_{y} : 濃度分布の y 方向の拡がりのパラメータ (m)

 σ_z : 濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ (m)

このとき、有効高さと同じ高度(z=H)の軸上で放射性物質濃度が最も濃くなる。被ばく評価地点は地上(z=0)であるため、地上放散が最も厳しい評価を与えることになる。

(3) 放出を考慮する核種

放射性物質の放出量は、原子炉建屋上部におけるサンプリング結果から想定しており、 現時点では実際に検出されている Cs-134 及び Cs-137 を評価対象とする。

Cs-134 及び Cs-137 以外の核種には、検出限界未満であることが確認されている核種だけではなく、測定自体ができていないものもあるが、評価結果に大きな影響は与えないものと考えている。これら評価対象としなかった核種の影響度合いについては、「2.2.1.8 Cs 以外の核種の影響について」で詳しく述べる。

(4)線量及び濃度計算地点

線量の計算は、図2.2.1-1に示すとおり、1,2号機共用排気筒を中心として16 方位に分割した陸側 9 方位の敷地境界外について行う。ただし、これらの地点より大き な線量を受ける恐れのある地点が別に陸側にある場合は、その地点も考慮する。

1,2号機共用排気筒から各評価点までの距離は、表2.2.1-3に示す。

2.2.1.3 単位放出率あたりの年間平均濃度の計算

計算は連続放出とし,放出位置毎に行う。単位放出率あたりの地上における放射性物質 濃度は,放射性物質の減衰を無視すると(2-2-2)式となる。

計算地点における年間平均相対濃度 $\overline{\chi}$ は、隣接方位からの寄与も考慮して以下のように 計算する。

j : 大気安定度(A~F)

L :計算地点を含む方位

計算結果を表2.2.1-4に示す。これに「2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理」表2. 1.3-1に示した推定放出量を乗じた結果を表2.2.1-5に示す。1~4 号機合計の 濃度が最大となるのは、1、2 号機共用排気筒の南方位約 1,340mの敷地境界で、それぞれ 約 1.5×10⁻⁹Bq/cm³である。

2.2.1.4 単位放出量あたりの実効線量の計算

建屋から放出された放射性雲による計算地点における空気カーマ率は,(2-2-4)式により計算する。

$$D = K_1 \cdot E \cdot \mu_{en} \cdot \int_0^\infty \int_{-\infty}^\infty \int_0^\infty \frac{e^{-\mu}}{4\pi r^2} \cdot B(\mu r) \cdot \chi(x', y', z') dx' dy' dz' \cdots (2-2-4) \quad \vec{t}$$

ここで,

$$K_1$$
 : 空気カーマ率への換算係数 $\left(\frac{dis \cdot m^3 \cdot \mu Gy}{MeV \cdot Bq \cdot h}\right)$

- E : γ 線の実効エネルギ (MeV/dis)
- μ_m : 空気に対する γ 線の線エネルギ吸収係数 (m⁻¹)

r : 放射性雲中の点(x', y', z')から計算地点(x, y, 0)までの距離(m)

 $B(\mu r)$: 空気に対する γ 線の再生係数で、次式から求める。

$$B(\mu r) = 1 + \alpha(\mu r) + \beta(\mu r)^2 + \gamma(\mu r)^3$$

ただし、 μ_{en} 、 μ 、 α 、 β 、 γ については、0.5MeV の γ 線に対する値を用 い、以下のとおりとする。 $\mu_{en} = 3.84 \times 10^{-3} (\text{m}^{-1})$ $\mu = 1.05 \times 10^{-2} (\text{m}^{-1})$ $\alpha = 1.000$ $\beta = 0.4492$ $\gamma = 0.0038$

$$-1.000 \quad p = 0.4492 \quad \gamma = 0.0036$$

 $\chi(x', y', z')$:放射性雲中の点(x', y', z')における濃度 (Bq/m³)

計算地点における単位放出量当たりの年間の実効線量は,計算地点を含む方位及びその 隣接方位に向かう放射性雲の γ 線からの空気カーマを合計して,次の(2-2-5)式により 計算する。

*H*_ν:計算地点における実効線量(μSv/年)

 K_2 : 空気カーマから実効線量への換算係数 (μ Sv/ μ Gy)

f_n:家屋の遮蔽係数

f。: 居住係数

*D*_L, *D*_{L-1}, *D*_{L+1}: 計算地点を含む方位(L)及びその隣接方位に向かう放射性雲による年間平均の y 線による空気カーマ(µGy/年)。これらは, (2-2-4) 式から得られる空気カーマ率Dを放出モード, 大気安定度別風向分布及び風速分布を考慮して年間について積算して求める。

計算結果を表2.2.1-6及び表2.2.1-7に示す。

2.2.1.5 年間実効線量の計算

(1) 放射性雲からの γ線に起因する実効線量

放射性雲からの γ 線に起因する実効線量は,「2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理」表 2.1.3-1の推定放出量に「2.2.1.4 単位放出量あたりの実効線量の計算」で求めた 単位放出量あたりの実効線量を乗じ求める。計算結果を表2.2.1-8及び表2.2. 1-9に示す。

計算の結果,放射性雲からの γ 線に起因する実効線量は南方向沿岸部で最大となり, 年間約 2.0×10⁻⁶mSv である。

(2)地面に沈着した放射性物質からのγ線に起因する実効線量

a. 計算の方法

評価は「一般公衆の線量評価」に基づき、以下の式で求める。

$$H_{A} = K \frac{\mu_{en}}{(1-g)} E \int_{-\infty}^{0} \int_{0}^{\infty} \int_{0}^{2\pi} \frac{B e^{-(\mu_{1}\cdot\eta_{1}+\mu_{2}\cdot\eta_{2})}}{4\pi r^{2}} C_{0} \cdot f(z) \cdot \rho \cdot d\theta d\rho dz \quad (2-2-6) \quad \text{if}$$

ただし,

$$H_{A} : 年間実効線量(mSv/年)$$

$$K : 3.91 \times 10^{3} \left(\frac{dis \cdot cm^{3} \cdot mGy}{MeV \cdot Bq \cdot y} \right) \times 0.8 \left(\frac{mSv}{mGy} \right)$$

$$(0.8 (mSv/mGy) は, 空気カーマから実効線量への換算係数_{o})$$

μ_m : 空気の γ 線の線エネルギ吸収係数 (1/cm)

- (1-g):制動放射による損失の補正
 - E : γ 線実効エネルギ (MeV/dis)
 - C₀:地表面附近の土壌における放射性物質濃度(Bq/cm³)
 - **B** : 空気, 土壌の2層 γ 線ビルドアップ係数 (-)
- μ₁, μ₂ : 空気及び土壌の γ 線線減衰係数(1/cm), 土壌は A1 で代用, ただし, 密度 は 1.5 (g/cm³) とする。
- r_1 , r_2 , r, ρ , θ , z : 図2. 2. 1-2に示す
- r : 土壤中の任意点 (ρ, θ, z) から被ばく点までの距離(cm) $r^{2} = (h-z)^{2} + \rho^{2} = (r, + r_{c})^{2}$
- f(z): 放射性物質の土壤中鉛直分布
- *h* : 被ばく点地上高 (100 cm)

被ばく点が1m程度であれば、これに寄与する放射性物質の範囲は、被ばく点から 10 m以内である。このため通常は*C*₀=一定と考える。したがって、上記式は、

$$H_{A} = \frac{K}{2} \frac{\mu_{en}}{(1-g)} E \cdot C_{0} \int_{-\infty}^{\infty} \int_{0}^{\infty} \frac{B \cdot e^{-(\mu_{1} \cdot r_{1} + \mu_{2} \cdot r_{2})}}{r^{2}} f(z) \cdot \rho \cdot d\rho dz \quad (2-2-7)$$

となる。

空気, 土壌 2 層の γ 線ビルドアップ係数については, 広く使用されているビルドア ップ係数を使用する。

1)
$$E > 1.801 MeV$$

$$B(E, \mu r) = 1 + \left\{ 0.8 - 0.214 \ln\left(\frac{E}{1.801}\right) \right\} (\mu r)^{g(E)}$$

2)
$$E \le 1.801 MeV$$

 $B(E, \mu r) = 1 + 0.8(\mu r)^{g(E)}$

ここで,

$$g(E) = 1.44 + 0.02395 E + 0.625 \ln\left(0.19 + \frac{1.0005}{E}\right)$$
$$\mu r = \mu_1 r_1 + \mu_2 r_2$$

c. 放射性物質の土壌中鉛直分布 ($C = C_0 f(z)$)について 放射性物質の土壌中鉛直分布は、「一般公衆の線量評価」より、指数分布で近似できる。 $C = C_0 \exp(\alpha z) \cdots (2-2-8)$ 式 ただし、深さ z の符号は下方を負とし、浸透係数 α (1/cm)は、0.33 を使用する。

III - 3 - 2 - 2 - 1 - 5

地表面附近の土壌における放射性物質濃度は、大気と地面の接触による沈着(乾性沈 着)と、降水による放射性物質の降下(湿性沈着)を考慮して、(2-2-9)式により計算 する。

 $C_0 = C_d + C_r$ (2-2-9) 式 ここで,

 C_{0} : 地表面付近の放射性物質濃度 (Bq/cm³)

C_a:無降水期間における地表面付近の濃度(Bq/cm³)

C, : 降水期間における地表面付近の濃度(Bq/cm³)

(a)無降水期間における沈着量

無降水期間中は乾性沈着のみとなるため、(2-2-10) 式~(2-2-12) 式で表せる。

$$S_{d} = \overline{x}_{i} \cdot V_{g} \frac{f_{1}}{\lambda_{r}} \{1 - \exp(-\lambda_{r} T_{0})\} \cdot (1 - K_{r}) \cdots (2 - 2 - 11)$$

ただし,

 \bar{x}_i : 地上における年間平均濃度 (Bq/cm³)

- V_g :沈着速度 (cm/s)
- λ, :物理的崩壊定数 (1/s)
- T₀: 放射性物質の放出期間
- f₁:沈着した放射性物質のうち残存する割合(-)
- S_{a} : 放射性物質の地表濃度 (Bq/cm²)
- K_r:降水期間割合(-)

ここで、 V_s は 0.3cm/s、 T_0 は 1 年、 f_1 はフォールアウトの調査結果より平均値の 0.5 とした。なお、降水期間割合(K_r)を0とすれば、「一般公衆の線量評価」と同じ評価式 となる。

(b)降水期間における沈着量

降水期間中は,乾性沈着及び湿性沈着が重なるため,(2-2-13)式~(2-2-15)式で 表せる。

ただし,

- \bar{x}_i :地上における年間平均濃度 (Bq/cm³)
- V_{g} :沈着速度 (cm/s)
- Λ :降水による洗浄係数(1/s)で、以下の式により求める。
 Λ=1.2×10⁻⁴·I⁰⁵
 ここで、降水強度I (mm/h)は、気象データより、2.16mm/hとする。
- L : 空気中放射性物質濃度の鉛直方向積分値で,

$$L = \int_0^\infty \exp\left(-\frac{z_1^2}{2\cdot\sigma_{zi}^2}\right) dz_1$$

- とし、風向別大気安定度別出現回数で平均化する。
- λ, :物理的崩壊定数 (1/s)
- T₀: 放射性物質の放出期間
- f₁: 沈着した放射性物質のうち残存する割合(-)
 降水時は地表面に全て残存すると仮定し、1.0とする。
- *S*_r: 放射性物質の地表濃度 (Bq/cm²)
- K_r :降水期間割合(-)

(c)計算結果

 \bar{x}_i は「2.2.1.3 単位放出率あたりの年間平均濃度の計算」で求めた最大濃度の約 1.5×10⁻⁹Bq/cm³を用いる。計算の結果,地表に沈着した放射性物質からの γ 線による 実効線量は,Cs-134 及びCs-137 の合計で年間約 3.0×10⁻²mSv である。

(3)吸入摂取による実効線量

吸入摂取による実効線量は、「評価指針」	」に基づき,次の計算式を用いる。	
$H_{I} = 365 \sum_{i} K_{i} \cdot A_{i} \cdot \cdots \cdot $		(2-2-16) 式
$A_{ii} = M_a \cdot \overline{x}_i$		(2-2-17) 式
ここで,		
H ₁ :吸入摂取による年間の実効線量	t (μSv/年)	

- 365:年間日数への換算係数 (d/年)
- K_n:核種 i の吸入摂取による実効線量係数(μSv/Bq)
- A_n:核種 i の吸入による摂取率 (Bq/d)
- M_a : 呼吸率 (cm³/d)
- *x_i*: 核種 i の年平均地上空気中濃度(Bq/cm³)

x_iは「2.2.1.3 単位放出率あたりの年間平均濃度の計算」で求めた最大濃度の約
 1.5×10⁻⁹Bq/cm³を用いる。その他に評価に必要なパラメータは、表2.2.1-10及び表2.2.1-11に示す。計算の結果、吸入摂取による実効線量は、Cs-134及びCs-137の合計で年間約1.9×10⁻⁴mSvである。

なお,吸入摂取の被ばく経路には地表に沈着した放射性物質の再浮遊に起因するものも 存在するが、「一般公衆の線量評価」の再浮遊係数(10⁻⁸ cm⁻¹)を用いると再浮遊濃度は約6.0 ~7.0×10⁻¹⁰Bq/cm³程度であり、被ばく評価全体への寄与は小さい。

2.2.1.6 5号機及び6号機の寄与

5 号機は平成23年1月3日,6 号機は平成22年8月14日に定期検査のため運転を停止 しており、「評価指針」において評価対象としている希ガス及びよう素は十分に減衰して いるが、保守的に福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(6号原子炉施設の変更) (平成22年11月12日付け、平成19・04・19原第18号にて設置変更許可)添付書類九と 同様の評価とする。

これによると、希ガスの γ 線による実効線量は 1,2 号機共用排気筒の北方位で最大と なり、年間約 4.4×10⁻³mSv,放射性よう素に起因する実効線量は 1,2 号機共用排気筒の北 北西方位で最大となり、年間約 1.7×10⁻⁴mSv である。

2.2.1.7 計算結果

大気中に拡散する放射性物質に起因する実効線量は、最大で年間約3.0×10⁻²mSvである。

2.2.1.8 Cs 以外の核種の影響について

(1)γ線放出核種

γ 線を放出する核種のうち、粒子状の放射性物質はダストサンプリングにより定期的 に測定しており、Cs 以外の核種は測定限界未満となっていることから、現在の状態が維持されれば敷地周辺への影響はCs に比べて軽微である。

一方,希ガスのようなガス状の放射性物質については,これまでの評価から,大気中 に拡散する放射性物質に起因する実効線量は,地表に沈着した放射性物質からの y 線の 外部被ばくが支配的であり,沈着しないガス状の放射性物質の寄与は小さいと考えられ る。

(2) β 線及び α 線放出核種

β 線及び α 線の放出核種で, γ 線を放出しない又は微弱でゲルマニウム半導体検出 器による核種分析ができない核種は,現時点で直接分析ができていない。これらの核種 は、地表に沈着した放射性物質からの γ 線は無視しうるが、特に α 線を放出する核種 は内部被ばくにおける実効線量換算係数が α 線を放出しない核種に比べて 100~1,000 倍程度となる。

Cs との比較可能な測定データとして表2.2.1-14にグラウンド約西南西における土壌分析結果を示す。表2.2.1-14では、 β 線を放出する主要な核種である Sr と、 α 線を放出する主要な核種である Pu が分析されており、その量は Cs に比べ、Sr で 1/1,000 程度、Pu で 1/1,000,000 程度である。この分析結果から、線質による違いを無視しうるほどに放出量は小さく、Cs-134及び Cs-137 に比べ、線量への寄与は小さいと考えられる。

2.2.1.9 食物摂取による実効線量の計算

2.2.1.9.1 葉菜摂取による実効線量

葉菜摂取による実効線量は,評価対象核種が Cs-134 及び Cs-137 の長寿命核種であることから,沈着分からの間接移行経路を考慮した「一般公衆の線量評価」に基づき,次の計算式を用いる。

- H_v:葉菜摂取による年間の実効線量(μSv/年)
- 365 :年間日数への換算係数 (d/年)
- *K_π*:核種 i の経口摂取による実効線量換算係数(μSv/Bq)
- A_v: : 核種 i の葉菜による摂取率 (Bq/d)
- *V_s*:葉菜への沈着速度(cm/s)
- λ_{eff} :核種 i の葉菜上実効崩壊定数(1/s) $\lambda_{eff} = \lambda_r + \lambda_w$
- λ_{ri} : 核種 i の物理的崩壊定数 (1/s)
- λ_w:ウェザリング効果による減少係数(1/s)
- *ρ*:葉菜の栽培密度 (g/cm²)
- *t*₁:葉菜の栽培期間(s)
- V' : 葉菜を含む土壌への核種の沈着速度 (cm/s)
- P_v: 経口移行に寄与する土壌の有効密度 (g/cm²)
- B_{vi}: 土壌 1g 中に含まれる核種 i が葉菜に移行する割合
- t₀ : 核種の蓄積期間 (s)
- f_i:葉菜の栽培期間年間比
- f_d:調理前洗浄による核種の残留比
- M_v :葉菜摂取量 (g/d)

評価に必要なパラメータは、表2.2.1-11~表2.2.1-13に示す。

x_iは「2.2.1.3 単位放出率あたりの年間平均濃度の計算」で求めた最大濃度の約 1.5×10⁻⁹Bq/cm³を用いて計算した結果,葉菜摂取による実効線量は最大で年間約 6.1×10⁻³mSvである。

2.2.1.9.2 牛乳摂取による実効線量

牛乳摂取による実効線量は,評価対象核種が Cs-134 及び Cs-137 の長寿命核種であることから,沈着分からの間接移行経路を考慮した「一般公衆の線量評価」に基づき,次の計算式を用いる。

評価に必要なパラメータは、表2.2.1-11~表2.2.1-13に示す。

 \bar{x}_i は「2.2.1.3 単位放出率あたりの年間平均濃度の計算」で求めた最大濃度の約 1.5×10⁻⁹Bq/cm³を用いて計算した結果、牛乳摂取による実効線量は最大で年間約 9.9×10⁻³mSv である。



図2.2.1-1 被ばく線量計算地点(敷地境界)



図2.2.1-2 沈着評価モデル

統計												検定年	棄却	限界	判定
年度風向	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平均值	昭和 54	上限	下限	○採択 ×棄却
Ν	7.23	8.90	8.40	7.79	5.92	5.27	4. 52	4.98	4.67	5.34	6.30	6.35	10.18	2.43	0
NNE	5.62	6.26	6.24	6.51	4.37	6.68	7.16	5.39	5.40	7.41	6.10	4.71	8.28	3.92	0
NE	3.69	3.54	3.91	3.42	2.44	3.94	4.55	3.28	3.31	4.15	3.62	2.84	4.99	2.25	0
ENE	2.15	2.59	2.45	2.05	1.75	2.14	2.64	2.45	2.23	2.74	2.32	1.92	3.05	1.59	0
Е	2.12	1.84	2.12	1.85	1.95	2.28	2.12	2.09	2.10	1.79	2.03	1.43	2.40	1.65	\times
ESE	1.98	2.06	2.06	2.14	1.97	2.28	1.98	2.37	2.31	1.95	2.11	1.73	2.48	1.74	\times
SE	2.69	2.63	2.80	2.63	2.71	2.82	2.87	2.71	3.27	2.67	2.78	2.74	3.23	2.33	\bigcirc
SSE	6.20	5.14	6.36	7.05	9.52	8.76	8.47	8.31	10.42	6.85	7.71	6.52	11.62	3.79	\bigcirc
S	11.59	9.61	10.29	13.54	12.54	10.91	10.43	10.22	9.42	12.01	11.06	9.90	14.22	7.89	\bigcirc
SSW	6.14	5.83	5.57	5.40	5.24	4.89	4.81	4.54	4.24	6.19	5.29	6.28	6.86	3.71	\bigcirc
SW	3.88	4.11	3.04	3.13	3.70	3. 73	3.30	3.63	2.76	3.41	3.47	3.72	4.46	2.48	\bigcirc
WSW	3.99	4.77	4.00	4.35	7.54	6.71	5.72	6.68	4.40	3.93	5.21	3.56	8.40	2.02	\bigcirc
W	8.45	8.90	7.66	6.63	8.95	9.44	7.81	9.31	7.82	7.47	8.25	6.26	10.41	6.08	\bigcirc
WNW	8.50	8.13	7.85	7.45	9.83	9.57	9.25	10.58	10.81	7.89	8.99	9.68	11.81	6.16	\bigcirc
NW	11.27	10.93	11.90	11.65	12.55	12.19	14.71	14.60	16.56	10.72	12.71	14.46	17.30	8.12	\bigcirc
NNW	13.35	13.79	14.31	12.97	7.80	7.32	8.67	7.84	8.35	13.96	10.83	16.76	18.03	3.64	0
静穏	1.13	0.98	1.04	1.42	1.24	1.07	0.99	1.02	1.93	1.53	1.24	1.13	1.97	0.51	0

表2.2.1-1 風向分布に対する棄却検定表

新	結												検定年	棄却	限界	判定
国速 階級	≡度	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平均值	昭和 54	上限	下限	○採択 ×棄却
\sim (0.4	1.13	0.98	1.04	1.42	1.24	1.07	0.99	1.02	1.93	1.53	1.24	1.13	1.97	0.51	0
$0.5 \sim 100$	1.4	6.66	5.19	6.74	7.01	6.68	7.61	6.63	7.02	5.64	6.65	6.58	6.27	8.22	4.94	0
$1.5 \sim 2$	2.4	11.57	9.85	11.70	11.43	10.62	12.11	12.69	12.94	10.57	11.01	11.45	10.21	13.75	9.14	\bigcirc
2.5 \sim 3	3.4	13.13	13.21	14.04	13.83	13.59	14.06	15.21	16.14	13.14	12.53	13.89	13.06	16.44	11.34	0
$3.5 \sim 4$	4.4	13.62	13.98	15.59	13.07	12.73	15.12	15.19	15.12	14.47	13.07	14.20	14.30	16.66	11.73	\bigcirc
4.5 \sim §	5.4	12.96	12.77	13.74	12.76	13.27	14.27	14.25	13.86	13.00	12.43	13.33	14.50	14.89	11.77	\bigcirc
5.5 \sim 6	5.4	10.91	12.21	11.23	10.29	11.43	11.82	11.33	11.68	10.83	11.85	11.36	12.05	12.71	10.00	0
6.5 \sim 7	7.4	9.20	9.44	9.03	8.98	9.35	8.88	8.54	8.63	8.94	8.99	9.00	9.26	9.67	8.33	0
$7.5 \sim 8$	3.4	6.90	7.48	5.78	6.83	6.86	6.24	6.23	5.64	7.17	7.48	6.66	6.46	8.22	5.10	0
8.5 \sim 9	9.4	4.83	5.66	3.71	4.42	4.60	4.45	3.82	3.43	4.95	5.06	4.49	4.57	6.12	2.87	0
9.5 ~		9.10	9.22	7.38	9.95	9.62	4.36	5.11	4.53	9.35	9.40	7.80	8.19	13.20	2.40	0

表2.2.1-2 風速分布に対する棄却検定表

計算地点の	1,2 号機共用排気筒から
方位	敷地境界までの距離(m)
S	1,340
SSW	1,100
SW	1,040
WSW	1,270
W	1,270
WNW	1,170
NW	950
NNW	1,870
N	1,930
S 方向沿岸部	1,400

表2.2.1-3 1,2号機共用排気筒から敷地境界までの距離

放出位置 評価位置	1号原子炉建屋	2号原子炉建屋	3号原子炉建屋	4号原子炉建屋
S	約 8.6×10 ⁻¹³	約 9.6×10 ⁻¹³	約 1.1×10 ⁻¹²	約 1.4×10 ⁻¹²
SSW	約 7.6×10 ⁻¹³	約 8.8×10 ⁻¹³	約 1.1×10 ⁻¹²	約 6.1×10 ⁻¹³
SW	約 3.7×10 ⁻¹³	約4.1×10 ⁻¹³	約4.8×10 ⁻¹³	約 7.9×10 ⁻¹³
WSW	約 3.7×10 ⁻¹³	約4.0×10 ⁻¹³	約 4.2×10 ⁻¹³	約 3.6×10 ⁻¹³
W	約 3.1×10 ⁻¹³	約 3.2×10 ⁻¹³	約 3.1×10 ⁻¹³	約 3.2×10 ⁻¹³
WNW	約 3.9×10 ⁻¹³	約 3.8×10 ⁻¹³	約 3.5×10 ⁻¹³	約 3.3×10 ⁻¹³
NW	約 6.3×10 ⁻¹³	約 5.7×10 ⁻¹³	約4.8×10 ⁻¹³	約4.1×10 ⁻¹³
NNW	約 5.5×10 ⁻¹³	約 5.1×10 ⁻¹³	約4.6×10 ⁻¹³	約4.2×10 ⁻¹³
N	約 8.1×10 ⁻¹³	約7.5×10 ⁻¹³	約 6.8×10 ⁻¹³	約 6.2×10 ⁻¹³
S 方向沿岸部	約 8.0×10 ⁻¹³	約 8.9×10 ⁻¹³	約 1.1×10 ⁻¹²	約 1.3×10 ⁻¹²

表2.2.1-4 単位放出率あたりの年間平均濃度((Bq/cm³)/(Bq/s))

表2.2.1-5 Cs-134 及び Cs-137 の年間平均濃度 (Bq/cm³)

放出位置	1 号 原子炉建屋	2 号 原子炉建屋	3 号 原子炉建屋	4号 百子后建居	合計
	<i>"</i>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	你 」	
S	約4.0×10 ⁻¹⁰	約 9.1×10 ⁻¹¹	約 8.1×10 ⁻¹⁰	約 1.7×10 ⁻¹⁰	約 1.5×10 ⁻⁹
SSW	約 3.6×10 ⁻¹⁰	約8.2×10 ⁻¹¹	約7.5×10 ⁻¹⁰	約7.2×10 ⁻¹¹	約 1.3×10 ⁻⁹
SW	約 1.7×10 ⁻¹⁰	約 3.9×10 ⁻¹¹	約 3.4×10 ⁻¹⁰	約 9.3×10 ⁻¹¹	約 6.4×10 ⁻¹⁰
WSW	約 1.8×10 ⁻¹⁰	約 3.7×10 ⁻¹¹	約 2.9×10 ⁻¹⁰	約4.2×10 ⁻¹¹	約 5.5×10 ⁻¹⁰
W	約 1.5×10 ⁻¹⁰	約 3.0×10 ⁻¹¹	約 2.2×10 ⁻¹⁰	約 3.8×10 ⁻¹¹	約4.3×10 ⁻¹⁰
WNW	約 1.9×10 ⁻¹⁰	約 3.6×10 ⁻¹¹	約 2.5×10 ⁻¹⁰	約 3.9×10 ⁻¹¹	約 5.1×10 ⁻¹⁰
NW	約 2.9×10 ⁻¹⁰	約 5.3×10 ⁻¹¹	約 3.4×10 ⁻¹⁰	約4.8×10 ⁻¹¹	約7.4×10 ⁻¹⁰
NNW	約 2.6×10 ⁻¹⁰	約4.8×10 ⁻¹¹	約 3.3×10 ⁻¹⁰	約 5.0×10 ⁻¹¹	約 6.9×10 ⁻¹⁰
Ν	約 3.8×10 ⁻¹⁰	約7.1×10 ⁻¹¹	約4.8×10 ⁻¹⁰	約7.3×10 ⁻¹¹	約 1.0×10 ⁻⁹
S 方向沿岸部	約 3.8×10 ⁻¹⁰	約 8.4×10 ⁻¹¹	約7.5×10 ⁻¹⁰	約 1.5×10 ⁻¹⁰	約 1.4×10 ⁻⁹

放出位置 評価位置	1号原子炉建屋	2 号原子炉建屋	3 号原子炉建屋	4号原子炉建屋
S	約7.7×10 ⁻⁷	約 8.5×10 ⁻⁷	約 9.8×10 ⁻⁷	約 1.2×10 ⁻⁶
SSW	約7.0×10 ⁻⁷	約7.6×10 ⁻⁷	約 8.3×10 ⁻⁷	約 9.0×10 ⁻⁷
SW	約4.5×10 ⁻⁷	約 5.2×10 ⁻⁷	約 6.1×10 ⁻⁷	約7.2×10 ⁻⁷
WSW	約4.0×10 ⁻⁷	約4.2×10 ⁻⁷	約4.3×10 ⁻⁷	約4.3×10 ⁻⁷
W	約 3.7×10 ⁻⁷	約 3.7×10 ⁻⁷	約 3.6×10 ⁻⁷	約 3.4×10 ⁻⁷
WNW	約 3.9×10 ⁻⁷	約 3.9×10 ⁻⁷	約 3.8×10 ⁻⁷	約 3.7×10 ⁻⁷
NW	約 6.9×10 ⁻⁷	約 6.7×10 ⁻⁷	約 7.2×10 ⁻⁷	約7.4×10 ⁻⁷
NNW	約 5.9×10 ⁻⁷	約 5.8×10 ⁻⁷	約 5.5×10 ⁻⁷	約 5.1×10 ⁻⁷
Ν	約 7.8×10 ⁻⁷	約7.4×10 ⁻⁷	約 6.8×10 ⁻⁷	約 6.3×10 ⁻⁷
S 方向沿岸部	約 8.5×10 ⁻⁷	約 9.6×10 ⁻⁷	約 1.1×10 ⁻⁶	約 1.3×10 ⁻⁶

表2.2.1-6 Cs-134の単位放出率あたりの実効線量((µSv/年)/(Bq/s))

表2.2.1-7 Cs-137の単位放出率あたりの実効線量((µSv/年)/(Bq/s))

放出位置	1号原子炉建屋	2号原子炉建屋	3号原子炉建屋	4号原子炉建屋
S	約 3.0×10 ⁻⁷	約 3.3×10 ⁻⁷	約 3.8×10 ⁻⁷	約4.4×10 ⁻⁷
SSW	約 2.7×10 ⁻⁷	約 2.9×10 ⁻⁷	約 3.2×10 ⁻⁷	約 3.4×10 ⁻⁷
SW	約 1.7×10 ⁻⁷	約 2.0×10 ⁻⁷	約 2.3×10 ⁻⁷	約2.7×10 ⁻⁷
WSW	約 1.6×10 ⁻⁷	約 1.6×10 ⁻⁷	約 1.6×10 ⁻⁷	約 1.7×10 ⁻⁷
W	約 1.4×10 ⁻⁷	約 1.4×10 ⁻⁷	約 1.4×10 ⁻⁷	約 1.3×10 ⁻⁷
WNW	約 1.5×10 ⁻⁷	約 1.5×10 ⁻⁷	約 1.5×10 ⁻⁷	約 1.4×10 ⁻⁷
NW	約2.6×10 ⁻⁷	約2.6×10 ⁻⁷	約 2.8×10 ⁻⁷	約2.8×10 ⁻⁷
NNW	約 2.3×10 ⁻⁷	約 2.2×10 ⁻⁷	約 2.1×10 ⁻⁷	約2.0×10 ⁻⁷
Ν	約 3.0×10 ⁻⁷	約 2.8×10 ⁻⁷	約 2.6×10 ⁻⁷	約2.4×10 ⁻⁷
S 方向沿岸部	約 3.3×10 ⁻⁷	約 3.7×10 ⁻⁷	約4.3×10 ⁻⁷	約 5.0×10 ⁻⁷

放出位置 評価位置	1号 原子炉建屋	2号 原子炉建屋	3号 原子炉建屋	4号 原子炉建屋	合計
S	約 3.6×10 ⁻⁴	約8.0×10 ⁻⁵	約 6.9×10 ⁻⁴	約1.4×10 ⁻⁴	約1.3×10 ⁻³
SSW	約3.3×10 ⁻⁴	約7.1×10 ⁻⁵	約 5.8×10 ⁻⁴	約1.1×10 ⁻⁴	約1.1×10-3
SW	約 2.1×10 ⁻⁴	約4.9×10 ⁻⁵	約4.3×10 ⁻⁴	約8.4×10 ⁻⁵	約7.8×10 ⁻⁴
WSW	約1.9×10 ⁻⁴	約3.9×10 ⁻⁵	約3.0×10 ⁻⁴	約 5.1×10 ⁻⁵	約 5.8×10 ⁻⁴
W	約1.7×10 ⁻⁴	約3.5×10-5	約 2.5×10 ⁻⁴	約4.0×10 ⁻⁵	約 5.0×10 ⁻⁴
WNW	約1.9×10 ⁻⁴	約3.6×10 ⁻⁵	約 2.7×10 ⁻⁴	約4.4×10 ⁻⁴	約 5.3×10 ⁻⁴
NW	約3.2×10 ⁻⁴	約6.4×10 ⁻⁵	約 5.1×10 ⁻⁴	約8.7×10 ⁻⁵	約 9.8×10 ⁻⁴
NNW	約2.8×10 ⁻⁴	約5.4×10 ⁻⁵	約3.9×10 ⁻⁴	約 6.0×10 ⁻⁵	約7.8×10 ⁻⁴
Ν	約3.7×10 ⁻⁴	約7.0×10 ⁻⁵	約4.8×10 ⁻⁴	約7.4×10 ⁻⁵	約1.0×10 ⁻³
S 方向沿岸部	約4.0×10 ⁻⁴	約 9.0×10 ⁻⁵	約7.8×10 ⁻⁴	約1.5×10 ⁻⁴	約1.4×10-3

表2.2.1-8 Cs-134の放射性雲からのγ線に起因する実効線量(μSv/年)

表2.2.1-9 Cs-137の放射性雲からのγ線に起因する実効線量(μSv/年)

放出位置 評価位置	1号 原子炉建屋	2号 原子炉建屋	3号 原子炉建屋	4号 原子炉建屋	合計
S	約1.4×10 ⁻⁴	約 3.1×10 ⁻⁵	約 2.7×10 ⁻⁴	約 5.2×10 ⁻⁵	約4.9×10 ⁻⁴
SSW	約1.3×10 ⁻⁴	約2.7×10 ⁻⁵	約 2.2×10 ⁻⁴	約4.1×10 ⁻⁵	約4.2×10 ⁻⁴
SW	約 8.2×10 ⁻⁵	約1.9×10 ⁻⁵	約 1.7×10 ⁻⁴	約 3.2×10 ⁻⁵	約 3.0×10 ⁻⁴
WSW	約7.3×10-5	約1.5×10 ⁻⁵	約 1.2×10 ⁻⁴	約 2.0×10 ⁻⁵	約 2.2×10 ⁻⁴
W	約 6.7×10 ⁻⁵	約1.3×10 ⁻⁵	約 9.7×10 ⁻⁵	約 1.5×10 ⁻⁵	約1.9×10 ⁻⁴
WNW	約7.1×10 ⁻⁵	約1.4×10 ⁻⁵	約1.0×10 ⁻⁴	約 1.7×10 ⁻⁵	約 2.1×10 ⁻⁴
NW	約1.2×10 ⁻⁴	約2.4×10 ⁻⁵	約 2.0×10 ⁻⁴	約 3.4×10 ⁻⁵	約 3.8×10 ⁻⁴
NNW	約1.1×10 ⁻⁴	約2.1×10 ⁻⁵	約 1.5×10 ⁻⁴	約 2.3×10 ⁻⁵	約 3.0×10 ⁻⁴
Ν	約1.4×10 ⁻⁴	約2.7×10 ⁻⁵	約1.9×10 ⁻⁴	約 2.8×10 ⁻⁵	約 3.8×10 ⁻⁴
S 方向沿岸部	約 1.5×10 ⁻⁴	約 3.5×10 ⁻⁵	約 3.0×10 ⁻⁴	約 5.9×10 ⁻⁵	約 5.5×10 ⁻⁴
パラメータ	記号	単位	数值		
-------	----	--------------------	---------------------		
呼吸率	Ma	cm ³ /d	2. 22×10^7		

表2.2.1-10 吸入摂取の評価パラメータ[1]

表 2. 2. 1-11 実効線量換算係数^[2]

元素	吸入摂取(K _{Ii})(µSv/Bq)	経口摂取(K _{Ti})(µSv/Bq)
Cs-134	9. 6×10^{-3}	$1.9 imes 10^{-2}$
Cs-137	6. 7×10^{-3}	1.3×10^{-2}

経路	パラメータ	記号	単位	数値
	核種の葉菜への沈着速度[1][3]	V_{g}	cm/s	1
	ウェザリング効果による減少定数 ^[3]	λ w	1/s	5.73×10 ⁻⁷ (14 日相当)
	葉菜の栽培密度[1]	ρ	g/cm^2	0.23
	葉菜の栽培期間 ^[3]	t_1	S	5.184×10 ⁶ (60 日)
葉菜	葉菜を含む土壌への核種の沈着速度[3]	V _g '	cm/s	1
摂取	経根移行に寄与する土壌の有効密度 ^[3]	Pv	g/cm^2	24
	核種の蓄積期間	t ₀	S	3. 1536×10 ⁷ (1 年間)
	葉菜の栽培期間年間比 ^[1]	f_{t}	—	0.5
	調理前洗浄による核種の残留比 ^[3]	f_d	—	1
	葉菜摂取量(成人) ^[1]	$M_{\rm v}$	g/d	100
	核種の牧草への沈着速度[1]	V_{gM}	cm/s	0.5
	ウェザリング効果による減少定数 ^[3]	λ_{w}	g/cm^3	5.73×10 ⁻⁷ (14 日相当)
	牧草の栽培密度[4]	ρ _M	g/cm^3	0.07
牛乳	牧草の栽培期間[4]	t_{1M}	S	2.592×10 ⁶ (30 日間)
摂取	牧草を含む土壌への核種の沈着速度[3]	, V _{gM}	cm/s	1
	経根移行に寄与する土壌の有効密度 ^[3]	$P_{\rm v}$	g/cm^2	24
	放牧期間年間比[1]	f_t	_	0.5
	乳牛の牧草摂取量 ^[3]	Q_{f}	g/d wet	$5 imes 10^4$
	牛乳摂取量(成人)[1]	M_{M}	cm^3/d	200

表2.2.1-12 葉菜及び牛乳摂取の評価パラメータ

表2.2.1-13 葉菜及び牛乳摂取の評価パラメータ[4]

Ⅲ-3-2-2-1-20

元素	土壌 lg 中に含まれる核種 i が葉菜	乳牛が摂取した核種iが牛乳に移行す	
	及び牧草に移行する割合 (B _{vi})	る割合(F _{Mi})((Bq/cm ³)/(Bq/d))	
Cs	$1.0 imes 10^{-2}$	$1.2 imes 10^{-5}$	

(出典)

- [1] 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 平成13年3月29日,原 子力安全委員会一部改訂
- [2] 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護 に関して必要な事項を定める告示(平成25年4月12日原子力規制委員会告示第三号)
- [3] 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について 平成 13 年 3月29日,原子力安全委員会一部改訂
- [4] U.S.NRC :Calculation of Annual Doses to Man from Routine Releases of Reactor Effluents for the Purpose of Evaluating Compliance with 10 CFR Part 50, Appendix I, Regulatory Guide 1.109, Revision 1, 1977

	土壌(Bq/kg) (グラウンド約西南西 500m)	分析日	
Cs-134	4. 1×10^{5}	2011年11月7日	
Cs-137	4. 7×10^{5}	2011年11月7日	
Sr-89	$1.8 imes10^2$	2011年10月10日	
Sr-90	2.5×10^{2}	2011年10月10日	
Pu-238	2. 6×10^{-1}	2011年10月31日	
Pu-239	1.1×10^{-1}	2011年10月31日	
Pu-240	1.1×10^{-1}	2011年10月31日	

表2.2.1-14 土壤分析結果

3.1.2 放射線管理

3.1.2.1 概要

地震,津波,水素爆発に伴い,1~4号機原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋, 廃棄物集中処理建屋及び使用済燃料輸送容器保管建屋については管理区域境界であった 建屋の壁が損壊した。5,6号機原子炉建屋,タービン建屋,廃棄物処理建屋及び運用補 助共用施設については,損壊の程度は少ないものの,管理区域出入口などが損壊状態に ある。このため,これらの管理区域境界については,区画物による区画・放射線等の危 険性に応じた立入制限等が行うことができない状況にある。

また、大規模な放射性物質の放出による放射線レベルの上昇により、従来、放射性物 質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度が管理 区域に係る値を超えるおそれのない区域であった固体廃棄物貯蔵庫を含め、周辺監視区 域全体が、外部線量に係る線量、空気中放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚 染された物の表面の放射性物質の密度について、管理区域に係る値を超えている。この ため、管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合に、その者の身体及 び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容 器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が管理 区域に係る値を超えていないことの確認ができない状況にある。

これらのことから、現状、周辺監視区域全体を管理区域と同等の管理を要するエリア として管理対象区域を設定している。管理対象区域では、周辺監視区域と同一のさく等 の区画物によって区画するほか周辺監視区域と同一の標識を設けることによって明らか に他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて、人の立入制限等の措置 を講じている。また、管理対象区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合 の表面汚染検査は、管理対象区域の境界に出入管理設備を設けて、原子力災害対策本部 が定める警戒区域からのスクリーニングレベル(平成 23 年 9 月 16 日付・原子力非常災 害対策本部長通知及び最新の通知、以下「スクリーニングレベル」という。具体的には 40Bq/cm²(13,000cpm 相当)である。)を超えないことを確認している。なお、管理対象 区域に立ち入る者は放射線業務従事者と一時立入者とする。個人被ばく管理については、 放射線業務従事者が管理対象区域で作業を行う場合には、放射線測定器を着用させ、外 部被ばくによる線量当量の評価を行っている。また、内部被ばくについては、原則とし てホールボディカウンタによる体外計測法などで定期的及び必要の都度、評価を行って いる。

管理対象区域のうち管理区域については,現状の放射線レベルに応じて再区分すると ともに、今後、立入制限等必要な措置を順次講じていく。管理対象区域のうち管理区域 を除く区域については、放射線レベルを低下していくためには、長い期間を要すること から、今後、管理対象区域内の除染等を検討し、実施する。詳細は、「3.1.3 敷地内に 飛散した放射性物質の拡散防止及び除染」参照。 3.1.2.2 基本方針

- 現存被ばく状況において、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、今後、新たに設備を設置する場合には、遮へい設備、換気空調設備、放射線管理設備及び 放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。また、事故後、設置した設備においても、 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、必要な設備の改良を図る。
- ② 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、周辺監視区域全体を管理対象 区域として設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量、空気中もしくは水 中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視して、その結果を管理 対象区域内の諸管理に反映するとともに必要な情報を免震重要棟や出入管理箇所等で 確認できるようにし、作業環境の整備に努める。
- ③ 放射線業務に限らず業務上管理対象区域に立ち入る作業者を放射線業務従事者とし、被 ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し、線量の低減に努める。また、放射線業務従事 者を除く者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に立ち入る者等を一 時立入者とする。

さらに、各個人については、定期的に健康診断を行って常に身体的状態を把握する。

- ④ 周辺監視区域を設定して、この区域内に人の居住を禁止し、境界に柵または標識を設け る等の方法によって人の立入を制限する。
- ⑤ 原子炉施設の保全のために、管理区域を除く場所であって特に管理を必要とする区域を 保全区域に設定して、立入りの制限等を行う。
- ⑥ 核燃料物質によって汚染された物の運搬にあたっては、放射線業務従事者の防護及び発 電所敷地外への汚染拡大抑制に努める。
- 3.1.2.3 発電所における放射線管理
 - (1) 管理対象区域,管理区域,保全区域及び周辺監視区域
 - a. 管理対象区域

周辺監視区域全体が外部線量に係る線量,空気中放射性物質の濃度,又は放射性 物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度について,管理区域に係る値 を超えるか,又は,そのおそれがあるため,管理区域と同等の管理を要するエリア として管理対象区域を設定する。管理対象区域は,管理区域と管理区域を除く区域 に分けられる。

管理対象区域のうち管理区域を除く区域については,外部線量に係る線量,空気 中放射性物質の濃度,又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の 密度について,管理区域に係る値を下回るよう,必要の都度,遮へいにより線量当 量率を下げ,又は除染により線量当量率及び表面汚染密度を下げていく。 b. 管理区域

外部線量に係る線量,空気中放射性物質の濃度,又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度について,管理区域に係る値を超えるか,又は, そのおそれのある区域である。

管理区域境界の大物搬出入口などが開放状態にあることや管理区域境界において も放射線レベルが高いことから,管理区域に求められる管理区域内の管理,物品の 出入管理ができていないが,今後,順次,修復し,管理区域に求められる要件を満 足するようにする。また,管理対象区域のうち管理区域を除く場所において,除染 等を行っても管理区域に係る値を下回るようにすることが困難な場合には,管理区 域に求められる措置を適切に講じた上で管理区域を設定する。

c. 保全区域

「実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則」(第1条)に基づき,原子炉施 設の保全のために特に管理を必要とする区域であって,管理区域を除く区域を保全 区域とする。

d. 周辺監視区域

外部放射線に係る線量,空気中もしくは水中の放射性物質濃度が,「核原料物質又 は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告 示」,「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物 質の防護に関して必要な事項を定める告示」に定められた値を超えるおそれのある 区域が周辺監視区域であるが,放出により沈着した放射性物質が広域に広がってし まっており,周辺監視区域を線量限度に基づき設定することが困難であるため,管 理上の便宜も考慮して図3.1-1に示すように周辺監視区域を設定する。

(2) 管理対象区域内の管理

管理対象区域については、次の措置を講じる。

 管理対象区域は当面の間,周辺監視区域と同一にすることにより、さく等の区画物 によって区画するほか周辺監視区域と同一の標識等を設けることによって明らかに 他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて、人の立入制限等を行 う。

管理対象区域内の線量測定結果を放射線業務従事者の見やすい場所に掲示する等の 方法によって、管理対象区域に立ち入る放射線業務従事者に放射線レベルの高い場 所や放射線レベルが確認されていない場所を周知する。特に放射線レベルが高い場 所においては、必要に応じてロープ等により人の立入制限を行う。

② 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。ただし、

飲食及び喫煙を可能とするために,放射性物質によって汚染された物の表面の放射 性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度が,法令に定める管理区域に係る値を超 えるおそれのない区域を設ける。なお,設定後は,定期的な測定を行い,この区域 内において,法令に定める管理区域に係る値を超えるような予期しない汚染を床又 は壁等に発見した場合等,汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置等を行う ことにより,放射性物質の経口摂取を防止する。

- ③ 管理対象区域全体にわたって放射線のレベル及び作業内容に応じた保護衣類や放射 線防護具類を着用させる。
- ④ 管理対象区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度についてスクリーニングレベルを超えないようにする。管理対象区域内において汚染された物の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域に人が立ち入り、又は物品を持ち込もうとする場合は、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度について表面汚染測定等により測定場所のバックグラウンド値を超えないようにする。
- ⑤ 管理対象区域内においては、除染や遮へい、換気を実施することにより外部線量に 係る線量、空気中放射性物質の濃度、及び放射性物質によって汚染された物の表面 の放射性物質密度について、管理区域に係る値を超えるおそれのない場合は、人の 出入管理及び物品の出入管理に必要な措置を講じた上で、管理対象区域として扱わ ないこととする。

また,管理対象区域内は,場所により外部放射線に係る線量当量率,放射線業務従 事者等の立入頻度等に差異があるので,これらのことを考慮して適切な管理を行う。

管理対象区域のうち管理区域については、地震、津波、水素爆発に伴い、1~4 号機 原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋、廃棄物集中処理建屋及び使用済燃料輸 送容器保管建屋については管理区域境界であった建屋の壁が損壊した。5,6 号機原子 炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び運用補助共用施設については、損壊の程 度は少ないものの、管理区域出入口などが損壊状態にある。このため、他の場所との 区別・放射線等の危険性の程度に応じた人の立入制限等の措置は、管理対象区域で講 ずる措置と同一とする。

a. 線量等の測定

放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため放射

線測定器により、管理対象区域における放射線レベル等の状況を把握する。

(a) 外部放射線に係る線量当量の測定

①エリア放射線モニタによる測定

管理対象区域内で運転操作,監視,点検等のために人が駐在する場所に,エリ ア放射線モニタを設置し,放射線環境の状況の把握と放射線防護への情報提供の 観点から放射線レベルの連続監視を行う必要があるが,既設建屋内のエリア放射 線モニタは,津波による水没や爆発による故障,建屋内の線量が高いためエリア 放射線モニタの健全性を確認していない。

放射線環境の状況の把握と放射線防護への情報提供の観点から,放射線業務従 事者の立入頻度を考慮し,放射線レベルの連続監視を行う必要性を踏まえ,エリ ア放射線モニタによる管理に移行できるよう検討を行う。

②サーベイメータによる測定

管理対象区域内において放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所について は,定期的あるいは必要の都度サーベイメータによる外部放射線に係る線量率の 測定を行う。

測定した結果は、測定点、測定日時、測定結果を記入したサーベイマップを作 成し、放射線業務従事者の、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理対 象区域内に立ち入る放射線業務従事者に放射線レベルの高い場所や放射線レベル が確認されていない場所を周知する。

(b) 空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度の測定

管理対象区域内において,放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所については,定期的あるいは必要の都度空気中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を測定する。

① 排気モニタによる測定

排気モニタにより建屋内の空気中の放射性物質の濃度を監視する。放射能レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、免震重要棟又は中央制御室(5,6 号機)において警報を出し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。

② サンプリングによる測定

管理対象区域内において放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所について, サンプリングにより空気中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密 度の測定を定期的及び必要の都度行う。

(c) 系統内の放射能測定

施設が正常に運転されていることを確認するため、系統内の気体及び液体の放 射性物質の濃度を測定する。 ① プロセス放射線モニタによる測定

プロセス放射線モニタは、空気中又は水中の放射性物質の濃度を監視し、放射 能レベルが、あらかじめ設定された値を超えた場合は、免震重要棟又は中央制御 室(5,6号機)において警報を出し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を 喚起する。なお、警報は異常の早期発見が可能な値を定める。

② サンプリングによる測定

主な系統については、定期的及び必要の都度サンプリングにより放射性物質の 濃度を測定する。

- b. 人の出入管理
 - (a) 管理対象区域(管理区域を含む)への立入制限

管理対象区域(管理区域を含む)への立入りは、あらかじめ指定された者で、か つ必要な場合に限るものとする。なお、管理対象区域(管理区域を含む)への立入 制限は、出入管理箇所において行う。

(b) 出入管理の原則

管理対象区域(管理区域を含む)の出入管理の原則は次のとおりとする。

- ① 管理対象区域(管理区域を含む)の出入りは、出入管理箇所を経由して行う。
- ② 管理対象区域(管理区域を含む)に立ち入る者には、出入管理箇所で所定の保 護衣類を配備して着用させる。また、出入管理箇所または免震重要棟において 所定の放射線測定器を配備して着用させる。
- ③管理対象区域及び管理対象区域のうち管理区域から退出した者には、サーベイメータ等によって表面汚染検査を行わせる。 管理対象区域内のうち、汚染された物の表面の放射性物質の密度及び空気中の 放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域に 立ち入る者には、その出入口においてサーベイメータ等によって表面汚染検査 (予め管理区域に係る値を超えないことを確認した場合は除く)を行わせる。
- ④ 出入管理箇所では、管理対象区域(管理区域を含む)の人の出入りを監視する。
- (c)管理対象区域(管理区域を含む)内での遵守事項
 - ① 指定された場所以外では、飲食及び喫煙を禁止する。
 - ② 異常事態の発生又はそのおそれがある事象を発見した場合は、直ちに必要箇所 へ連絡させ、その指示に従わせる。
- c. 物品の出入管理

管理対象区域への物品の持込み及び持出しは、出入管理箇所を経由して行う。な

III - 3 - 3 - 1 - 2 - 6

お,管理対象区域のうち管理区域内への物品の出入管理は,管理対象区域における 物品の出入管理で実施している管理と同一である。

管理対象区域から物品を持ち出す場合には、スクリーニングレベルを超えないことを確認する。

なお、当社が貸与する下着類及び構内で使用した作業服のうち再使用可能なもの については、これまで福島第一原子力発電所の管理区域に設置する洗濯設備で洗浄 し再使用する運用としていたが、震災により当該設備が使用できない状況にあるた め、当社福島第二原子力発電所の管理区域に設置する同等の洗濯設備で洗浄して福 島第一原子力発電所で再使用することとし、この場合における管理対象区域からの 下着類及び構内で使用した作業服の持出しにあたってもスクリーニングレベルを超 えないことを確認する。当該運用にあたっては、福島第二原子力発電所で発生する 使用済保護衣類の処理に支障を来さない範囲で行うとともに、洗濯廃液系の取り扱 いにおいては福島第二原子力発電所の保安規定を遵守する。

d. 管理対象区域内の区分

管理対象区域は、管理区域と管理区域を除く区域に区分する。

管理対象区域のうち管理区域は,放射性物質によって汚染された物の表面の放射 性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超え るおそれのない区域と,表面の放射性物質の密度又は空気中の放射性物質濃度が, 法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある区域とに区分す る。なお,放射線レベルが高く,区域区分に係る条件を満足できない場合は,管理 対象区域のうち管理区域を除く区域の区域区分と同一とする。

管理対象区域のうち管理区域を除く区域については汚染された物の表面の放射性 物質の密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える または超えるおそれのある区域と汚染された物の表面の放射性物質の密度及び空気 中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域と に区分する。

e. 作業管理

管理対象区域での作業は,放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低 減することを旨として原則として次のように行う。

- ① 事前に作業環境に応じて放射線防護具類の着用,作業人数,時間制限等必要な条件を定め,放射線業務従事者の個人被ばく歴を考慮して合理的な作業計画を立てる。また,上記の作業計画において必要な条件を定めるために,事前に作業訓練やロボットの活用を行うことも考慮する。
- ② 作業前及び作業中には、必要に応じ、外部放射線に係る線量当量率及び空気中の

III - 3 - 3 - 1 - 2 - 7

放射性物質の濃度を測定し,高線量作業を識別した上で作業を行うとともに,事 故後初めて立ち入る場合等必要な場合には,一時的遮へいの使用,除染等を行い, 作業環境の改善に努める。

- ③ 請負業者の作業管理については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則に 基づき各請負業者に実施義務があるが、東京電力の放射線業務従事者に準じて行 う。具体的には、請負業者が作成する作業計画の内容を確認し、適切なものとな るよう指導する、作業計画の周知を図るよう指導する、作業現場を巡視するなど の指導または援助を行う。
- f. 事業所内運搬

核燃料物質によって汚染された物(資機材,瓦礫等)を運搬する際は,汚染を広 げないよう養生等による汚染拡大抑制を図るとともに,必要に応じて遮へい等によ る被ばく低減に努める。なお,これら汚染拡大抑制対策に関する措置について適宜 確認して適正化を図る。

(3) 保全区域内の管理

保全区域は、「実用発電用原子炉設置,運転等に関する規則」(第8条)の規定に基づき、標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限等の措置を講じる。

(4) 周辺監視区域内の管理

「実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則」(第8条)の規定に基づき,周辺 監視区域は人の居住を禁止し,境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監 視区域に業務上立ち入る者を除く者の立入りを制限する。

周辺監視区域内は,全域を管理対象区域とし,その管理については,「3.1.2.3(2)管 理対象区域内の管理」で述べる。

(5) 個人被ばく管理

管理対象区域(管理区域を含む)に立ち入る者の個人被ばく管理は、線量を常に測 定評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握す ることによって行う。

なお,請負業者の放射線業務従事者の個人被ばく管理については,法令に定められ るものについて,東京電力の放射線業務従事者に準じて扱う。

a. 管理対象区域(管理区域を含む)立入前の措置

放射線業務に限らず業務上管理対象区域に立ち入る作業者を放射線業務従事者と する。 また,放射線業務従事者に対しては,あらかじめ次のような措置を講じる。 ①放射線防護に関する教育,訓練を行う。 ②被ばく歴及び健康診断結果を調査する。

b. 放射線業務従事者の線量限度

放射線業務従事者の線量は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設 の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示」,及び最新の告 示に定める線量限度を超えないようにする。

放射線業務従事者の5年間の線量のうち平成23年3月11日の東日本大震災以降 から平成23年3月31日までの線量については、「福島第一原子力発電所で従事する 労働者の被ばく線量管理等の徹底について 基発0428第3号・平成23年4月28日」 に基づき平成23年度を含む定められた5年間の線量として線量限度を超えないよう にする。

平成23年3月11日の東日本大震災以降から平成23年3月31日までの線量に係る「1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む定められた5年間の線量」は平成23年度を含む定められた5年間の線量とし、「放射線業務従事者が業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び定められた5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴」については、平成23年3月11日以降の経歴として記録する。

c. 線量の管理

放射線業務従事者の線量が,線量限度を超えないよう被ばく管理上必要な措置を 講じる。

(a) 外部被ばくによる線量の評価

外部被ばくによる線量の測定は、原則として次のように行う。

- 管理対象区域(管理区域を含む)に立ち入る場合には、警報付ポケット線量 計等を着用させ、外部被ばくによる線量をその日ごとに測定する。
- ② 特殊な作業に従事する者に対しては、その作業に応じて被ばくする線源や作業姿勢を考慮し適切な放射線測定器、例えば中性子線源取扱作業やβ線被ばく作業などに関しては中性子線用固体飛跡検出器やβ線測定用線量計等を、体幹部以外にも局所的に被ばくする箇所がある場合は当該末端部に着用させ、その都度線量の測定を行う。
- (b) 内部被ばくによる線量の評価

内部被ばくによる線量の測定は、原則として次のように行う。

① 放射線業務従事者の内部被ばくによる線量の評価は、ホールボディカウンタ

Ⅲ-3-3-1-2-9

による体外計測法又は作業環境の空気中の放射性物質の濃度を測定するこ とにより行う。

- ② ホールボディカウンタによる測定は、発電所退所時(放射線業務従事者として勤務を解除する時)並びに定期的及び必要に応じて行う。
- ③ 放射性物質の体内摂取が考えられる場合には、必要に応じてバイオアッセイ を行う。
- (c) 放射線業務従事者の線量の評価結果は、本人に通知する。
- (d) 個人の線量の測定結果は、定期的に評価、記録するとともに以後の放射線管理及 び健康管理に反映させる。

なお,視察等管理対象区域(管理区域を含む)に一時的に立ち入る者については, その都度警報付ポケット線量計等を着用させ,外部被ばくによる線量の測定を行う ほか,必要に応じて内部被ばくによる線量の評価を行う。

- d. 健康管理
 - 「労働安全衛生規則」(第44条及び第45条)による健康診断のほか「電離放射 線障害防止規則」(第56条),「東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管 理の徹底について 基安発1030号第1号・平成24年10月30日」及び最新の通 知に基づき放射線業務従事者について健康診断を実施し,常にその健康状態を把 握する。
 - ② 健康診断結果及び線量の評価結果による医師の勧告等を考慮し、必要ある場合は、 保健指導及び就業上の措置を講じる。
 - ③ 発電所内において放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は必要 な応急措置をとる。



図3.1-1 周辺監視区域図

3.1.2.4 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視

気体廃棄物の環境中への放出にあたっては各建屋で放出監視を行い,液体廃棄物の環 境中への放出にあたっては放出毎に測定を行うことにより,厳重に管理するが,更に異 常がないことを確認するため,周辺監視区域境界付近及び周辺地域において空間放射線 量率及び環境試料の放射能の監視を行う。

(1) 空間放射線量等の監視

空間放射線量は,周辺監視区域境界付近及び周辺地域に設けるモニタリングポイン トに蛍光ガラス線量計を配置し,これを定期的に回収して線量を読み取ることにより 測定する。

空間放射線量率は,周辺監視区域境界付近にほぼ等間隔に8箇所設置されているモ ニタリングポストにより測定し,連続監視を行う。

空気中放射性物質濃度は、周辺監視区域境界付近までダストが飛散するおそれがあ る作業(原子炉建屋カバー解体やオペレーティングフロア上のガレキ撤去等)に関し て、モニタリングポスト付近で、ダストモニタによる監視又はダストサンプラ等を用 いて測定する。

モニタリングポストは,事故時に放出された放射性物質の影響により設置場所の線 量率が上昇しているため,モニタリングポストの設置場所周辺からの空間線量率の影 響を低減するために必要な範囲について森林の伐採,表土の除去を行う。線量率が高 い一部の設置場所については,放射性物質の異常な放出の検知を目的として検出器周 りに遮へい壁を設置するが,設置場所周辺の空間線量率の変動を監視するためにサー ベイメータ等により測定を行う。

(2) 環境試料の放射能監視

周辺環境の陸域及び海域における放射性物質濃度を比較的長寿命核種に重点を置き 測定する。

陸域,海域について,それぞれ以下のモニタリングを実施し,事故時に放出された 放射性物質の環境への影響及び追加の異常な放出が無いことを監視する。

①陸域

測定対象:空間線量率,放射性物質濃度

測定点 :原子炉建屋周辺,敷地周辺

②海域

測定対象:海水,海底土

測定点 : 発電所前面海域, 沿岸海域

なお,事故後に関係機関と連携して実施しているモニタリングについては,国の「総 合モニタリング計画」に基づき引き続き実施する。 (3) 異常時における測定

放射性物質を取り扱う各施設において,放射線量率の上昇や放射性物質の漏えいが 生じた場合は,確認,測定の頻度を増やして放射線監視を強化する等,適切な措置を 講じる。

今後各施設において想定される異常事象に備え,異常な放出が想定された場合,陸 側では,モニタリングポストによる監視に加え,γ線サーベイメータ,ダストサンプ ラ等を搭載したモニタリングカーにより気象データに基づき風下側において敷地周辺 の空間放射線量率,空気中放射性物質濃度の測定を行い,環境への影響の範囲,程度 などの推定を敏速かつ確実に行う。海側では,海水の測定頻度を増やす等して,環境 への影響の範囲,程度などの推定を敏速かつ確実に行う。

- 3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等
 - (1) 主要設備
 - a. 出入管理関係設備

出入管理、汚染管理のため、以下の設備を設ける。

(a) 出入管理設備

管理対象区域(管理区域を含む)への立入りは、出入管理箇所を通る設計とする。

出入管理箇所では人員,物品等の出入管理を行い,保護衣類及び放射線測定器 の配備を行う出入管理設備を設ける。

(b) 汚染管理設備

人の出入りに伴う汚染の管理は,更衣所,退出モニタ等を設置し,汚染サーベ イメータ,汚染除去用器材を備えた箇所において,管理対象区域から退出する前 に表面汚染検査を行う。

b. 試料分析関係設備

各系統の試料等の化学分析及び放射能測定を行うために、津波・地震等による被 害が比較的軽微であった5,6号機及び環境管理棟の設備を使用する。なお、化学分 析設備の分析スペース及び放射能測定設備が足りず試料の適時処理ができない、放 射能測定設備のバックグラウンドが高く低放射能濃度試料の測定ができない状況の ため、化学分析棟を設置するとともに発電所構外でも試料分析を実施している。

(a) 化学分析設備

放射線レベルの低減,空調設備の復旧及び分析設備の健全性確認を行い,既存 の化学分析設備を使用する。なお,放射線レベルが震災前の値に戻っていないこ と,分析スペースも足りないことから,新たな化学分析設備も設置する。 (b) 放射能測定設備

放射能測定設備のうち, γ核種・全α核種・全β核種・トリチウム・ストロン チウムの測定設備を使用する。なお,放射線レベルのバックグラウンドが震災前 の値に戻っていないこと,放射能測定設備が足りず試料の適時処理ができないこ とから,新たな放射能測定設備も設置する。

c. 個人管理用測定設備及び測定機器

個人の線量管理のため、外部放射線に係る線量当量を測定する蛍光ガラス線量計, 警報付ポケット線量計等を発電所内に、内部被ばくによる線量を評価するためホー ルボディカウンタ等を発電所構外に備える。

なお,放射性物質の体内摂取が考えられる場合に実施するバイオアッセイについ ては,必要に応じて発電所構外にて実施する。

d. 放射線計測器の校正設備

放射線監視設備及び機器を定期的に校正し計測器の信頼度を維持するために,校 正設備を設けている。本校正設備が健全であることを確認したため,今後も放射線 監視設備及び機器は校正設備を用いて校正する。また,一部の放射線監視設備及び 機器については,他施設に持ち込み放射線源による校正を行う。

e. 放射線監視

放射線監視設備は,エリア放射線モニタリング設備及び放射線サーベイ機器等か らなり,次の機能を持つ。

エリア放射線モニタリング設備は,放射線レベルが設定値を超えたときは,警報 を発する。

(a) エリア放射線モニタリング設備

既設建屋内のエリア放射線モニタが機能していない箇所については,建屋内への入域の頻度・エリアが限られていることから,入域の際に放射線業務従事者自らが周辺の放射線レベルを計測するという管理的手段により,異常の検知に努めている。

今後は、建屋内について入域の頻度の多さ、エリアの拡大を考慮して、必要に 応じて上記の管理的手段から従来のエリア放射線モニタによる管理に移行できる よう検討をすすめていく。屋外については、敷地全域が汚染していることから、 除染を行う等して放射線リスクの低減に努める。(詳細は、「3.1.3 敷地内に飛散 した放射性物質の拡散防止及び除染による線量低減」を参照) (b) プロセス放射線モニタリング設備

放出監視のための放射線モニタについて,使用済燃料共用プール排気口及び 5, 6 号機の建屋換気排気に係るものを除いて現在機能していない状況である。放射性 廃棄物の放出や建屋換気排気に係るモニタについては,機能を復旧させる必要が あるが,当面,以下の設備により気体廃棄物の放出監視を行い,免震重要棟に表 示する。

- ・1,2,3号機原子炉格納容器ガス管理設備
- ・1 号機大型カバー換気設備
- ・2 号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備
- ・3号機燃料取り出し用カバー換気設備
- ・4号機燃料取出し用カバー換気設備

使用済燃料共用プール排気口のモニタについては共用プール建屋内監視操作室で, 5,6号機主排気筒のモニタについては5,6号機中央制御室で,表示している。

(c)環境モニタリング設備

以下の環境モニタリング設備により発電所敷地周辺の放射線監視を行う。

- 固定モニタリング設備 敷地境界付近に設置されているモニタリングポスト 8 基により,連続的に 空間放射線量率を測定し,免震重要棟で指示及び記録を行い,放射線レベル 基準設定値を超えたときは警報を出す。また,空間放射線量測定のため適切
 - な間隔でモニタリングポイントを設定し、蛍光ガラス線量計を配置する。
- ② 環境試料測定設備

周辺監視区域境界付近で、モニタリングポストが設置されている 2 箇所に ついてダスト放射線モニタ 2 基により、空気中の粒子状放射性物質を捕集・ 測定する。敷地内で、ダストサンプラにより、空気中の粒子状放射性物質を 捕集する。

③ モニタリングカー

γ線サーベイメータ,ダストサンプラ等を搭載した無線通話装置付のモニ タリングカーにより,発電所敷地周辺の空間放射線量率,空気中の放射性物 質濃度を迅速に測定する。

④ 気象観測設備

発電所周辺の一般公衆の線量評価に資するため,敷地内で,各種気象観測 設備により,風向,風速,日射量,放射収支量などを連続的に測定する。 (d) 放射線サーベイ機器

発電所内外の必要箇所、特に放射線業務従事者等が頻繁に立ち入る箇所につい ては、外部放射線に係る線量当量率、空気中及び水中の放射性物質濃度並びに表 面汚染密度のうち、必要なものを定期的及び必要の都度測定する。

測定は、外部放射線に係る線量当量率については、携帯用の各種サーベイメー タにより、空気中及び水中の放射性物質濃度については、サンプリングによる放 射能測定により、また、表面汚染密度については、サーベイメータ又はスミヤ法 による放射能測定によって行う。

放射線サーベイ関係主要測定器及び器具は、以下のとおりである。

- GM管サーベイメータ
- ・電離箱サーベイメータ
- ・シンチレーションサーベイメータ
- ・中性子線用サーベイメータ
- ・ダストサンプラ
- ・ダストモニタ

また、以下の機器により、万が一汚染水がタンク等から漏えいし排水路へ流入 した場合の検知を行い、免震重要棟に表示する。

- ・側溝放射線モニタ(C排水路)
- · 簡易放射線検知器(A排水路,物揚場排水路,K排水路):今後、設置予定
- (2) 主要仕様

放射線管理設備の主要仕様を以下に示す。

出入管理関係設備	1式
・更衣所	
・退出モニタ	
試料分析関係設備	1式
・Ge 半導体γ線スペクトロメータ	
個人管理用測定設備及び測定機器	1式
・ホールボディカウンタ	
・警報付ポケット線量計	
・蛍光ガラス線量計	
放射線監視設備	1式
・モニタリングポスト	
・ダスト放射線モニタ(敷地境界付近)	
・モニタリングカー	

·気象観測設備

(3) 点検・校正

出入管理関係設備, 試料分析関係設備, 放射線監視設備等は, 定期的に点検・校正 を行うことによりその機能の健全性を確認する。